

府中市地域防災計画

大規模事故災害編

令和6年修正



府中市防災会議

目 次

府中市地域防災計画は、震災編、風水害編、大規模事故災害編、資料編から構成される。

第 1 部 総則

第 1 章 計画の方針

第 1 節 計画の目的	1
1 計画の目的.....	1
1－1 計画の目的	1
1－2 計画の前提	1
第 2 節 計画の構成	1
1 計画の構成.....	1
第 3 節 計画の位置付け	2
1 計画の位置付け	2
第 4 節 計画の習熟	2
1 計画の習熟.....	2
第 5 節 計画の修正	2
1 計画の修正.....	2
第 6 節 地区防災計画	2
1 地区防災計画	2

第 2 章 府中市の現状と想定災害

第 1 節 府中市の現状	3
1 位置及び地勢	3
2 人口	4
2－1 人口	4
2－2 昼夜間人口	5
3 大規模集客施設	5
3－1 東京競馬場・ボートレース多摩川	5
3－2 大國魂神社	5
4 火災の概況.....	5
5 危険物施設等の概況	6
6 交通	6
6－1 道路	6
6－2 鉄道	6

6-3 飛行経路	7
7 市周辺の活火山	7
第2節 想定事故災害	7
1 想定する災害	7
2 想定災害の種別	8
2-1 大規模火災	8
2-2 危険物事故	8
2-3 大規模事故	8
2-4 火山災害	9

第3章 基本的責務と役割

第1節 市、市民及び事業所の基本的責務	10
1 基本理念.....	10
2 基本的責務.....	10
2-1 市の責務	10
2-2 市民の責務	11
2-3 事業所の責務	11
第2節 市及び防災関係機関等が行うべき業務大綱	12
1 市と市民の役割	12
2 指定地方行政機関の役割	13
3 自衛隊の役割	17
4 東京都の役割	17
5 指定公共機関の役割	21
6 指定地方公共機関の役割	24
7 協力機関の役割	25

第4章 複合災害への対応

第1節 基本方針	26
1 基本方針.....	26
第2節 予防、応急・復旧対策	27
1 予防対策.....	27
1-1 防災施設の整備等	27
1-2 非常時情報通信の整備	27
1-3 避難対策	27
1-4 災害医療体制の整備	27

1－5 緊急輸送体制の整備	27
1－6 複合災害に関する啓発	27
2 応急・復旧対策	28
2－1 人命救助	28
2－2 情報の収集・伝達	28
2－3 交通規制	28
2－4 避難所の再配置	28
2－5 二次災害の防止	28
2－6 ライフラインの復旧	28
第3節 複合災害に備え留意すべき事項	29
1 「大規模自然災害」＋「大規模事故災害」の場合	29
2 「感染拡大」＋「大規模事故災害」の場合	29

第2部 災害予防計画

第1章 防災力強化の取組

第1節 市民の防災力の向上	33
1 市民の防災力の向上	33
第2節 自主防災組織の強化	34
1 自主防災組織の強化〔総務管理部〕	34
1－1 自主防災組織等の役割	34
1－2 自主防災組織の充実	34
第3節 消防団の活動体制の充実	35
1 消防団とは	35
2 消防団の組織〔総務管理部、府中市消防団〕	35
3 消防団の役割	36
第4節 事業所防災体制の強化	36
1 事業所による自助・共助の強化〔府中消防署〕	36
1－1 事業所防災計画の作成の推進	37
1－2 事業所等における防災組織の設置の促進	37
1－3 事業所の自衛消防隊の活動能力の充実・強化	38
2 事業所等の取組内容	39
第5節 市、市民及び事業所等の連携	39
1 相互に連携した地域づくり〔総務管理部、市民協働推進部、福祉保健部〕	39
2 地域における防災連携体制の確立〔総務管理部、市民協働推進部、福祉保健部〕	40

2-1 地域、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進	40
2-2 地域コミュニティの活性化	40
2-3 地域防災訓練の充実	41

第2章 大規模事故に強い都市づくりの推進

第1節 大規模事故に強いまちづくりの推進	42
1 安全な市街地整備〔総務管理部、福祉保健部、都市整備部〕	42
1-1 市街地の不燃化	42
1-2 都市計画道路の整備推進	42
1-3 避難空間や避難経路の確保	42
2 道路及び橋りょうの整備と維持管理〔都市整備部〕	43
3 オープンスペースの確保〔生活環境部、都市整備部〕	43
3-1 公園、緑地の整備	43
3-2 農地の保全	43
4 建築物等における安全対策、ヘリサインの表示	44
〔総務管理部、施設所管部、府中消防署〕	
4-1 高層建築物及び地下施設等における安全対策	44
4-2 ヘリサインの表示	45
第2節 災害に強い市街地整備の推進	45
1 計画的な土地利用の推進〔都市整備部、まちづくり拠点整備推進本部〕	45
1-1 地域まちづくり事業の推進	45
1-2 市街地整備計画策定事業の推進	45
2 市内の拠点におけるまちづくりの推進〔まちづくり拠点整備推進本部〕	46
2-1 分倍河原駅周辺整備事業の推進	46
3 安全で持続可能な道路機能の保全・整備〔福祉保健部、都市整備部〕 ..	46
3-1 道路改良整備事業、都市計画道路整備事業の推進	46
3-2 狭あい道路拡幅整備事業の推進	47
第3節 文化財等の防災対策	47
1 文化財等の防災対策〔文化スポーツ部〕	47

第3章 緊急輸送体制の整備

第1節 緊急輸送ネットワークの整備	48
1 緊急輸送ネットワークの整備〔都市整備部、東京都建設局、府中警察署〕 ..	48
第2節 鉄道・バス施設の整備	49
1 鉄道施設の整備〔東京都交通局、バス事業者〕	49

2 代替輸送手段の確保〔都市整備部〕	49
--------------------------	----

第4章 初動対応体制の整備

第1節 初動対応体制の整備〔総務管理部〕	50
1 初動対応体制の整備	50
第2節 配備・動員計画の策定	50
1 職員体制の整備	50
2 市職員等の動員	50
3 配備計画・職員初動マニュアルの策定〔総務管理部〕	50
第3節 消火・救助・救急活動体制の整備	51
1 消防活動体制の整備〔総務管理部、府中消防署〕	51
2 救助・救急体制の整備〔総務管理部、府中警察署、府中消防署〕	51
3 広域連携体制の構築〔総務管理部〕	53
第4節 応急活動拠点等の整備	53
1 応急活動拠点の整備〔総務管理部、東京都総務局〕	53
2 ヘリサインの設置〔施設所管部〕	54
第5節 府中市防災会議の所掌事務	54
1 府中市防災会議の所掌事務	54
第6節 災害時応援協定の締結	54
1 災害時応援協定の締結	54

第5章 情報通信の確保

第1節 防災関係機関相互の情報通信体制の整備	55
1 防災情報通信基盤網の整備〔政策経営部、総務管理部〕	55
2 災害用伝言サービスの周知〔総務管理部〕	55
3 防災行政無線の整備〔総務管理部〕	55
第2節 市民等への情報提供体制の整備	56
1 市民等への情報提供体制の整備	56
〔政策経営部、総務管理部、東京都水道局、東京電力グループ、東京ガスグループ、通信事業者、放送事業者〕	
1-1 市の役割	56
1-2 ライフライン事業者の役割	57
1-3 通信事業者3社の役割（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）	57
1-4 通信事業者の役割	58

第6章 大規模火災予防対策

第1節 大規模火災	59
1 大規模火災.....	59
第2節 火災の予防	59
1 防火思想の普及徹底〔総務管理部、府中消防署〕	59
1-1 市民に対する防災指導.....	59
1-2 事業所の防火管理及び防災管理指導	59
2 火災予防査察〔府中消防署〕	59
3 市街地等の不燃化〔総務管理部、都市整備部〕	60
第3節 建築物の防火対策	60
1 一般建築物等の防火対策〔総務管理部、都市整備部、府中消防署〕	60
2 高層建築物の防火対策〔府中消防署〕	61
2-1 高層建築物管理者の防火対策.....	61
2-2 府中消防署の指導内容	62

第7章 危険物事故対策

第1節 危険物等による災害	63
1 危険物等による災害	63
第2節 危険物取扱い施設等の安全化.....	63
1 危険物取扱い施設等の安全化.....	63
〔関東東北産業保安監督部、東京都保健医療局、東京都保健医療局、府中消防署、多摩府中保健所〕	
第3節 危険物等の輸送の安全化	64
1 危険物等の輸送の安全化	64
〔東京都保健医療局、府中警察署、府中消防署、日本貨物鉄道株〕	
第4節 資機（器）材の整備	64
1 資機（器）材の整備	64

第8章 大規模事故対策

第1節 大規模事故	66
1 大規模事故.....	66
第2節 航空機事故予防対策	66
1 航空機事故予防対策〔東京航空局、東京都港湾局〕	66
第3節 鉄道事故予防対策	66

1 東日本旅客鉄道(株)・日本貨物鉄道(株).....	66
2 京王電鉄(株).....	67
3 西武鉄道(株).....	67
第4節 道路・橋りょう災害対策.....	67
1 市〔都市整備部〕.....	67
2 関東地方整備局.....	67
3 東京都建設局.....	68
4 中日本高速道路(株).....	68
5 警視庁.....	68
第5節 地下工事事故予防対策.....	68
1 ライフライン施設工事.....	68
1-1 東京都水道局.....	68
1-2 東京電力グループ.....	69
1-3 東京ガスグループ.....	71
1-4 東日本電信電話(株)・NTTコミュニケーションズ(株).....	71
2 鉄道地下工事.....	73
2-1 全管理体制.....	73
2-2 安全対策（事故防止対策）.....	73
3 地下工事（地下埋設物を含む。）の予防査察等.....	74
3-1 関東東北産業保安監督部.....	74
3-2 関東地方整備局.....	75
3-3 東京都建設局.....	75
3-4 警視庁.....	75
3-5 東京消防庁.....	75
第6節 CBRNE災害対策.....	76
1 警視庁.....	76
2 東京消防庁.....	76
3 東京都保健医療局.....	76
4 自衛隊.....	76
5 市.....	77

第9章 火山噴火降灰対策

第1節 噴火による降灰.....	78
1 噴火による降灰.....	78
第2節 火山情報の伝達体制等.....	78

1 噴火警報等.....	78
1－1 噴火予報	78
1－2 噴火警報	78
1－3 噴火警戒レベル	78
2 降灰予報〔東京管区気象台〕	79
第3節 予防対策	80
1 降灰に関する情報の発信〔政策経営部、総務管理部〕	80
2 降灰に関する情報の伝達〔総務管理部〕	80
3 降灰に伴う取るべき行動の周知〔政策経営部、総務管理部〕	81
4 降灰対策.....	81
4－1 降灰による影響	81
4－2 火山灰から身を守るために	81
5 施設の対策〔都市整備部、教育部、施設所管部、道路管理者〕	83
5－1 道路	83
5－2 学校	83
5－3 その他の公共施設	83
6 防災知識の普及・啓発〔総務管理部〕	83

第10章 災害医療体制の整備

第1節 初動医療体制の整備	84
1 初動医療体制の整備〔総務管理部、生活環境部、福祉保健部〕	84
1－1 情報連絡体制等の確保	84
1－2 医療救護体制の整備	85
1－3 負傷者等の搬送体制の整備	86
1－4 防疫・動物救護体制の整備	86
第2節 災害拠点病院等の指定	86
1 災害拠点病院等の指定	86

第11章 帰宅困難者の安全確保

第1節 主要駅周辺等における混乱防止.....	88
1 平常時からの連携強化〔府中警察署、鉄道事業者、バス事業者〕	88
2 関係者の役割〔鉄道事業者、バス事業者〕	88
2－1 鉄道事業者の役割	88
2－2 駅周辺事業者、バス施設の役割	89
第2節 帰宅困難者等への支援体制の整備	89

1 帰宅困難者等への支援体制の整備〔総務管理部、東京都総務局、通信事業者〕 ..	89
1－1 情報提供体制の整備	89
1－2 一時滞在施設に係る取組	90
第3節 徒歩帰宅者への支援	91
1 徒歩帰宅者への支援〔総務管理部、東京都総務局、通信事業者〕	91

第12章 避難者対策の整備

第1節 避難場所及び避難所の指定	93
1 避難場所及び避難所の指定〔総務管理部、福祉保健部〕	93
1－1 避難場所	93
1－2 避難所	97
1－3 避難場所及び避難所の周知	98

第13章 訓練及び防災知識の普及

第1節 防災訓練の充実	99
1 警備訓練	99
2 消防訓練	99
3 航空機事故訓練	100
4 鉄道事故訓練	101
4－1 東日本旅客鉄道(株)	101
4－2 日本貨物鉄道(株)	101
4－3 京王電鉄(株)	101
4－4 西武鉄道(株)	102
5 道路事故訓練	102
6 ガス事故訓練	102
7 放射性同位元素（R I）事故訓練	103
第2節 防災知識の普及	103
1 東京消防庁	103
1－1 防災広報の充実	103
1－2 防災教育の充実	104
2 警視庁	104
3 鉄道事業者	104
4 ガス事業者	104
5 東京都環境局	104
6 東京労働局	105

7 日本赤十字社	105
----------------	-----

第3部 災害応急・復旧計画

第1章 初動体制

第1節 市災害対策本部の設置	109
1 初動体制〔政策経営部、総務管理部〕	109
2 市災害対策本部の設置〔政策経営部、総務管理部〕	110
2-1 市災害対策本部の組織及び所掌事務	110
2-2 市災害対策本部の設置基準	112
2-3 市災害対策本部の設置場所	112
2-4 市災害対策本部設置の通知等	112
2-5 市災害対策本部の標示の掲出	112
第2節 市災害対策本部の廃止・縮小	113
1 市災害対策本部の廃止・縮小	113
第3節 市災害対策本部の運営	113
1 市災害対策本部の態勢	113
1-1 非常配備態勢	113
1-2 特別非常配備態勢（勤務時間外の態勢）	115
2 市災害対策本部の運営〔政策経営部、総務管理部〕	119
2-1 本部長室の運営	119
2-2 現地対策本部の運営	119
2-3 東京都の現地対策本部との連携	120
3 現地連絡調整所	121
第4節 初動期における応急対策活動	121
1 初動期における応急対策活動	121
1-1 市の役割	121
1-2 市民及び自主防災組織の役割	121
1-3 府中警察署の役割	122
1-4 府中消防署の役割	122
1-5 消防団の役割	122
1-6 事業所の役割	123

第2章 情報の収集・伝達

第1節 情報連絡体制	124
------------------	-----

1 通信連絡系統〔総務管理部〕	124
2 情報連絡体制〔総務管理部〕	125
2－1 通信連絡体制の確立	125
2－2 通信手段	126
第2節 災害予警報等の伝達	126
1 災害予警報等の伝達〔政策経営部、総務管理部、東京消防庁、東京管区气象台〕	126
1－1 火災気象通報	126
1－2 火災警報	127
1－3 噴火警報・降灰予報等	127
1－4 気象情報の収集及び伝達	127
第3節 被害状況等の報告体制	128
1 被害状況等の報告体制〔総務管理部〕	128
1－1 被害状況の調査報告体制	128
1－2 被害状況等の報告	129
第4節 災害時の広報及び公聴活動	130
1 広報活動〔政策経営部、総務管理部〕	130
2 公聴活動〔市民協働推進部〕	131
第5節 災害時の放送要請、報道要請	131
1 災害時の放送要請、報道要請〔政策経営部〕	131

第3章 応援協力・派遣要請

第1節 応援協力	132
1 応援協力〔政策経営部、総務管理部、ボートレース企業局〕	132
1－1 応援協力	133
第2節 派遣要請	135
1 派遣要請〔政策経営部、総務管理部〕	135
1－1 自衛隊への災害派遣要請	135

第4章 消防活動

第1節 活動方針	138
1 市の活動方針	138
2 東京消防庁の活動方針	138
第2節 活動体制	138
1 本部の構成	138
2 部隊の運用等	138

第5章 大規模火災事故の応急対策

第1節 初動体制	139
1 初動体制〔総務管理部〕	139
第2節 交通規制	139
1 交通規制〔生活環境部、府中警察署〕	139
2 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動〔総務管理部、生活環境部〕	139
第3節 応急活動	140
1 消火活動〔府中消防署〕	140
2 救助・救急活動〔府中消防署〕	140
3 高層建築物関係者の応急対策	140
3-1 通報	140
3-2 初期消火活動等	140
3-3 情報の提供	140
3-4 避難誘導	141

第6章 危険物事故の応急対策

第1節 初動体制	142
1 初動体制〔総務管理部〕	142
第2節 交通規制	142
1 交通規制〔生活環境部、府中警察署〕	142
2 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動〔総務管理部、生活環境部〕	142
第3節 応急活動	143
1 救助・救急活動〔府中消防署〕	143
2 消火活動〔府中消防署、府中市消防団〕	143
3 危険物等の応急措置	143
〔総務管理部、府中消防署、府中警察署、日本貨物鉄道(株)、運送事業者〕	
3-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱い施設等の応急措置	143
3-2 危険物輸送車両等の応急対策	147
3-3 危険動物逸走時の応急対策	148

第7章 大規模事故の応急対策

第1節 初動体制	149
1 初動体制〔総務管理部〕	149
第2節 交通規制	149

1 交通規制〔生活環境部、府中警察署〕	149
2 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動〔総務管理部、生活環境部〕	149
第3節 応急活動	150
1 救助・救急活動〔府中消防署〕	150
2 消火活動〔総務管理部、府中消防署、府中市消防団〕	150
3 航空機事故	150
3-1 東京消防庁	150
3-2 東京都及び防災関係機関	150
4 鉄道事故	151
4-1 東日本旅客鉄道(株)	151
4-2 日本貨物鉄道(株)	152
4-3 京王電鉄(株)	153
4-4 西武鉄道(株)	154
5 道路・橋りょう事故〔都市整備部〕	154
5-1 市	154
5-2 関東地方整備局	154
5-3 東京都建設局	155
5-4 中日本高速道路(株)	155
6 地下工事事務（ガス工事事務）〔総務管理部〕	155
6-1 東京ガスグループ	155
6-2 警視庁	156
6-3 市	156
7 CBRNE災害	156

第8章 火山噴火降灰による応急対策

第1節 初動体制	157
1 初動体制〔総務管理部〕	157
第2節 交通規制	157
1 交通規制〔生活環境部、府中警察署〕	157
2 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 〔総務管理部、生活環境部、都市整備部〕	157
第3節 応急活動	
1 災害情報の収集・連絡〔政策経営部、総務管理部〕	158
2 災害発生による被害情報の収集・連絡〔総務管理部、都市整備部〕	158
3 応急対策活動情報の連絡〔総務管理部〕	158

4 東京都への報告〔総務管理部〕	158
5 交通機関の応急活動〔都市整備部、道路管理者、鉄道事業者〕	159
5－1 道路	159
5－2 鉄道	159
6 火山灰の収集及び運搬〔都市整備部〕	159

第9章 避難者対策

第1節 避難指示	160
1 避難指示	160
第2節 避難誘導	161
1 市の役割〔総務管理部〕	161
2 府中警察署の役割	161
第3節 指定緊急避難所等の確保・周知	161
1 指定緊急避難場所等の確保・周知〔総務管理部〕	161
第4節 避難所の開設・運営	162
1 避難所の開設等	162
〔総務管理部、市民協働推進部、文化スポーツ部、福祉保健部、教育部〕	
1－1 避難所の事前指定	162
1－2 避難所の開設	162
1－3 福祉避難所の開設	163
2 避難所の管理運営〔市民協働推進部、文化スポーツ部、福祉保健部、教育部〕 ..	164
3 避難者の他地区への移送〔総務管理部〕	164
4 衛生管理	165
〔総務管理部、市民協働推進部、文化スポーツ部、福祉保健部、教育部、東京 都福祉局、東京都保健医療局〕	
4－1 飲料水の安全確保	165
4－2 食品の安全確保	165
4－3 衛生管理対策支援	165
4－4 公衆浴場等の確保	166
第5節 要配慮者の安全確保	166
1 地域における安全体制の確保	166
〔総務管理部、福祉保健部、子ども家庭部、東京都福祉局〕	
1－1 要配慮者対策の普及啓発	166
1－2 避難支援の取組の強化	167
1－3 防災行動力の向上	167

1－4 避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導體制の整備	167
2 要配慮者の安全対策〔総務管理部、福祉保健部、東京都福祉局〕	168
2－1 福祉避難所の活用	168
2－2 医療等の体制	168
2－3 食料等の確保	168
2－4 福祉機器等の確保	168

第10章 帰宅困難者対策

第1節 基本的方針	169
1 基本的方針	169
第2節 事業所等における帰宅困難者対策	169
1 事業所等における帰宅困難者対策〔総務管理部、教育部〕	169
1－1 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ	169
1－2 事業所による従業員等の施設内待機	170
1－3 施設内に待機できない場合の対応	170
1－4 防災活動への参加	170
1－5 情報提供体制の確保	170
1－6 学校等における対策	170
第3節 大規模集客施設や駅等における利用者保護	171
1 初動対応〔政策経営部、総務管理部〕	171
2 集客施設及び駅等における利用者保護〔政策経営部〕	171
2－1 施設の安全性の確認	171
2－2 一時滞在施設への誘導等	171
2－3 駅利用者に対する情報提供	172
第4節 徒歩帰宅者への支援	173
1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進	173
〔総務管理部、都市整備部、東京都総務局、鉄道事業者、バス事業者、放送事業者〕	
1－1 帰宅ルールの周知・運用	173
1－2 鉄道運行状況等の提供	174
1－3 代替輸送手段の確保	174
2 徒歩帰宅者の支援〔政策経営部、総務管理部〕	174

第11章 緊急輸送道路・主要道の交通対策

第1節 交通情報の収集・広報	176
1 交通情報の収集・広報	176

	[総務管理部、生活環境部、都市整備部、東京都建設局、府中警察署、中日本高速道路㈱]
第2節	輸送路の確保 176
1	交通規制等 [総務管理部、生活環境部、都市整備部、警視庁、府中警察署] 176
2	道路障害物の除去 [都市整備部、道路管理者] 177
第3節	輸送体制の確保 177
1	車両の確保 [総務管理部] 177
2	緊急輸送車両の確認 [東京都財務局、警視庁] 177
3	ヘリコプター離発着場の確保 [東京都財務局] 178

第12章 救助・救急

第1節	救助・救急体制 179
1	警視庁 179
2	東京消防庁 179
2-1	活動方針 179
2-2	活動体制・内容 179

第13章 医療救護対策

第1節	災害医療 180
1	初動期の医療救護活動 180
	[総務管理部、福祉保健部、府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会、府中市助産師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部]
1-1	初動期の医療救護活動 180
1-2	医療情報の収集伝達体制 181
1-3	医療救護体制 182
2	負傷者等の搬送体制 [総務管理部、福祉保健部、府中消防署] 185
2-1	負傷者の搬送 185
2-2	医療スタッフの搬送 185
3	医薬品・医療資機（器）材の確保 186
	[総務管理部、福祉保健部、府中市薬剤師会]
3-1	使用する医薬品等の調達 186
3-2	災害薬事センターの設置 187
3-3	災害薬事コーディネーターの業務 187
3-4	医薬品等の搬送 188
第2節	防疫、保健衛生及び動物愛護 188
1	防疫体制の確立 [福祉保健部] 188

2 感染症対策〔総務管理部、福祉保健部、多摩府中保健所〕	190
3 保健衛生体制〔総務管理部、福祉保健部、多摩府中保健所〕	190
3－1 保健活動	190
3－2 精神保健医療の確保	190
4 被災動物に係る対応〔生活環境部、東京都保健医療局〕	191

第14章 公共施設等の応急・復旧対策

第1節 電気施設	192
1 活動体制〔電気事業者〕	192
1－1 非常災害対策本部の設置	192
1－2 要員の確保	192
1－3 情報連絡活動	192
2 応急対策〔電気事業者〕	193
2－1 資材の調達・輸送	193
3 復旧対策〔電気事業者〕	194
第2節 ガス施設	194
1 活動体制〔ガス事業者〕	194
2 応急対策〔ガス事業者〕	194
2－1 災害時の初動措置	194
2－2 応急措置	195
2－3 資機（器）材等の調達	195
2－4 車両の確保	195
3 復旧対策〔ガス事業者〕	195
第3節 水道施設	196
1 浄水施設〔東京都水道局〕	196
2 配水施設〔東京都水道局〕	196
第4節 下水道施設	196
1 活動体制〔都市整備部〕	196
2 応急・復旧対策〔都市整備部〕	197
2－1 災害復旧用資機（器）材の整備	197
2－2 管きょ	197
3 復旧計画〔都市整備部〕	197
4 東京都下水道局との協力〔都市整備部、東京都下水道局〕	197
第5節 通信施設	198
1 活動体制〔通信事業者〕	198

2 応急対策〔通信事業者〕	198
3 復旧対策〔通信事業者〕	198
第6節 道路交通施設	198
1 市〔都市整備部〕	199
2 関東地方整備局	199
3 東京都建設局	199
4 中日本高速道路(株)	199
第7節 鉄道施設	200
1 鉄道施設〔鉄道事業者〕	200
第8節 社会公共施設等	200
1 各医療機関.....	200
2 社会福祉施設等	200

第15章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用	201
1 基本方針.....	201
2 災害救助法の適用基準	201
2-1 災害が発生した段階の適用.....	201
2-2 災害が発生するおそれがある段階での適用	202
2-3 滅失世帯の算定基準.....	202
3 災害救助法等の適用手続〔総務管理部〕	204
3-1 救助の実施機関	204
3-2 適用手続	204

第 1 部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

1 計画の目的

1-1 計画の目的

府中市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき府中市防災会議（以下「市防災会議」という。）が策定する計画である。

本計画では、市、防災関係機関、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、各主体の持てる力を発揮して、主体間で連携を図ることにより、自助・共助・公助を実現し、大規模事故災害の予防対策、応急・復旧対策を実現するため、必要な体制や役割分担などを明確にし、総合的かつ計画的な防災対策の整備及び推進を図り、大規模事故災害が発生した際には、市民の生命、身体、財産などを保護するとともに、市内の被害を最小限にし、都市機能の維持及び防災力の向上を図ることを目的としている。

1-2 計画の前提

被災者の視点に立った防災対策を推進するためには、とりわけ、女性や子供、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者に対して、きめ細かい配慮が必要である。

第2節 計画の構成

1 計画の構成

本計画では、市、防災関係機関、事業所及び市民が行うべき防災対策を対応段階に分けて、次のとおり、計画内容を構成している。

【構成と主な内容】

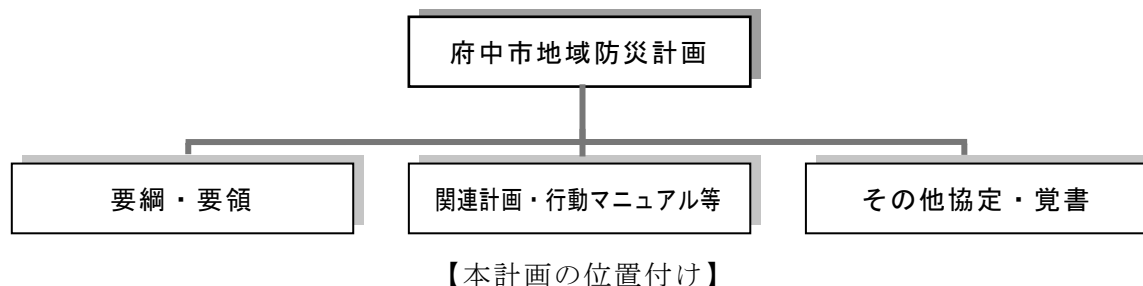
構 成	主 な 内 容
第1部 総則	計画の目的や構成、習熟と修正、防災理念
第2部 災害予防計画	市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置
第3部 災害応急・復旧計画	大規模事故災害発生後に市及び防災関係機関等が取るべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等

第3節 計画の位置付け

1 計画の位置付け

本計画は、府中市国土強靱化地域計画と整合を図り、市の防災対策の予防対策から応急・復旧対策までを網羅する防災対策の中核を担っている計画である。

本計画に基づき、市は、具体的に防災対策を実施するため各種関連計画やマニュアル等を策定する。



第4節 計画の習熟

1 計画の習熟

市及び防災関係機関は、平常時から危機管理の一環として、大規模事故災害防災対策を推進する必要がある。このため、大規模事故災害に関する施策、事業が本計画に合致しているかを毎年点検し、必要に応じて見直すとともに、所属職員等に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育や訓練を通して、本計画の習熟を図り、大規模事故災害への対応能力を高める。

第5節 計画の修正

1 計画の修正

市は、社会情勢の変化や自然災害・事故災害の発生等を鑑み、本計画の修正の必要性について毎年検討を加え、必要があるときは修正を行う。

修正に当たっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を市防災会議に提出する。

第6節 地区防災計画

1 地区防災計画

災害対策基本法第42条及び第42条の2において規定されているとおり、一定の地区内において、その地区の居住者及び事業所は、自助・共助の精神に基づき行う防災活動について地区防災計画を作り、市防災会議に提案し、その規定内容について本計画に定めることができる。

第2章 府中市の現状と想定災害

第1節 府中市の現状

1 位置及び地勢

市は、首都東京の副都心新宿から西方約22キロメートルに位置し、東は調布市、西は国立市、南は日野市、多摩市及び稲城市、北は小金井市及び国分寺市に接している。

市の南端を流れる多摩川から北へ1.7キロメートルにわたって海拔約40メートルの平坦地が広がり、東西に走る平均約6～7メートルの崖線から北へ約2.5キロメートルにわたって立川段丘が広がっている。市内で最も高い土地は武蔵台3丁目の海拔82メートルである。

地質は、10万年以上前の基盤層の上に、古多摩川や多摩川の侵食、氾濫により形成されたれき層からなる段丘面が形成されている。その上に、関東ローム層と呼ばれる、宅地などには良好な支持力を持つ地層が堆積している。多摩川沿いの低地は宅地化により盛土等の造成が進んでおり、このような地域は、地盤の液状化が想定されている。

【府中市の位置及び地勢】

面 積	29.43平方メートル
緯度経度	東経139度28分40秒
	北緯 35度40分 8秒
標 高	40メートル～82メートル
広 が り	東西8.75キロメートル
	南北6.70キロメートル
地 形	段丘及び平坦地
地 質	ローム質（火山灰質）土壌及び砂れき質土壌

資料編「2-1、2-2」



【東京都内位置図】

2 人口

2-1 人口

市の人口は、260,078人（令和6年1月1日現在、住民基本台帳）である。人口は増加傾向にあるが、第7次府中市総合計画（以下「市総合計画」という。）では、将来人口について、令和12年度の262,000人をピークに、それ以降は減少に転じるとしている。

【府中市の人口と世帯】

（令和6年1月1日現在）

区 分	人 口		
	総数	男	女
日本人	254,091人	127,295人	126,796人
外国人	5,987人	2,735人	3,252人
合 計	260,078人	130,030人	130,048人

世 帯 数			
総世帯数	日本人のみの世帯数	外国人のみの世帯数	日本人と外国人の 複数国籍世帯数
129,835世帯	125,149世帯	3,383世帯	1,303世帯

2-2 昼夜間人口

令和2年度国勢調査によれば、市内には、大手企業の工場や府中駅近辺の商業施設などの店舗、大東京総合卸売センター（市場）、日鋼町の府中インテリジェントパーク、東京競馬場、ボートレース多摩川など就業施設や集客施設も多く、市外から市内への流入人口は61,968人であり、近隣市と比較すると多い。

東京都区部や郊外拠点への交通の利便性から、通勤・通学による市内から市外への流出人口が74,867人となっている。

昼夜間人口比率は95.1パーセントであり、昼間と夜間の人口の差は少ない。昼間と夜間で防災計画上の想定人数を大きく変える必要はなく、本計画では住民基本台帳を基本とした人口に対しての防災対策を講ずる。

【府中市の昼間・夜間人口】

（令和2年10月）

流入人口	流出人口	昼夜間人口比率 (夜間人口＝100%)
61,968人	74,867人	95.1%

3 大規模集客施設

3-1 東京競馬場・ボートレース多摩川

東京競馬場は、競馬開催日には、最大10数万人の入場がある日本を代表する競馬場である。現在は予約制としており、毎回5～6万人の入場者で定着している。レース以外にも敷地内施設が充実しており、様々なイベントが開催されている。

また、ボートレース多摩川ではレース開催日には、数千人の入場者がある。

不特定多数が府中市に流入してくることから、施設内外、周辺道路及び駅周辺が混雑する。

3-2 大國魂神社

大國魂神社の例大祭が毎年5月5日に行われ、神社周辺は20万人の人出でにぎわう。また、12月31日から翌年1月3日の年末・年始及び2月3日の節分祭でも相当の人出があるため、神社周辺は混雑する。

例大祭であるくらやみ祭は、東京都指定無形民俗文化財に指定されている。

4 火災の概況

令和3年度の府中消防署管内の火災件数は69件であり、火災種別として建物が37件で最多となっている。火元が建物の火災は延焼拡大の可能性がある、大規模火災につながることもある。1年を通じて火災の発生しやすい冬（12月～3月）の時期には、

北西の季節風が強く、乾燥した晴天の日が多いことから火災が発生しやすい。東京消防庁では、ホームページ等を使用し、啓発活動に努めている。

5 危険物施設等の概況

市の危険物等施設の現況は、資料編に記載のとおりである。

資料編「2-19、2-20、2-21、2-22」

6 交通

6-1 道路

中央自動車道、国道20号、東八道路が、東京都内の区部と立川、八王子等の郊外拠点と東西に結び、小金井街道、府中街道、鎌倉街道が南北方向を結んでいる。

一方、主要道路以外の道路は、狭あいと屈曲が多く、府中消防署は、管内全域にわたって消防活動困難区域の見直しを行い、14地区について計画を樹立して運用している。

市内の緊急輸送道路として、中央自動車道や国道20号等が指定されている。特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路については、東京都の東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例において、特定緊急輸送道路として指定され、市は、その沿道建築物について重点的に耐震化を進めている。

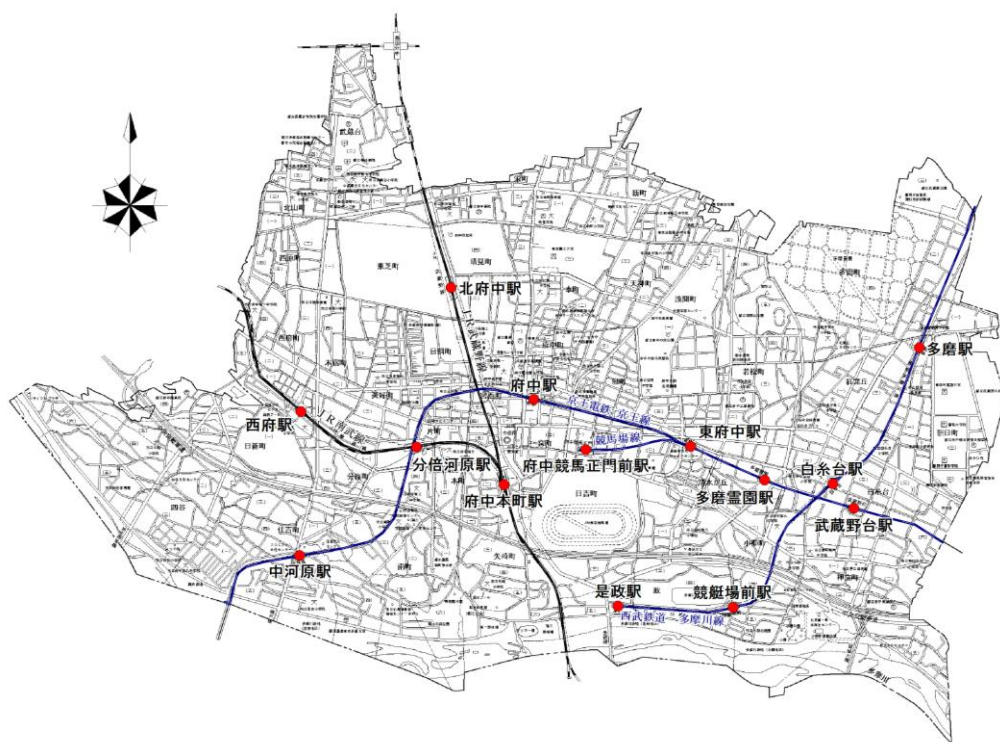
6-2 鉄道

JR南武線、JR武蔵野線、京王電鉄京王線、京王電鉄競馬場線、西武鉄道多摩川線が市内を通り、東京の区部と郊外拠点（京王線、南武線）、神奈川方面（南武線）、埼玉・千葉方面（武蔵野線）を鉄道各線が結んでいる。

市内には京王線を始め鉄道駅が多く、駅数は14に上る。

【府中市内の鉄道路線と駅】

路 線		駅 名
東日本旅客 鉄道（JR）	南武線	府中本町駅－分倍河原駅－西府駅
	武蔵野線	北府中駅－府中本町駅
西武鉄道	多摩川線	是政駅－競艇場前駅－白糸台駅－多磨駅
京王電鉄	京王線	中河原駅－分倍河原駅－府中駅－東府中駅－多磨霊園駅 －武蔵野台駅
	競馬場線	府中競馬正門前駅－東府中駅



【府中市内の路線図】

6-3 飛行経路

市の上空は、東京国際空港から西へ発着する航空機や自衛隊の航空機の飛行経路になっており、多数の航空機が通過している。

また、隣接する調布市には、調布飛行場があり、離発着時には航空機が市の上空を通過する。

7 市周辺の活火山

市に被害を及ぼすおそれがある火山としては、富士山、箱根山がある。富士山、箱根山は、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山として、平成21年6月に火山噴火予知連絡会によって選定されている。

第2節 想定事故災害

1 想定する災害

本計画の対象として想定する災害は、災害対策基本法第2条第1号及び同施行令第1条で定める災害のうち、大規模な火災又は爆発その他の大規模な事故等による災害であって、かつ、その災害が死傷者及び施設損壊等の人的・物的被害を伴い、社会的に著しい影響を与えるものとする。

2 想定災害の種別

本計画において、想定する災害種別は次のとおりである。

【想定災害の種別】

種別	災害例
大規模火災	市街地での火災の延焼、高層建築物火災 等
危険物事故	危険物等災害、火薬類災害、高圧ガス災害、毒物・劇物災害、放射線等使用施設災害、危険物輸送事故 等
大規模事故	航空機事故災害、鉄道事故災害、道路事故災害、地下工事事故 等
火山災害	火山噴火降灰

2-1 大規模火災

密集市街地での大規模火災により、多数の死傷者が発生し、地域の社会経済基盤の喪失が想定される。

2-2 危険物事故

市には、危険物製造所等、高圧ガス等関連施設、毒物・劇物施設、放射線等使用施設があり、これらの各施設において大規模な事故が発生した場合、社会的な影響が想定される。

2-3 大規模事故

(1) 鉄道事故災害

市内で運行される鉄道施設において脱線、衝突が発生し、多数の死傷者の発生が想定される。また、火災及び化成品等輸送列車に事故が発生した場合、社会的な影響が想定される。

(2) 道路事故災害

中央自動車道では、大量の車両が走行している。また、東京八王子線（東八道路）等都市計画道路も部分的に開通している。このため交通量が激しく、かつ、ふくそうし、危険物輸送車両等大型車両の運行も多い。衝突等の交通事故により死傷者を伴う災害、大規模な車両火災、危険物輸送車両の事故等が発生した場合、社会的な影響が想定される。

また、救助救急の増加と大規模救助救急事象の発生が危惧される。

(3) 航空機事故災害

市の上空は多数の航空機が飛行しており、市内で航空機事故が発生した場合、多数

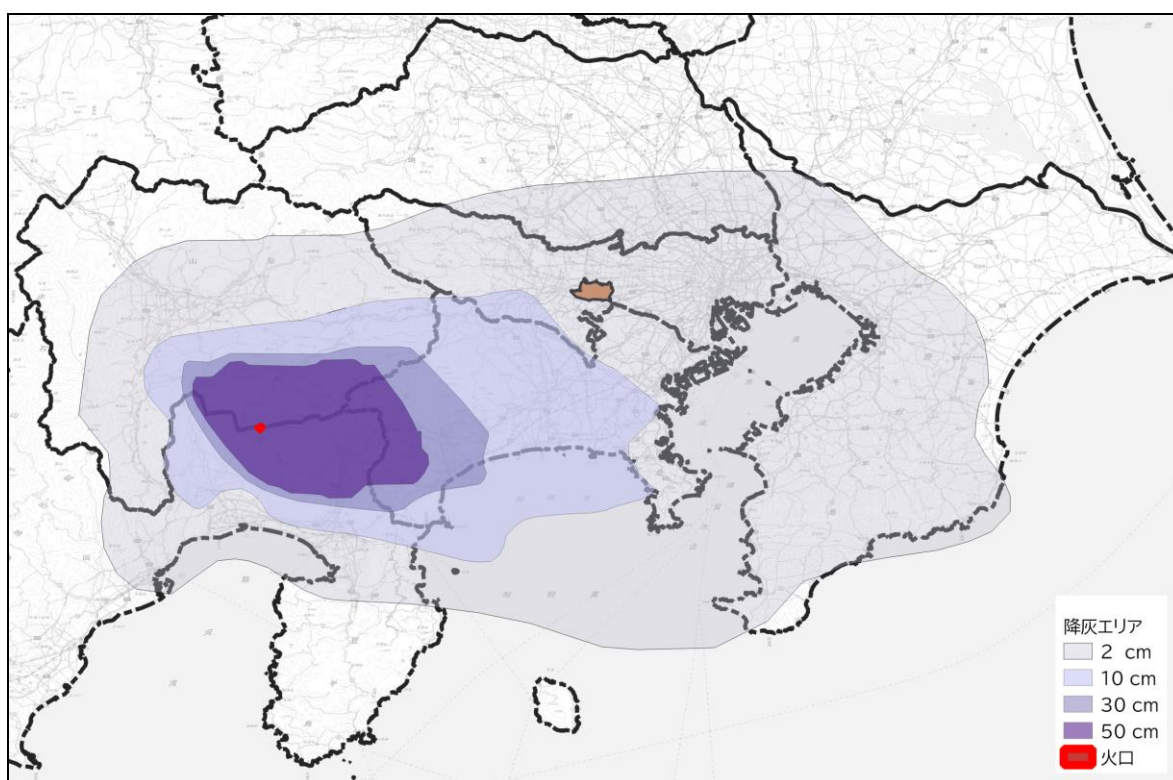
の死傷者の発生、周辺の火災が想定される。

2-4 火山災害

市で想定する火山噴火降灰は、富士山の噴火によるものとする。富士山噴火による被害想定は、国が平成16年6月に公表した富士山ハザードマップ検討委員会報告書に示されている。降灰予想図は、富士山火山広域防災対策基本方針に示されている。

市は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火砕流等の被害を受けることはなく、降灰に起因する健康被害、建物被害、交通・ライフライン・商工業・観光業への影響が想定される。

市では、2センチメートル程度の降灰が想定されている。



【降灰予想図（降灰の影響が及ぶ可能性の高い範囲）】

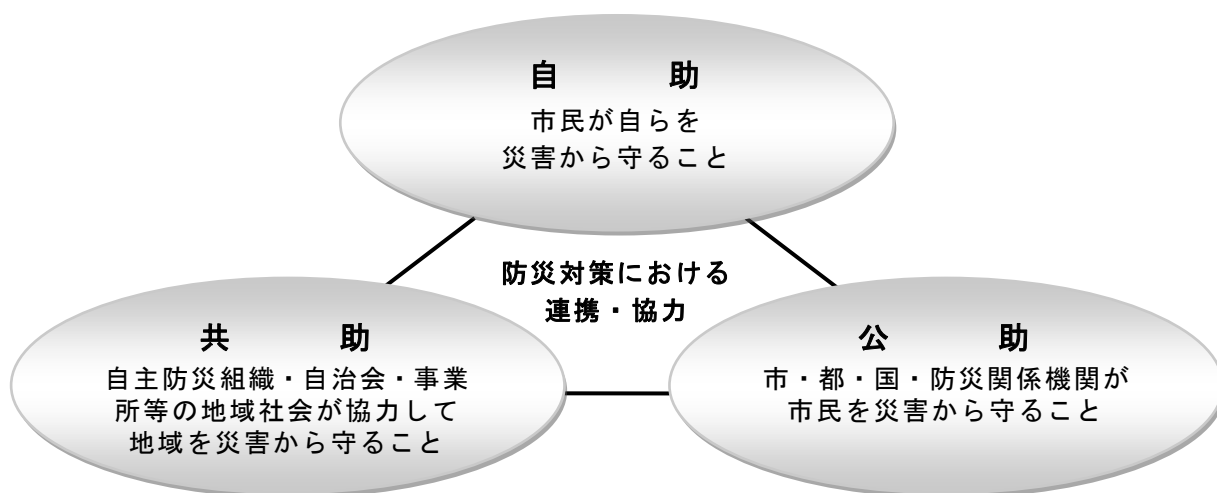
第3章 基本的責務と役割

第1節 市、市民及び事業所の基本的責務

1 基本理念

大規模な災害においては、市・防災関係機関だけでなく、市民、自主防災組織、自治会、事業所等が中心となって、自らの生命は自らが守る、自分たちのまちは自分たちで守る、との考えに基づき行動することが求められる。また、東日本大震災、阪神・淡路大震災においても、自身や家族による自助及び地域の連携による共助により、多くの命が救われている。

市では、「市民」「自主防災組織、自治会、事業所等」「市・防災関係機関」の3者が連携する「自助・共助・公助」を基本理念とし、市民が主体的に防災活動に参加し、各機関と協働して防災力の向上を推進していく。



【自助・共助・公助の基本理念】

2 基本的責務

2-1 市の責務

市は、大規模事故災害対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を大規模事故災害から保護し、その安全を確保するとともに、大規模事故災害後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

市は、大規模事故災害時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため、必要な体制の確立及び資機（器）材の整備に努めなければならない。

2-2 市民の責務

市民は、大規模事故災害時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

市民は、次に掲げる事項について、自ら大規模事故災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

- ・避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認
- ・家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
- ・飲料水及び食糧の確保
- ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・自主防災組織や防災訓練、防災活動への参加

また、大規模事故災害後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、大規模事故災害後においては、相互に協力し、事業所、ボランティア及び市その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

市その他の行政機関が実施する大規模事故災害対策事業に協力するとともに、自発的な大規模事故災害対策活動への参加、その他の取組により大規模事故災害対策に寄与するよう努めなければならない。

2-3 事業所の責務

事業所は、市、その他の行政機関が実施する大規模事故対策事業及び前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、大規模事故災害の防止、大規模事故災害後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

大規模事故災害時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びに管理する施設及び設備について、安全の確保に努めなければならない。

東京都帰宅困難者対策条例に基づき、大規模事故災害時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させる等、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、事業所は、従業者の3日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければならない。また、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。

管理する事業所の周辺地域における大規模事故災害の被害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する大規模事故災害対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

大規模事故災害を防止するため、東京都及び市が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

第2節 市及び防災関係機関等が行うべき業務大綱

1 市と市民の役割

【市と市民の役割】

名 称	内 容
市	1 市防災会議に関する事項 2 防災に係る組織及び施設に関する事項 3 災害情報の収集及び伝達に関する事項 4 緊急輸送の確保に関する事項 5 避難指示等及び誘導に関する事項 6 消防及び水防に関する事項 7 医療、防疫及び保健衛生に関する事項 8 外出者支援に関する事項 9 応急給水に関する事項 10 救援物資の備蓄及び調達に関する事項 11 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事項 12 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事項 13 公共施設の応急復旧に関する事項 14 災害復興に関する事項 15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事項 16 自主防災組織の育成に関する事項 17 事業所防災に関する事項 18 防災教育及び防災訓練に関する事項 19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事項

名 称	内 容
市民	1 市民は、自らの生命、身体及び財産を守るため、家庭では住宅の安全や食料等の確保を行うとともに、地域では自主防災活動に参加する。 2 防災訓練などを実施して、災害に備えるとともに、災害時には、出火防止、初期消火、避難路の確保、家族や救護が必要な人の安全確保、救出、救護などを行う。 3 いざというときに地域住民同士で助け合えるよう、自治会等に参加し、その活動に積極的に参加するなど地域のコミュニケーションを密にする。

2 指定地方行政機関の役割

指定地方行政機関とは、災害対策基本法第2条第4号に基づき、指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関である。

【指定地方行政機関の役割】

名 称	内 容
関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関する事。 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関する事。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。
関東財務局	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関する事。 2 国有普通財産の管理及び処分に関する事。及び行政財産の総合調整に関する事。
関東信越厚生局	1 被害情報の収集及び伝達に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。
東京労働局	1 産業安全（鉱山保安関係を除く。）に関する事。 2 雇用対策に関する事。

名 称	内 容
関東農政局	1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。 2 応急用食料・物資の支援に関すること。 3 食品の需給・価格動向の調査に関すること。 4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。 5 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。 7 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。 10 被害農業者に対する金融対策に関すること。
関東森林管理局	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 3 被災中小企業の振興に関すること。
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。 2 鉱山における保安に関すること。

名 称	内 容
関東地方整備局	1 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 2 通信施設等の整備に関すること。 3 公共施設等の整備に関すること。 4 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 5 官庁施設の災害予防措置に関すること。 6 豪雪害の予防に関すること。 7 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること。 8 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 9 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 10 緊急輸送に必要な船舶の情報に関すること。 11 災害時における復旧資材の確保に関すること。 12 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること。
関東運輸局	1 船舶、船舶用機械及び船舶用品の安全に関すること。 2 災害時における輸送用船舶のあっせんに関すること。 3 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関すること。 4 災害時における輸送用車両のあっせんに関すること。
東京航空局	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。 2 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。 3 地殻変動の監視に関すること。
東京管区气象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

名 称	内 容
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 2 廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物の発生量等の情報収集に関すること。 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。 4 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。
北関東防衛局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

3 自衛隊の役割

【自衛隊の役割】

名 称	内 容
陸上自衛隊	1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 （１）防災関係資料の基礎調査 （２）災害派遣計画の作成 （３）東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること。 （１）人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救 援又は応急復旧 （２）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び 譲与

4 東京都の役割

【東京都の役割】

名 称	内 容
東京都政策企画局	1 災害に関する広報及び広聴に関すること。 2 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 3 報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 4 在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 5 復興本部会議の運営及び震災復興基本方針策定の準備に関すること。 6 災害時における他の局の応援に関すること。 7 その他特命に関すること。
東京都子供政策連携室	1 子供に関する災害対策に係る他の局との調整に関すること。 2 災害時における他の局の応援に関すること。
東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室	1 災害に関するスタートアップとの連携及び国際金融に係る情報収集・発信等に関すること。 2 災害時における他の局の応援に関すること。

名 称	内 容
東京都総務局	1 本部長室の庶務に関すること。 2 自衛隊及び関係防災機関との連絡に関すること。 3 区市町村の指導連絡に関すること。 4 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。 5 本部の職員の動員及び給与に関すること。 6 本部における通信施設の保全に関すること。 7 災害時における他の局の応援に関すること。 8 そのほか、災害対策の連絡調整に関すること。
東京都財務局	1 災害対策関係予算に関すること。 2 車両の調達に関すること。 3 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 4 本庁舎の防災及び維持管理に関すること。 5 野外収容施設の建設工事に関すること。 6 災害時における他の局の応援に関すること。 7 そのほか、財務に関すること。
東京都デジタルサービス局	1 災害に関する各局のデジタル技術の利活用に係る支援に関すること。 2 島しょ海底光ファイバーケーブルの保全、復旧及び調整に関すること。 3 基盤システムの維持に関すること。 4 災害時における他の局の応援に関すること。
東京都主税局	1 被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関すること。 2 災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること。

名 称	内 容
東京都生活文化スポーツ局	1 災害に関する被災者等からの相談業務に関すること。 2 区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関すること。 3 災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関すること。 4 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に係る連絡調整に関すること。 5 私立学校との連絡調整に関すること。 6 文化施設及びスポーツ施設の点検、整備及び復旧に関すること。 7 男女双方の視点に配慮した取組の推進に関すること。 8 災害時における他の局の応援に関すること。
東京都都市整備局	1 都市の復興計画の策定に関すること。 2 被災建築物、がけ地等の調査に関すること。 3 災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること。
東京都住宅政策本部	1 住宅の復興計画の策定に関すること。 2 被災者のための住宅の確保及び修理に関すること。 3 被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資に関すること。 4 災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること。
東京都環境局	1 高圧ガス、火薬類等による災害の防止のための情報連絡に関すること。 2 ごみの処理に係る広域連絡に関すること。 3 し尿の処理に係る広域連絡に関すること。 4 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること。 5 被災建築物等からの石綿飛散防止に関すること。 6 災害時における他の局の応援に関すること。
東京都福祉局	1 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関すること。 2 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関すること。 3 避難者の輸送及び避難所の設営に関すること。 4 義援金品の受領及び配分に関すること。 5 災害時における他の局の応援に関すること。 6 そのほか、救助及び保護に関すること。

名 称	内 容
東京都保健医療局	1 医療及び防疫に関すること。 2 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 3 地方独立行政法人東京都立病院機構に関すること。 4 災害時における他の局の応援に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関すること。
東京都産業労働局	1 救助物資の確保及び調達に関すること。 2 中小企業及び農林漁業の災害応急対策に関すること。 3 災害時における他の局の応援に関すること。
東京都建設局	1 河川及び海岸保全施設の保全及び復旧に関すること。 2 砂防関係施設、高潮防御施設及び排水機場の保全及び復旧に関すること。 3 道路及び橋りょうの整備、保全及び復旧に関すること。 4 水防に関すること。 5 河川における流木対策に関すること。 6 河川、道路等における障害物の除去に関すること。 7 公園の保全、復旧及び災害時の利用に関すること。 8 災害時における他の局の応援に関すること。
東京都港湾局	1 港湾施設、海岸保全施設、漁港施設及び空港施設の保全及び復旧に関すること。 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路の障害物の除去に関すること。 3 輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保及び在港船舶の整理に関すること。 4 輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達に関すること。 5 港湾における流出油の防御に関すること。 6 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関すること。 7 災害時における他の局の応援に関すること。
東京都会計管理局	1 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。 2 災害救助基金の出納に関すること。 3 災害時における他の局の応援に関すること。

名 称	内 容
東京都交通局	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 電車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー及びバスによる輸送の協力に関すること。 3 災害時における他の局の応援に関すること。
東京都水道局	1 応急給水に関すること。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 3 災害時における他の局の応援に関すること。
東京都下水道局	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受入及び処理に関すること。 3 災害時における他の局及び市町村の応援に関すること。
東京都教育庁	1 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること。 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。 3 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること。 4 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること。 5 災害時における他の局の応援に関すること。
警視庁	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 3 行方不明者等の捜索及び調査に関すること。 4 遺体の調査等及び検視に関すること。 5 交通の規制に関すること。 6 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 7 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 そのほか、消防に関すること。

5 指定公共機関の役割

指定公共機関とは、災害対策基本法第2条第5号に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関である。

【指定公共機関の役割】

名 称	内 容
独立行政法人 国立病院機構	1 国立病院機構の医療の提供に関すること。 2 災害医療業務の実施に関する連絡統制に関すること。
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること。 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。 5 海外中央銀行等との連絡及び調整に関すること。
日本赤十字社	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む）の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 こころのケア活動に関すること。 4 赤十字ボランティアの活動に関すること。 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。 6 義援金の受付及び配分に関すること（原則として義援物資については受け付けない。）。 7 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関すること。 8 災害救援物資の支給に関すること。 9 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 10 外国人の安否調査に関すること。 11 遺体の検案協力に関すること。 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。
日本放送協会	1 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む。）に関すること。 2 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む。）に関すること。 3 放送施設の保全に関すること。
中日本高速道路 (株)	1 道路、施設の建設及び維持管理に関すること。 2 災害時の緊急交通路の確保に関すること。 3 道路、施設の災害復旧工事に関すること。
東日本旅客鉄道 (株)	1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。

名 称	内 容
	3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。
日本貨物鉄道(株)	災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること。
東日本電信電話(株)	1 電気通信設備の建設、及び保全に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。 3 気象予警報の伝達に関すること。 4 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 5 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。
日本郵便(株)	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
東京ガス(株)	1 ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
東京ガスネットワーク(株)	
日本通運(株)	災害時における貨物自動車（トラック）等による救助物資等の輸送に関すること。
福山通運(株)	
佐川急便(株)	
ヤマト運輸(株)	
西濃運輸(株)	
東京電力ホールディングス(株)	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。
東京電力リニューアブルパワー(株)	
東京電力パワーグリッド(株)	
東京電力エナジーパートナー(株)	
KDDI(株)	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
(株)NTTドコモ	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション	

名 称	内 容
ンズ(株)	
ソフトバンク(株)	
楽天モバイル(株)	

6 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信、その他の公共的事業を営む法人のうち、都知事が指定、告示する機関である。

【指定地方公共機関の役割】

名 称	内 容
京王電鉄(株)	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
西武鉄道(株)	
一般社団法人 東京都トラック協会	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
公益社団法人 東京都医師会	1 医療に関すること。 2 防疫の協力に関すること。 3 遺体の検案の協力に関すること。
公益社団法人 東京都歯科医師会	歯科医療活動に関すること。
公益社団法人 東京都薬剤師会	医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
地方独立行政法人 東京都立病院機構	所管する病院の医療救護活動に関すること。
公益社団法人 献血供給事業団	血液製剤の供給に関すること。
公益社団法人 東京都獣医師会	動物の医療保護活動に関すること。
(株)TBSラジオ&コミュニケーションズ	1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 2 放送施設の保全に関すること。
(株)文化放送	
(株)ニッポン放送	

名 称	内 容
(株)アール・エフ・ラジオ日本	
(株)エフエム東京	
(株)J-WAVE	
(株)日経ラジオ社	
(株)interFM	
日本テレビ放送網(株)	
(株)TBSテレビ	
(株)フジテレビジョン	
(株)テレビ朝日	
(株)テレビ東京	
東京メトロポリタンテレビジョン(株)	
東京バス協会	バスによる輸送の確保に関すること。
東京ハイヤー・タクシー協会	1 タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること。 2 発災時の災害情報の収集・伝達に関すること。
都個人タクシー協会	タクシーによる輸送の確保に関すること。
日本エレベーター協会関東支部	1 停電などによりエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出（危険の伴わないものに限る。）に関すること。 2 エレベーターの早期復旧に関すること。

7 協力機関の役割

市は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、関係機関・団体と応援協定を締結する。

資料編「協定・覚書等一覧」

第4章 複合災害への対応

第1節 基本方針

1 基本方針

東日本大震災では、東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。このように、異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

市は、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する。

自然災害に起因する大規模事故災害の発生や、感染症が拡大している状況での大規模事故災害の発生等の事例を整理した。

【想定される主な複合災害】

地震＋大規模火災、危険物事故、道路災害	・地震動や液状化により大規模火災、危険物等災害、道路災害等が発生
風水害＋危険物事故	・内水氾濫により危険物取扱施設に通ずる配管等から危険物が流出 ・強風により屋外にある容器及びコンテナが転倒して危険物が流出
地震＋火山噴火降灰	・数センチメートルの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 ・火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
大規模事故災害＋感染拡大	・大規模事故災害により多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ・救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間が掛かる可能性

第2節 予防、応急・復旧対策

1 予防対策

1-1 防災施設の整備等

市は、複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

市及び防災関係機関は、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

ガスバルクやコージェネレーションシステムなどの自立分散型のエネルギー等を活用し、エネルギーを多様化していくとともに、平常時はもとより災害時にも活用できるエネルギーの確保を図る。

1-2 非常時情報通信の整備

市及び防災関係機関の間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

1-3 避難対策

市は、避難所の選定に際し、風水害のおそれがある場合には、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、要配慮者対策として福祉避難所も適切に選定する。

地震等に伴う道路等の損壊やそれに伴う道路事故災害、豪雨による土地の浸水、土砂災害、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

1-4 災害医療体制の整備

市は、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定した整備を行う。

1-5 緊急輸送体制の整備

防災関係機関は、あらかじめ代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

1-6 複合災害に関する啓発

自然災害は、単独で発生するだけでなく、発生確率は低いものの、自然災害や大規模事故災害、感染症のまん延などが複合的に発生する可能性がある。また、その災害の組合せや発生の順序は、多種多様である。

市は、これらの複合災害に関する意識啓発や情報共有を防災関係機関や市民に対して行う。

2 応急・復旧対策

2-1 人命救助

人命の救助を第一に、市及び防災関係機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

2-2 情報の収集・伝達

市は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

2-3 交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、防災関係機関は、速やかに交通規制を実施する。また、地震に伴い、大規模火災や危険物等施設で大規模事故災害が発生した場合、防災関係機関は発災場所周囲において速やかに交通規制を実施する。

2-4 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。

市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行う。

2-5 二次災害の防止

市及び防災関係機関が連携し、各自の役割を果たすとともに、応急対策を迅速に行うことで、被災者の安全を確保し、二次災害の発生防止に努める。

2-6 ライフラインの復旧

被災者生活の早期復旧のため、防災関係機関は、電気、ガス、水道、通信等のライフラインや、鉄道、バス等の交通機関の早期復旧を図る。

第3節 複合災害に備え留意すべき事項

1 「大規模自然災害」＋「大規模事故災害」の場合

市は、複合災害に備え、次の点に留意する。

- ・先発災害から後発災害への継続的な対処計画を策定するとともに、受援応援体制の強化を図る。
- ・後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等を検討する。
- ・後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死の抑止に努める。

2 「感染拡大」＋「大規模事故災害」の場合

市は、複合災害に備え、次の点に留意する。

- ・災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における活動体制の確保について、あらかじめ検討しておく。
- ・避難所における感染拡大による災害関連死の抑止に努める。

第 2 部 災害予防計画

第1章 防災力強化の取組

第1節 市民の防災力の向上

1 市民の防災力の向上

市民、事業所等が自らの生命は自らが守る、自分たちのまちは自分たちで守ることを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、市、事業所、地域住民及びボランティア団体等との連携や相互支援を強め、災害時に助け合う社会システムの確立に努める。

市民、事業所等は、次の措置を講ずることが必要である。

- ・建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- ・日頃からの出火防止のための対策
- ・消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- ・家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- ・ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策
- ・災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- ・市、府中消防署が行う防火防災訓練や防災事業への積極的な参加
- ・自治会等の自主防災組織が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- ・避難行動要支援者情報の、自主防災組織、府中消防署、府中警察署等への事前情報提供
- ・過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与
- ・買物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- ・在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）
- ・保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ・災害時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認

第2節 自主防災組織の強化**1 自主防災組織の強化**

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1－2 自主防災組織の充実	防災危機管理課

局地的に甚大な被害をもたらす大規模事故災害に対しては、市の対応に合わせ、市民、事業所等がそれぞれの責務を果たし、相互の協力の下に一体となって災害対策活動に取り組み、被害の軽減に努めなくてはならない。このため市及び防災関係機関は、平常時より、防災に関する各種の広報・啓発を積極的に行い、市民、事業所等が自発的に防災対策を推進し得る環境を作ること、自主防災組織の育成と市民の防災意識高揚を図っていくものとする。

市は、各地域において、日頃から防災訓練を実施するなど、地域住民が主体となって防災対策に取り組むよう、自主防災組織の結成を推進しており、平成28年6月には、市内11文化センター圏域（中央、白糸台、西府、武蔵台、新町、住吉、是政、紅葉丘、押立、四谷、片町）ごとに自主防災連絡会の活動を開始した。

1－1 自主防災組織等の役割

自主防災組織の役割は、次のとおりである。

- ・市や事業所等との連携・協力体制の整備
- ・防災に関する知識の普及や防火対策の推進
- ・初期消火、救出・救助・応急救護、避難等各種訓練の実施
- ・消火・救助・炊出資機（器）材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレの備蓄
- ・地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- ・地域内の避難行動要支援者の把握及び個別避難計画作成等の災害時の支援体制の整備
- ・防災に関して交流する場の創設
- ・講習会や研修会の充実
- ・防災リーダーの育成
- ・まちの地域特性に合わせた防災対策の実施

1－2 自主防災組織の充実**（1）自主防災組織の結成促進**

市は、防災意識の普及及び高揚を図るため、自主防災組織及び自治会等の実施する地域防災訓練等に協力する。また、自主防災組織のリーダーを育成するため、各種研

修の実施を検討する。

（２）自主防災組織の活動環境・訓練用資機（器）材の整備等

自主防災組織は、地域特性に応じて、必要な活動用資機（器）材の整備を進める。
市は、自主防災組織の活動環境向上に努める。

（３）自主防災組織の活性化

市は、府中消防署と連携し、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や実技体験等の実践的な訓練を実施し、自主防災組織の活性化に努める。

第3節 消防団の活動体制の充実

1 消防団とは

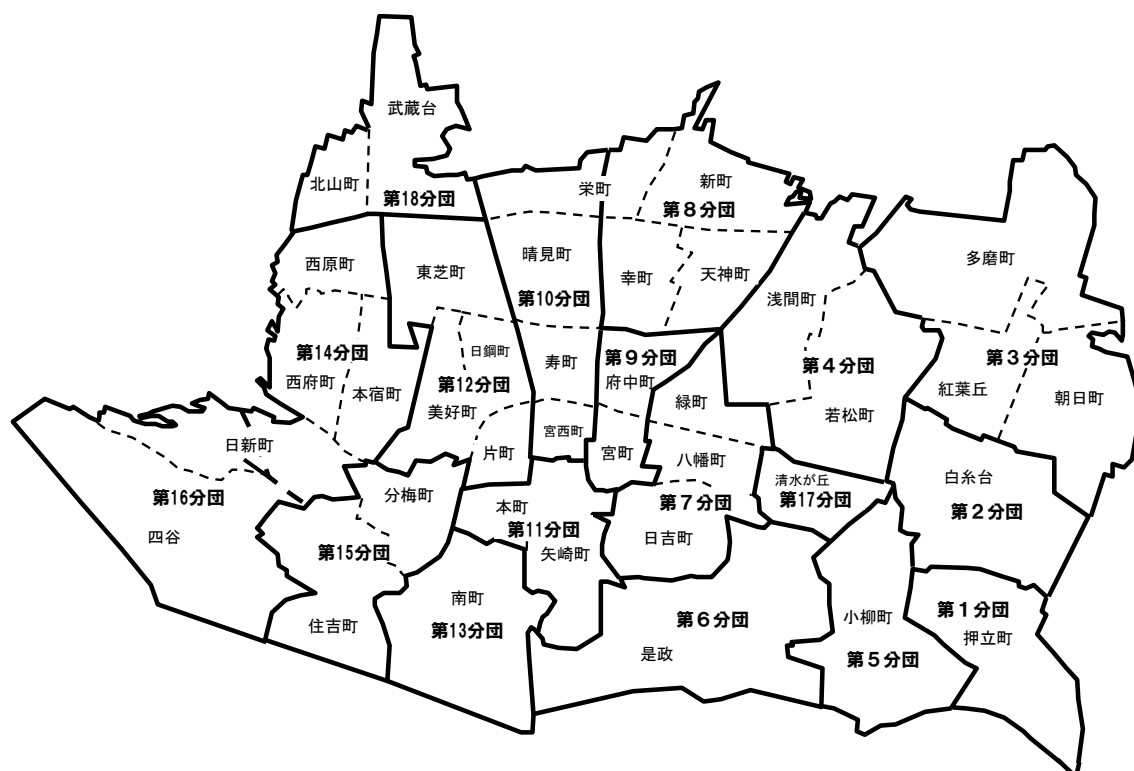
府中市消防団（以下「消防団」という。）は、常備の消防組織である消防署と異なり、非常備の消防組織で、本業に就いている一般市民からの消防団員で構成されている。

消防団員は、火災や災害などが発生した場合は招集され、消防署と連携して消防活動を実施する。また、平常時には消火活動や災害救助等に必要な訓練を行うとともに、防災関係の広報活動なども行っている。消防団員は地域を知るとともに訓練を充分積んでいることから、地域の防災リーダーとしての役割を担っている。

2 消防団の組織

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 消防団の組織	防災危機管理課、【府中市消防団】

消防団は、団長1名・副団長6名からなる消防団本部と、市内全域を分けた18個の分団で構成されており、総定員数420名で活動している。消防団本部に指揮車1台、活動車1台、作業用車両1台、各分団に消防ポンプ車を1台ずつ保有しているほか、東西1台ずつ計2台の照明電源車を備えており、夜間の消防活動に対しても万全の体制を整えている。



【消防団の分団区域図】

3 消防団の役割

消防団は、常備消防や行政機関と自主防災組織、地域住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。

第4節 事業所防災体制の強化

1 事業所による自助・共助の強化

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 事業所防災計画の作成の推進	府中消防署
1-2 事業所等における防災組織の設置の促進	府中消防署
1-3 事業所の自衛消防隊の活動能力の充実・強化	府中消防署

事業所等は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておく必要がある。

- ・ 社屋内外の安全化、事業所防災計画や災害時用マニュアルの整備等事業活動の継続対策

- ・防災資機（器）材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分を目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備。また、東京都帰宅困難者対策実施計画に準じ、帰宅困難者受入れのため10パーセント程度増やした備蓄に努める。
- ・重要業務継続のための事業継続計画（BCP）の策定
- ・組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立等地域社会の安全性向上対策
- ・むさし府中商工会議所等、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
- ・外出者と事業者が取るべき行動の指針となる行動ルールの遵守

1-1 事業所防災計画の作成の推進

府中消防署は、東京都震災対策条例 第10条に基づき、事業所に事業所防災計画の作成を指導する。

商業施設、病院、工場等で多数の人が出入り又は勤務する事業所については、消防計画を作成するよう、指導を徹底する。

危険物施設及び高圧ガス等関係事業所に対しては、当該事業所の予防規程及び自主防災体制の強化とともに、専門的知識を必要とする防災活動技術や防災訓練の実施等についての指導助言と事業所相互間の応援体制確立に努める。前述した内容を除く事業所については、事業所防災計画の作成指導に努める。

1-2 事業所等における防災組織の設置の促進

事業所等は、事業活動における社会的責任を自覚し、被害拡大の防止並びに来所する顧客や従業員及び事業所周辺の住民の安全の確保に努めるものとする。そのため、自衛消防組織等を結成するとともに、その活動力を強化する。

周辺地域の自主防災組織と密接な連携を取り、地域の安全に積極的に寄与するように努める。また、市が実施する防災事業に積極的に協力する。

自衛消防組織等の具体的な活動内容は、おおむね次のとおりとし、災害時における行動マニュアルをあらかじめ作成しておく。

- ・防災訓練の実施
- ・従業員の防災教育
- ・情報の収集と伝達方法の確立
- ・火災その他の災害予防対策
- ・避難対策
- ・応急救護対策
- ・地域の防災活動への協力（備蓄物資・資機（器）材の提供、人的協力、地域防災訓練への参加等）

- ・帰宅困難者対策の確立

1－3 事業所の自衛消防隊の活動能力の充実・強化

府中消防署は、大規模事故災害を想定した自衛消防訓練等の指導を促進し、次により事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。

（１）自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所

ホテル、旅館、百貨店などの多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例第55条の5の規定により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。

大規模事故災害時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要因）として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要因を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

自衛消防活動中核要因の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

（２）自衛消防活動中核要員の設置を要する事業所

消防法第8条の2の5の規定等により、自衛消防組織の設置、自衛消防訓練の実施などが規定されている。

これらの規定に基づき編成された自衛消防組織の訓練等の指導を推進する。

（３）防火管理者の選任を要する事業所

消防法第8条の2等の規定により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。

これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

（４）防火管理者の選任を要しない事業所

火災予防条例第55条の4の規定により、自衛消防活動を効果的に行うための自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。災害発生時等においては、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。

このことから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

（５）予防規程の作成指導

一定の規模以上の危険物施設において定めることが義務付けられている予防規程の作成に際しては、危険物施設の実態に即した保安体制の確立を図るよう危険物保安監督者等に対し指導する。

（６）大規模危険物施設事業所の自主保安体制の充実等

大規模危険物施設は事故が発生した場合、一つの事業所にとどまらず、大規模な事故等に拡大する危険性があることから事業所の自主保安体制の充実及び事業所相互間の応援体制の強化を推進するよう指導する。

さらに、この相互応援体制を円滑に行うため、防災資機（器）材の整備に関わる情報交換、合同消防訓練、研究会等の実施について指導する。

（７）高圧ガス関係防災組織

東京都震災対策条例第36条の規定に基づく唯一の業種別防災組織として、昭和60年7月東京都高圧ガス地域防災協議会が発足した。

この協議会は、事故等発生時における応援活動及び自主保安意識の高揚を図るため、東京都内の関係高圧ガス事業所が加盟して設立したもので、事故等発生時に効果的な応援活動を行っている。また、この防災組織の育成強化を図るため、自主的な防災活動に対して支援している。

2 事業所等の取組内容

事業所等は、自衛消防組織が、バール、とび口等、大規模事故に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、大規模事故を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。

資料編「2－4」

第5節 市、市民及び事業所等の連携

1 相互に連携した地域づくり

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 相互に連携した地域づくり	防災危機管理課、地域コミュニティ課、地域福祉推進課

従来の市、市民、事業所、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力し合うネットワークを形成し、災害に強い地域を構築することが重要である。

相互に協力し合うネットワークを形成するため、市は、次のような対策を推進する。

- ・ 自主防災組織の連絡調整機能を充実し、地域防災力を強化する。
- ・ 府中市企業防災協議会（※）と自主防災組織との連携を進める。

- ・市、事業所、商店街等の協働により、駅周辺混乱防止対策を進める。
- ・近隣周辺自治体との相互支援体制の強化を図る。
- ・地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制を推進する。
- ・町会、自治会等の体制強化を始めとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加を促すなど地域防災体制の強化を促進する。

※ 府中市企業防災協議会

府中市内の事業所・団体で構成し、防災に関する情報の共有と対策について相互協力を図ることを目的として、平成24年3月11日に設立された。

2 地域における防災連携体制の確立

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 地域、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進	防災危機管理課、地域福祉推進課
2-2 地域コミュニティの活性化	地域コミュニティ課
2-3 地域防災訓練の充実	防災危機管理課

市及び防災関係機関は、大規模事故災害から地域ぐるみで地域社会を守るために、次の対策を推進し、地域における防災連携体制の確立を図る。

2-1 地域、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進

地域、事業所、ボランティア等が相互に連携するために、次のような対策を推進する。

- ・応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。
- ・市及び関係防災機関は、地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった防災訓練の充実を図る。

資料編「協定9-1」

2-2 地域コミュニティの活性化

市は、自治会等の体制強化を始めとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど、地域防災体制の強化を図る。

2－3 地域防災訓練の充実

市は、地域の防災連携体制を確立するため、防災関係機関、自主防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を促進するとともに、地域住民が主体となった地域防災訓練の充実を図る。

第2章 大規模事故に強い都市づくりの推進

第1節 大規模事故に強いまちづくりの推進

1 安全な市街地整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1－1 市街地の不燃化	計画課
1－2 都市計画道路の整備推進	道路課、計画課
1－3 避難空間や避難経路の確保	防災危機管理課、地域福祉推進課、道路課

市は、府中市都市計画に関する基本的な方針（府中市都市計画マスタープラン）（以下「市都市計画マスタープラン」という。）に基づき、防災まちづくり事業を効率的かつ総合的に展開する。

1－1 市街地の不燃化

市は、延焼遮断帯となる都市計画道路の整備や不燃空間の確保による沿道の不燃化を推進する。

1－2 都市計画道路の整備推進

市は、基幹的地域間交通を支える幹線道路を都市連携軸と位置付け、東京都と連携し身近な業務機能や商業・サービス機能及び都市型住宅の集積や防災機能の整備を図る。

東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）における優先整備路線など、未整備の都市計画道路の整備を促進する。

1－3 避難空間や避難経路の確保

市は、バリアフリー化、サイン等の整備など、災害時要配慮者等にも配慮した避難経路の整備を進める。

防災施設（防火水槽、防災倉庫等）の充実を図る。

2 道路及び橋りょうの整備と維持管理

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 道路及び橋りょうの整備と維持管理	道路課

市は、道路の整備に当たっては、交通安全施設の拡充や、樹木による火災時の遮熱効果等が期待できる沿道緑化を進めるとともに、道路のバリアフリー化の推進を図り、高齢者、障害者（児）等の歩行や避難に配慮した道路環境の整備に努める。

府中市インフラマネジメント白書では、市が管理する21の道路橋は全て橋りょうの長寿命化修繕計画の対象としている。これら市管理の老朽橋及び耐荷力が不足していると思われる橋りょうについて、市は、点検を行い必要に応じて、補強等を行う。

災害発生直後の混乱期に緊急復旧のための資機（器）材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力体制を確立するとともに、防災資機（器）材備蓄基地の整備を計画的に進める。

平常時から資機（器）材の保守点検を行うとともに、府中市建設業協会等を通して使用できる建設機械等の把握を行う。

資料編「2－9、協定9－3」

3 オープンスペースの確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3－1 公園、緑地の整備	公園緑地課
3－2 農地の保全	産業振興課

3－1 公園、緑地の整備

公園は、レクリエーションの場としての機能、環境の保全の場としての機能のほかに、大規模事故災害時における避難場所、延焼を防止するオープンスペースとして、防災上重要な役割を持っている。

市は、府中市緑の基本計画2020に基づき、緑の保全を図りつつ、都市公園の新設については、水と緑のネットワークの形成を基本に整備を進めるとともに、災害時や地域活動など多角的に活用できるように、地域の特徴や多様な機能を踏まえた質の高い公園、緑地の整備を進める。

資料編「2－10」

3－2 農地の保全

市内の農地は、火災の延焼防止、大規模事故災害時の一時的な避難場所としての機

能等、防災上重要な役割を担っている。市は、農業委員会と連携して生産緑地地区の指定を促進する。

生産緑地制度等各種制度を活用するとともに、市街地のオープンスペースの確保と良好な都市環境の形成に努める。

4 建築物等における安全対策、ヘリサインの表示

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
4-1 高層建築物及び地下施設等における安全対策	防災危機管理課、【府中消防署】
4-2 ヘリサインの表示	施設所管課

4-1 高層建築物及び地下施設等における安全対策

市及び府中消防署等は、高層建築物及び地下施設等の関係者に対し、火災予防、避難、防火・防災管理及び消防対策を指導する。

(1) 高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、火災予防審議会を受けて策定した次の防火安全対策を講ずるよう指導する。

- ・高層の建築物の防火安全対策
- ・乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策（100メートル以上の高層建築物を対象とした安全対策）
- ・大規模建築物群等の消防アクセス確保対策
- ・鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策
- ・高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策

(2) 関係事業所に対して次の対策を指導する。

ア 火災予防対策

- ・火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- ・火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置
- ・内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- ・消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

イ 避難対策（混乱防止対策）

- ・避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- ・ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- ・ショーケース、看板複写機等の転倒、落下、移動の防止
- ・避難誘導員の事前指定や訓練指導者の育成
- ・避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の

行動要領の周知徹底

- ・警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進

ウ 防火・防災管理対策

- ・従業員に対する消防計画の周知徹底
- ・管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底
- ・ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
- ・救出・救護知識の普及及び必要な資機（器）材の整備
- ・防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした、実務講習等による教育
- ・実践的かつ定期的な訓練の実施

エ 消防活動対策

- ・消火活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進

4-2 ヘリサインの表示

大規模事故災害時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や、市災害対策本部とが連携した迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、市は、公共建築物の屋上に、ヘリコプターから視認できる施設名を表示する。

第2節 災害に強い市街地整備の推進

1 計画的な土地利用の推進

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 地域まちづくり事業の推進	計画課
1-2 市街地整備計画策定事業の推進	計画課、まちづくり拠点整備推進本部

市は、計画的な土地利用の誘導、建築物の更新、都市基盤施設の整備、避難場所等の確保等により、災害に強い市街地整備を推進する。

1-1 地域まちづくり事業の推進

市は、木造住宅密集地域等における地区計画の策定、市民のまちづくり活動への支援などを行う。

1-2 市街地整備計画策定事業の推進

市は、府中基地跡地留保地の用途地域等の変更、用途地域の一括見直しなどを行う。

2 市内の拠点におけるまちづくりの推進

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 市内の拠点におけるまちづくりの推進	まちづくり拠点整備推進本部

市都市計画マスタープランに示す各拠点において、にぎわいのある拠点市街地の形成を図るため、拠点としてふさわしい土地利用の誘導やまちづくり体制の構築に取り組むことが必要である。市は、分倍河原駅周辺地区において、駅周辺の回遊性の向上や駅前空間の不足への対応等の課題を解決するため、地域住民や交通事業者を始めとした関係者との協働によるまちづくりを進めている。

2-1 分倍河原駅周辺整備事業の推進

市は、駅舎の改良や老朽化した南北こ線橋の架け替え、駅前の歩行者溜まり空間の確保などハード整備の着手に向けた準備を進めるとともに、快適でにぎわいのある商店街の形成や良好な居住環境を保全するためのルールづくりなど、ソフト面の取組を着実に展開していくため、地域住民や交通事業者等との協議・検討を進める。

3 安全で持続可能な道路機能の保全・整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3-1 道路改良整備事業、都市計画道路整備事業の推進	地域福祉推進課、道路課
3-2 狭あい道路拡幅整備事業の推進	建築指導課

市は、バリアフリー化や無電柱化等を考慮し、都市計画道路や市幹線道路の整備を推進する。

また、道路や橋りょうなどの道路施設について、予防保全型の管理や、市、市民、事業者との協働による取組により、長期にわたり機能の確保を推進する。

このことにより、誰もが安全で快適に利用できる、持続可能な道路機能の確保に努める。

3-1 道路改良整備事業、都市計画道路整備事業の推進

市は、都市計画道路の整備や既存道路の改修と併せて、バリアフリー化や無電柱化等を推進する。

また、道路施設の老朽化・耐震対策を行うことにより、施設の長寿命化を図る。

3-2 狭あい道路拡幅整備事業の推進

市は、建築基準法第42条第2項に該当する道路等の狭あい道路に接する土地を道路用地として提供を受け、整備を行うとともに、提供者には助成等を行う。

第3節 文化財等の防災対策

1 文化財等の防災対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 文化財等の防災対策	ふるさと文化財課

市は、文化財が貴重な国民的財産であることから、大規模事故災害による破損や焼失が生じないように、所有者や管理者に対する意識啓発を図る。

文化財施設の所有者及び管理者は、次のとおり防災対策を行う。

- ・指定建造物等の内外の火気及び喫煙等の禁止措置に努める。
- ・必要な消防用設備等の設置に努める。
- ・定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施する。
- ・消防用設備及び防災設備等の点検・整備する。
- ・文化財防災点検表を作成する。

資料編「2-18」

【文化財防災点検表の点検内容（主要項目）】

点検主要項目	点検内容
文化財周辺の整備・点検	・文化財の定期的な見回り・点検 ・文化財周辺環境の整理・整頓
防災体制の整備	・防災計画の作成 ・巡視規則や要項の作成等
防災知識の啓発	・国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加 ・ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼び掛け
防災訓練の実施	・防災訓練の実施
防災設備の整備と点検	・外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
緊急時の体制整備	・消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検

第3章 緊急輸送体制の整備

第1節 緊急輸送ネットワークの整備

1 緊急輸送ネットワークの整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 緊急輸送ネットワークの整備	道路課、【東京都建設局、府中警察署】

東京都は、大規模事故災害時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次（市、他県との連絡）、第二次（主要初動対応機関との連絡）、第三次（緊急物資輸送拠点との連絡）の緊急輸送ネットワークを整備する。

（1）第一次緊急輸送ネットワーク

応急対策の中核を担う東京都本庁舎、立川地域防災センター、市庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路

（2）第二次緊急輸送ネットワーク

第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路

（3）第三次緊急輸送ネットワーク

トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と市の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

市は、救出救助活動の拠点となる施設（消防署（出張所含む。）、各防災センター等）から、東京都が整備する緊急輸送道路までの道路を、優先啓開道路として指定する。

また、指定後は、避難者が避難場所へ安全に移動することができるように、避難路となり得る道路の有効幅員の拡大、無電柱化等の整備を推進する。

資料編「2－24、2－25」

東京都及び府中警察署は、緊急輸送ネットワークの実効性を担保するため、交通規制を実施する緊急自動車専用路、緊急交通路及び道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う緊急道路障害物除去路線との整合を図る。

資料編「1－1、2－26」

第2節 鉄道・バス施設の整備

1 鉄道施設の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 鉄道施設	【東京都交通局、バス事業者】

鉄道事業者は、列車運転の安全を確保し、輸送業務を災害から未然に防止するため、線路施設等の耐震性の向上に努め、施設の安全対策を図る。

また、内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国や各鉄道事業者等と再開時刻等必要な調整をするための通信手段を確保する。

鉄道事業者は、鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進するとともに、災害に関する取組について、分かりやすく周知する。

2 代替輸送手段の確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 代替輸送手段の確保	計画課

市は、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導する。

東京都は、バスによる代替輸送手段を確保する。

バス事業者は、バス等による代替輸送手段を確保する。

第4章 初動対応体制の整備

第1節 初動対応体制の整備

1 初動対応体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 初動対応体制	防災危機管理課

市は、発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備し、維持管理していく必要がある。

市、自衛隊、警察、消防等の関係機関の能力を最大限発揮できるよう、連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動体制を構築する。

地域における第一次的防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会を捉え、訓練の実施に努める。訓練項目は、本部運営訓練、非常参集訓練、現地実動訓練、図上訓練を実施する。参加対象は、市職員、地域住民、事業者、東京都、防災機関等とする。

第2節 配備・動員計画の策定

1 職員体制の整備

市は、職員参集に係るシステムや運用体制、要綱や要領、行動マニュアルなどを整備し、夜間・休日等の勤務時間外に大規模事故災害が発生した場合でも、速やかに対応できるよう災害時における職員の初動体制を定めておく。この体制については、定期的な訓練等を通して、全職員への習熟を図る。

2 市職員等の動員

大規模事故災害その他の状況により、本部長が必要と認めたときは、非常配備態勢を発令する。

3 配備計画・職員初動マニュアルの策定

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 配備計画・職員初動マニュアルの策定	防災危機管理課

災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するためには、必要な人員を配備するため、職員の居住地、災害の規模を勘案し、より実効性の高い配備体制を構築する必要がある。各所属長は配備体制に応じた配備計画及び伝達計画（平常執務時、休日・退庁後）を事前に作成しておく。

また、災害時に迅速かつ円滑な災害対応を実施できるよう、府中市職員初動マニュアルを策定している。この体制については、定期的な訓練等を通して、全職員への習熟を図る。

第3節 消火・救助・救急活動体制の整備

1 消防活動体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 消防活動体制の整備	防災危機管理課、【府中消防署】

市は、次のとおり、消防活動体制を整備する。

- ・平常時から消防団の団員確保及び育成に努め、地域の防災力向上を図る。
- ・消防団の活動に必要な装備・資機（器）材の充実・強化に努め、消防団員の活動力向上を図る。
- ・消防訓練所等において消防団の教育訓練の充実を図る。
- ・街頭消火器の整備に努める。
- ・火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の水利の開発や確保を推進する。

府中消防署は、次のとおり、消防活動体制を整備する。

- ・同時多発性・広域性を有する大規模事故災害に対応するため、消火活動に有効な資機器材を整備する。
- ・長期間に及ぶ消防活動を間隙なく継続するため、大規模事故災害時等における職員の後方支援体制や、消防車両の整備体制の充実強化を図る。

2 救助・救急体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 救助・救急体制の整備	防災危機管理課、【府中警察署、府中消防署】

市は、次のとおり救助・救急活動体制を整備する。

- ・府中警察署及び府中消防署と協力し、市内における円滑な連携体制の構築を図る。
- ・消防団員及び市民等に対する救急救助訓練を行い、消防団及び自主防災組織等に救急救助の普及を図る。

府中消防署は、次のとおり救助・救急体制を整備する。

- ・関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制を確立する。
- ・大規模事故災害時に発生する特殊な救助事象に対応するため、整備計画に基づいて救助体制の強化を図るとともに、消防署に救助用資機（器）材を配置する。また、協定に基づく災害救助犬との連携を考慮する。
- ・大規模事故災害時に発生する特殊な救急事象に対応するため、整備計画に基づいて救急隊の増強整備を図り、非常用救急車の運用を含め大規模事故災害時の傷病者搬送体制を強化する。
- ・高度救急資機（器）材や消防隊用応急救護資機（器）材を活用し、救急現場での救命効果向上を図る。
- ・傷病者の速やかな搬送及び市民への情報提供を的確に行うため、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。
- ・東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。
- ・多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し、外国人への救急対応の充実強化を図る。

府中警察署は、次のとおり救助・救急活動体制を整備する。

- ・災害時に必要な装備・資機（器）材の充実強化を図り、効果的に資機（器）材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動体制を整備する。
- ・発災時に迅速な救出救助活動が実施できるよう、警察署に平常時から、機動隊等のレスキュー隊経験者を中心とした救出救助部隊を編成し、各種訓練を反復、継続して実施することにより、署員の災害対処能力の向上に努める。
- ・大規模事故災害時における集団警備力としての機動隊の更なる災害対応力の向上を図るため、被災者の救出救助等に関する実践的・効果的訓練を行うとともに、各種大規模事故対策用資機（器）材の整備を図る。
- ・発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施するとともに、交通規制用資機（器）材の整備を図る。

3 広域連携体制の構築

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 広域連携体制の構築	防災危機管理課

市は、災害時において他の自治体の円滑な協力が得られるよう、協定を締結するなど、協力体制を構築している。

市及び東京都は、災害時等の相互協力に係る協定を締結し、被災地等に対する職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、物資や資機（器）材の提供及びあっせん等の協力を迅速かつ円滑に実施できる体制を構築している。

市は、全国の自治体や関係機関等からの応援を受け入れ、連携して被災地支援につなげていくため、受援応援を担う部門の手順やルール等を明確にした府中市災害時受援応援計画（以下「市受援応援計画」という。）を策定している。関連する各種計画の見直しや訓練検証等を踏まえ、市受援応援計画の見直しを行っていく。

第4節 応急活動拠点等の整備

1 応急活動拠点の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 応急活動拠点の整備	防災危機管理課、【東京都総務局】

市は、広域応援に伴い大規模救出救助活動拠点（※）となるオープンスペースについて、その迅速かつ効率的な活用のため、平常時から東京都その他関係機関との連携体制構築に努める。

市は東京都と連携するとともに、具体的な使用方法等を確立する。

※ 大規模救出救助活動拠点

東京都が指定する、広域支援・救助部隊のベースキャンプやライフラインの復旧活動拠点として活用できるオープンスペースである。

2 ヘリサインの設置

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 ヘリサインの設置	施設所管課

災害時に、ヘリサインは、応援航空部隊の道しるべとして、また、避難所等、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定する上で、重要な役割を果たす。

市は東京都と連携し、市施設等の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名を表示する取組を進める。

ヘリサインの設置に当たっては、九都県市首脳会議防災対策委員会による申合せを基準にする。

資料編「16-2」

第5節 府中市防災会議の所掌事務

1 府中市防災会議の所掌事務

市防災会議の事務分掌は次のとおりである。

- ・本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ・市長の諮問に応じて、市内の防災に関する重要事項を審議し、その結果を答申すること。
- ・このほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を遂行すること。

資料編「1-2、1-3、1-4」

第6節 災害時応援協定の締結

1 災害時応援協定の締結

市は、市を始めとする機関が担う公助について、協力・補完体制を構築するため、他市町村及び防災関係機関、その他団体等との間で災害時応援協定を締結し、発災時ににおいて迅速な応援協力を得られる体制を構築する。

協定締結先の選定については、本計画（大規模事故災害編）に規定する市の応急対策業務のうち、市だけでは体制構築が不十分な業務、また、専門性が高く、市以外の団体の協力を得ることで、より高い効果が期待できる業務について、検討するものとする。

市は、平常時から災害時応援協定の締結先との連携を密にし、効果的な応援協力を得られるよう努める。

資料編「協定・覚書等一覧」

第5章 情報通信の確保

第1節 防災関係機関相互の情報通信体制の整備

1 防災情報通信基盤網の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 防災情報通信基盤網の整備	情報戦略課、防災危機管理課

市は、大規模事故災害時のような緊急事態に迅速かつ的確に対処し、被害を最小限に抑えるために、消防団、府中消防署、府中警察署等の防災関係機関が相互に連絡が取れる体制を整備する。

災害情報を的確に把握できるよう、情報通信体制を整備、強化することにより、次のような最新の技術を導入した防災無線システムによる通信ネットワークを整備する。

- ・携帯電話等を活用した防災通信システムの構築（デジタル通信を活用した現場映像の送付等）
- ・消防団の現場活動に必要な携帯無線機の更新
- ・市災害対策本部となる中央防災センターと府中消防署との合築庁舎のメリットをいかした災害情報の共有体制の強化及びJアラートの一体運用

2 災害用伝言サービスの周知

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 災害用伝言サービスの周知	防災危機管理課

市は、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等について、災害時に活用されるよう、平常時から市民への周知を図る。

3 防災行政無線の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 防災行政無線の整備	防災危機管理課

市では、固定系、移動系の防災行政無線を整備している。行政機関内の情報連絡において、発災直後でも迅速、確実な連絡体制を確保できるよう、通信手段の多様化を図る。

第2節 市民等への情報提供体制の整備

1 市民等への情報提供体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 市の役割	秘書広報課、情報戦略課、防災危機管理課
1-2 ライフライン事業者の役割	【東京都水道局、東京電力グループ、東京ガスグループ、通信事業者、放送事業者】
1-3 通信事業者3社の役割 (NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)	【通信事業者】
1-4 通信事業者の役割	【通信事業者】

1-1 市の役割

各情報提供手段の活用により、市民へ情報を提供するとともに、報道対応の円滑化を図る。市は次のとおり、情報提供手段の整備に努める。

- ・新聞社及び放送機関との連携体制を構築する。
- ・誰にでも伝わるよう、緊急速報メール、SNSなど様々な情報提供手段を活用するとともに、住民に情報入手方法を周知することで、住民への情報伝達手段の多様化を図る。
- ・固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備し、地域住民への情報伝達体制を構築する。
- ・防災マップの作成等、多様な手段により防災関連情報を提供する。

【市民への情報提供手段】

情報提供手段	情報提供方法
府中市防災行政無線 全国瞬時警報システム (Jアラート)	市内各所に設置された、府中市防災行政無線の屋外スピーカーにより放送する。 音声聞き取りづらかった場合は、フリーダイヤル (0800-8000-606)により電話で内容確認できる。
緊急速報メール	市内にいる方の携帯電話(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、楽天モバイル)へ事前登録なしに一斉配信する。
府中市公式X (旧ツイッター)	インターネット上で短文(つぶやき)を投稿・閲覧できる無料のコミュニケーションサービスであるX(旧ツイッター)により配信する。 ・アカウント:「東京都府中市」 ・ユーザー名:「@fuchutokyo」
府中市公式LINE	チャット形式のSNSにより配信する。
府中市メール配信サービス	登録した携帯電話やパソコンのメールアドレスへ配信する。

市は、整備する情報提供手段等との連動を推進し、広く市民に伝わるよう体制整備を進める。

【事業者への情報提供手段】

情報提供手段	情報提供方法
デジタルMCA	市災害対策本部を開設した場合に、府中市企業防災協議会へ情報を提供

資料編「協定12-2」

1-2 ライフライン事業者の役割

ライフライン6社(東日本電信電話㈱、NTTドコモ、KDDI、東京電力グループ、東京ガスグループ、東京都水道局)は、在京ラジオ7社(日本放送協会、TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE)と構築している恒久的ネットワークにより、必要に応じて、被害状況、復旧状況などの情報を共有する。

1-3 通信事業者3社の役割(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)

災害時訪日外国人支援SMSとして、通信3社は訪日外国人に向け、SMSを用いて動画ニュースや災害時無料Wi-Fi等の情報を4言語で適時に配信を行う。

1－4 通信事業者の役割

各通信事業者は、情報提供体制の確保のため、次のとおり対策を実施する。

- ・ 通信設備及び通信回線について、耐震化を推進する。
- ・ 基幹の通信回線の冗長化を推進する。
- ・ 電気通信設備について、非常用電源の長時間化を推進する。

第6章 大規模火災予防対策

第1節 大規模火災

1 大規模火災

市で想定される大規模火災としては、木造密集地域、市街地での火災の延焼、及び高層建築物火災(社会的に影響の大きい不特定多数の人が出入りする高層建築物)がある。

市の高層建築物は、府中駅周辺の住居系の高層建築物のほか、府中インテリジェントパーク内にも多数建築されている。

第2節 火災の予防

1 防火思想の普及徹底

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 市民に対する防災指導	防災危機管理課
1-2 事業所の防火管理及び防災管理指導	【府中消防署】

1-1 市民に対する防災指導

市は、パンフレット、ポスター、ホームページ、アプリ、SNS等各種の媒体を用いて、防火思想の普及を図る。

出火防止、初期消火及び応急救護の要領について教育、訓練を実施し、市民の防火意識と防災行動力の向上を図る。

1-2 事業所の防火管理及び防災管理指導

府中消防署は、防火管理及び防災管理指導を通じて、事業所における防火管理及び防災管理体制の充実強化を図り、事業所の防災行動力を向上させる。

2 火災予防査察

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 火災予防査察	【府中消防署】

消防法第4条又は第16条の5の規定に基づき、府中消防署は、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い、火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、

是正指導を徹底する。

3 市街地等の不燃化

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 市街地等の不燃化	防災危機管理課、計画課、建築指導課

市は、火災による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、耐震化、避難路、避難場所・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の防火性に配慮した地区計画等的確な指定等を東京都と連携して行い、災害に強い都市構造の形成を図る。

また、耐震性貯水槽や河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

さらに、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等において、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

第3節 建築物の防火対策

1 一般建築物等の防火対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 一般建築物等の防火対策	防災危機管理課、【府中消防署】

市は、東京都と連携し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院、ホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。

事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行う。

市及び府中消防署等は、建築物の位置、構造及び設備は建築基準法関係法令、消防用設備等は消防法関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持管理するよう指導する。

府中消防署は、建築物に対し、立入検査を実施する。

市及び府中消防署等は、火災の発生を受けて消防法、建築基準法及び火災予防条例の改正が行われた場合に、それぞれ定められた基準に適合させるなど、防火上の観点から必要な指導を行う。

2 高層建築物の防火対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-2 府中消防署の指導内容	【府中消防署】

2-1 高層建築物管理者の防火対策

高層建築物の管理者等は、消防法等関係法規に基づき、防災のための事前対策を講ずるものとする。

ア 防火管理者の選任と届出

消防法第8条に基づき、防火対象物の管理者は、防火管理者を選任し、府中消防署長に届け出る。

イ 消防計画の作成・届出

防火管理者は、消防法第8条に基づき、消防計画を作成し、消防法施行規則第3条に基づき、府中消防署長へ届け出る。

ウ 消防用設備等の点検

防火管理者は、消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の4に基づき、消防用設備等を定期的（6か月ごと）に点検し、府中消防署長に届け出なければならない。

エ 消防訓練の実施

防火管理者は、消防計画に基づき定期的に通報・消火・避難訓練を実施するとともに、不特定多数の者を収容する施設については、消防法施行規則第3条第1項に基づき、年2回以上の通報、消火及び避難訓練を実施しなければならない。

オ 防災教育の実施

防火管理者は、消防法第8条に基づく消防計画に定められた従業員等に対する防災教育を、定期的に実施するものとする。

カ 自衛消防組織の編成

防火管理者は、消防法第8条に基づく消防計画に、自衛消防組織を編成し、各組織員の任務を明確にし、併せて技術的指導を実施するものとする。

キ 統括防火管理者の選任と届出

高層建築物でその管理権原が分かれているものは、消防法第8条の2に基づき、統括防火管理者を選任し、府中消防署長へ届け出る。

ク 全体についての消防計画の作成・届出

高層建築物でその管理権原が分かれているものは、消防法第8条の2に基づき、全体についての消防計画を作成し、府中消防署長へ届け出る。

2-2 府中消防署の指導内容

(1) 指導方針

府中消防署は、人命危険を考慮し、出火防止、初期消火及び避難計画等について防災対策の強化を図るとともに、内装及び収容物の不燃化を徹底し、出火防止及び延焼拡大防止を図るよう指導する。

また、超高層建築物等において火災等の災害が発生した場合、消防活動の困難性が予想されることから、屋上に航空消防活動を確保するための緊急離発着場等の設置指導を行う。さらに、この種の対象物の立入検査に当たっては、火災予防査察によるほか、避難対策及び火気管理等を重点に、その特性に応じた指導を行う。

(2) 防火管理の充実強化

府中消防署は、高層建築物の特性に応じた実効性のある訓練の実施、防火施設・避難施設の適正な維持管理、実態に即した消防計画の樹立等、防火管理及び防災管理業務の執行体制の充実強化について指導する。

また、災害の発生時において、情報連絡、避難誘導、初期消火等の災害活動が効果的に行われるよう、自衛消防隊の活動能力の向上を図るとともに、防災センターの機能の充実、さらに、ガスの漏洩による災害を防止するため、関係施設・設備の点検・整備及び初動措置について必要な指導を行う。

第7章 危険物事故対策

第1節 危険物等による災害

1 危険物等による災害

市内には、危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物施設、放射線等使用施設及び都市ガス施設がある。

危険物等は、小事故であっても、初期の対応を誤ると大災害になる危険性が高く、市民生活にも大きな影響を及ぼすことになる。

事業者は、労働安全衛生法や各種物質の取扱い等に関する法令に基づき、化学工場等の施設や輸送中の危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、爆燃及び危険物又は毒性ガス漏えい等の災害を予防し、また発災時には、関係者に適切な技術的助言、情報の提供を要請すること等適切な対策を講ずることにより被害の軽減を図り、市民の生命、身体、財産を保護する。

第2節 危険物取扱い施設等の安全化

1 危険物取扱い施設等の安全化

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 危険物施設、毒物・劇物取扱い施設等の安全化	【関東東北産業保安監督部、東京都保健医療局、府中消防署、多摩府中保健所】

防災関係機関は、危険物施設及び高圧ガス等関係事業所に対しては、当該事業所の予防規程及び自主防災体制の強化とともに、専門的知識を必要とする防災活動技術や防災訓練の実施等についての指導助言と事業所相互間の応援体制確立に努める。前述した内容を除く事業所については、事業所防災計画の作成指導に努める。

多摩府中保健所及び保健医療局は、毒物・劇物取扱施設に対して、危害防止規定の作成、設備の保守点検等の励行、定期的な防災訓練の実施等を指導する。

国は、放射線等使用施設については、国（原子力規制委員会）が、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）（※）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより大規模事故時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講ずる。

放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき国が把握しているが、治安対策上の理由から国

からの情報提供は行われていない。

東京都は、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図る。

※ R I（ラジオ・アイソトープ）

放射線を出す同位元素（ウラン、ラジウム、カリウム等）のことで、核医学検査及び放射線治療で使用されている。

資料編「2-19、2-20、2-21、2-22」

第3節 危険物等の輸送の安全化

1 危険物等の輸送の安全化

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 危険物等の輸送の安全化	【東京都保健医療局、府中警察署、府中消防署、日本貨物鉄道(株)】

多摩府中保健所及び保健医療局は、法令基準に適合するよう指導取締りを実施するとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

府中消防署は、タンクローリー等による危険物輸送の指導を実施する。また、危険物の運搬に必要なイエローカードの車両積載の確認及び活用を推進する。

府中警察署は、危険物等運搬車両の通行路線の検討を行い、危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りの推進を図る。また、関係機関等の連絡通報体制を確立する。

日本貨物鉄道(株)は、鉄道タンク車の検査体制強化及び私有タンク車の安全性に関する指導を実施し、火薬類等の危険品輸送時の災害防止を図る。また、部外関係機関等における緊急時の協力・応急処理体制を確立する。

第4節 資機（器）材の整備

1 資機（器）材の整備

危険物の取扱いについては、予防・保安計画により安全対策を実施しているが、万一、大規模事故災害が発生した場合に、二次災害を防止し、被害を最小限にとどめるためには、平常時から応急用資機（器）材を整備することが重要である。

防災関係機関は、次のとおり資機（器）材を整備している。

【資機（器）材の整備状況】

機関名	内容
都教育庁	・学校に対し、危険物等を使用・保管する教室には、水バケツ、化学消火器、砂などを常備し、緊急の際に使用するよう整備している。
東京ガスグループ	・工場設備、導管等の復旧用資機（器）材は、常時、備蓄（メーカー在庫含む。）しており、災害時に当面必要な資機（器）材を配備している。
警視庁	・毒物・劇物対策として、除染用資機（器）材、ガス検知器、防護服、防毒マスク、空気呼吸器等を整備している。 ・放射線対策として、保護服、防護マスク、サーベイメーター、線量計等を整備している。
東京消防庁	・毒物・劇物、放射線対策として、防護服、空気呼吸器、防毒マスク、各種測定資機（器）材、除染資機（器）材を整備している。

第8章 大規模事故対策

第1節 大規模事故

1 大規模事故

市で想定される災害としては、航空機事故、鉄道事故、道路・橋りょう災害、地下工事事故がある。

防災関係機関は、これらの事故を予防し、また発災時において適切な対策を講ずることにより被害の軽減を図り、市民の生命、身体、財産を保護する。

第2節 航空機事故予防対策

1 航空機事故予防対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 航空機事故予防対策	【東京航空局、東京都港湾局】

市の上空は、東京国際空港から西へ発着する航空機や自衛隊の航空機の飛行経路になっており、多数の航空機が通過している。

また、隣接する調布市には、調布飛行場があり、離着陸時には航空機が市の上空を通過する。

そのため、東京都港湾局及び東京航空事務所は、航空機による墜落・衝突事故等を防止するため、保安対策を講ずる。

東京都港湾局及び東京空港事務所は、管理する空港における航空機の安全な運航を確保するため、空港施設（滑走路、エプロン及び保安施設等）の維持管理を行う。

東京都港湾局及び東京空港事務所は、管理する空港に離着陸する航空機及びその周辺空域を航行する航空機の安全と円滑な運航を確保するため、必要な措置を講ずる。

第3節 鉄道事故予防対策

1 東日本旅客鉄道(株)・日本貨物鉄道(株)

東日本旅客鉄道(株)及び日本貨物鉄道(株)は、事故災害を予防し、人命の安全、輸送を確保するため、次のとおり車両の安全や地上施設の改良整備の推進を図るとともに、列車を安全運行できるよう列車の運行に関わる人員に対して、継続的な安全教育を実施する。

- ・車両や線路などの検査基準及び関係法令等に基づく定期又は随時保守点検を実施する。

- ・橋りょうや停車場、建物なども保守点検を継続的に実施するとともに、耐震性の確保を図る。
- ・信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車停止装置、放送装置、消火設備等の保安設備の整備及び改良を推進する。

2 京王電鉄㈱

京王電鉄㈱は、列車衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全と輸送の確保を図るため、踏切道の立体化を進めているほか、次の保安装置を設置し、事故の未然防止に努めている。

- ・列車運行管理システム
- ・列車無線装置、自動列車停止装置
- ・踏切障害物検知装置、踏切支障報知装置

3 西武鉄道㈱

西武鉄道は、輸送の安全確保を図るため、次のとおり保安対策を講じている。

- ・踏切の立体化と整理統合及び踏切支障検知・報知装置の設置
- ・運行管理システムと自動列車停止装置、自動列車制御装置、列車集中制御装置の設置
- ・列車無線装置の設置

第4節 道路・橋りょう災害対策

1 市

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 市	道路課

市は、所管する道路について、安全点検や補修、改修を行うなど、平常時から道路の安全確保に努める。

2 関東地方整備局

関東地方整備局は、所管する道路について、安全確保のため、次の措置を講ずる。

- ・定期的な安全点検の実施
- ・応急・復旧措置訓練
- ・関係機関との緊密な情報連絡体制の確保
- ・事故多発箇所の施設改善

3 東京都建設局

東京都建設局は、所管する道路について、大規模事故の発生を未然に防止するため、次の措置を講ずる。

- ・ 定期的な安全点検の実施及び適切な措置
- ・ 事故多発箇所の施設改善
- ・ 万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、関係機関との緊密な情報連絡体制の確保を行う。

4 中日本高速道路㈱

中日本高速道路㈱は、防災業務計画に定める災害予防計画に基づき、未然に災害を防止し、又は災害が発生した場合においても被害を最小限にとどめるため、平常時から高速道路等の計画的に点検を実施するなど保全管理に努める。また、事故が多発する箇所の安全対策を検討し、実施に努める。

5 警視庁

警視庁は交通事故防止のため、次の措置を講ずる。

- ・ 事故多発箇所における表示板等の設置
- ・ 交通安全指導の徹底

第5節 地下工事事故予防対策

1 ライフライン施設工事

1-1 東京都水道局

(1) 安全管理体制

安全管理体制は次のとおりである。

- ・ 工事担当課長は、所管工事の安全管理に関し、総括してその任に当たる。
- ・ 工事担当課長は、工事現場について直接又は現場ごとに指定した職員を通じて現場の保安対策を掌握し、必要に応じて上司に報告しその指示を受ける。
- ・ 責任者は所管事業所の工事担当課長とし、監督員は工事担当課長の指揮を受けて安全対策等の業務を担当する。
- ・ 各事業所の夜間における職員の参集については、別に定める職員の非常配備体制、非常参集に関する要領により行う。
- ・ 毎月1回、工事を所管する事業所において工事安全連絡会を開催し、安全意識の高揚を図る。

(2) 安全対策（事故防止対策）

安全対策は次のとおりである。

- ・大規模工事現場の掘削構内には非常警報装置を設けるとともに、工事現場、詰所等相互間の通報設備を設置する。
- ・大規模工事現場、詰所等には消火器を配置するとともに、地下埋設物の表示及び通路、非常口等の標識類は常時点検整備しておく。
- ・工事現場は、監督員又は請負業者が毎日巡回点検するほか、必要に応じ他の埋設物の管理者に指示、立会い、点検を要請する。
- ・工事現場には、舗装材料、土留材、支保工材等の応急資機（器）材を常備する。
- ・請負工事の関係者に対し、自主的に安全管理の徹底を図るよう指導する。

1-2 東京電力グループ

(1) 安全管理体制

ア 安全管理組織

- ・本社に安全推進室・内部監査室を設け、各面にわたり安全の確保、推進を図っている。
- ・本社各部、各店所、建設所等に専任の安全品質担当を設け、安全の確保、事故の防止に専念させている。
- ・大規模工事については、送変電建設センターにて、集中管理と綿密な事故の防止を図っている。

イ 現場責任者

- ・担当管理職を責任者にするとともに、工事ごとに担当監理員を選定し、適正円滑な工事の施工と安全の確保に当らせている。
- ・協力会社に対しては、責任者として現場代理人を届出させるとともに、工事の規模等を勘案して必要と認めたときは、災害の防止に関する一切の事項を管理する災害防止責任者を選定させる。

ウ 社内にグループ非常災害対策規定を制定し、緊急時の具体的措置を定め、速やかな初期対応と災害の拡大防止を図るとともに、緊急時の基本連絡ルートを定めている。

エ 万一事故が発生した場合の応動体制について、次のとおり社内規定・要領・仕様書類を定め、万全を期している。

- ・グループ非常災害対策規定
- ・地中送電線路電気工事安全仕様書
- ・土木工事共通仕様書
- ・地中送電設備工事監理マニュアル、配電工事監理業務マニュアル
- ・配電工事仕様書 等

(2) 安全対策（事故防止対策）

ア 各工事に係る安全対策

- ・地中線工事安全仕様書等の内容を協力会社に徹底するとともに、必要に応じ安全計画書を提出させ、安全確保に努力させる。
- ・設計段階で既設埋設物を調査し安全面に考慮するほか、施工前に試掘を行い、埋設物を確認している。
- ・くい打ち、杭抜き、既設埋設物の防護復旧等については、事前に既埋設物の管理者と協議の上、承認された方法で施工するとともに、所有者の立会い、確認を求めている。

イ 他の地下埋設物管理者との協定等

- ・東京ガスとの間に、相互の施設の保安に関する協定を締結している。
- ・地下鉄事業者との間に、号線別の協定を締結している。
- ・このほか、他企業との間にも逐次協定の締結を推進していく。

ウ 他の工事との連絡・協調

他の工事と近接して施工する場合は、計画、設計段階から入念に協議を行い、必要に応じ、相互に工事の受委託も行う。

また、工事中も定期的な連絡会のほか随時に打合せを行い、安全の確保を図る。

エ 各種標識、ガス検知器等の設置

掘削中に露出した既埋設物については、標示板により種別・所有者を明示するとともに、ガス管対策として、掘山内にガス検知器、ガス漏えい警報機を設置し通報、連絡体制を確立する。

オ 工事現場の巡回、点検

- ・監理員による随時の巡回、点検のほか、管理職等のパトロールを実施し、施工の万全を期する。
- ・協力会社の専任災害防止責任者による常時の現場監視のほか、協力会社の監理部門による安全を主とした巡視等を実施させている。

カ 工事従事者に対する安全教育

- ・工事規模、内容等に応じ定期的に安全協議会等を主催し、安全意識の徹底を図っている。
- ・協力会社には、安全計画書等に基づき、作業員に浸透するよう定期的に安全講習会を開催させるほか、作業開始前の安全面の確認を実施させている。

1-3 東京ガスグループ

(1) 保安管理体制

保安管理体制は次のとおりである。

- ・導管を管理する事業所には、ガス事業法により保安統括者、保安主任者を置いている。
- ・工事については、監督者を定めるとともに、現場ごとに責任者を置き、導管に関する工事の実施に当たらせる。
- ・非常事態に際しては、直ちに緊急出動し保安措置に当たる。

また、災害の程度等に応じ、第1から第3までの特別組織を編成する。

(2) 地下工事の保安対策

地下工事の保安管理対策は次のとおりである。

- ・工事の施工に当たっては、請負者に対し関係法規、許可条件、打合せ事項等を遵守し、標識類、安全柵等の施設を準備するよう指示するとともに、東京ガスグループにおいても管理・監督及び検査を行う。
- ・競合工事については、道路調整会議、企業者間の会議等において、十分な打合せを行い、現場でも連絡を密にし、協議して工事に当たる。
- ・緊急時には、ガスライト24に連絡し、緊急車等を出動させて、付近住民への広報活動を行う。
- ・工事現場に必要な標識類を設置するほか、溶接及び既設管の切断に際しては消火器を準備する。特に既設管の切断に当たっては、ガス検知器により可燃性ガスの検知を行うほか、送風マスクを携行させる。
- ・導管工事の安全・適正化のため、請負者の工事の巡回・点検を行い、指示事項が遵守されていない場合は、中止又は改善措置を講ずる。

1-4 東日本電信電話㈱・NTTコミュニケーションズ㈱

(1) 安全管理体制

ア 安全管理組織

次の目的達成のための安全衛生協議会を設け、工事实施上の安全指導を行う。

- ・工事従事者全てに関わる労働災害、疾病並びに交通事故を予防する。
- ・第三者の生命及び財産に対する危険と障害を予防する。
- ・各種公共施設への損傷と都市災害などの事故・災害を予防する。
- ・災害発生時の緊急連絡措置、応急・復旧体制確立等、二次災害拡大を予防する。
- ・工事实施の過程で作業環境、機械設備、施設及び作業行動から一切の危険を取り除き、安全で健康的な職場環境を作り出す。

イ 現場責任者等の指定

請負業者の現場代理人を工事に関する現場責任者としているほか、安全責任者及び安全専任者を選定し、現場指導を行っている。

(2) 安全対策

ア 地下埋設物管理者との協定等

地下埋設物管理者に対しては工事の都度協議し、防護対策を講じている。

イ 他の埋設物管理者との連絡協調体制

災害時に備え緊急連絡系統図を作成しその中に他の埋設物管理者を全て明記し、迅速な情報交換を行う。

また、その系統図には警察、道路管理者、病院、労働基準監督署等も明記し、災害発生に伴う影響を最小限に押えるための体制を作る。

ウ 沿道住民等への非常警報装置の設置

(ア) 大型とう道工事現場には、工事事務所に携帯用警報装置（サイレン）を常備し、緊急事態発生と同時に警報を伝達する。

(イ) この他、携帯用拡声器によっても警報を伝達する。

エ 消火器、ガス検知器等の防災用具、各種標識類の設置

(ア) 各工事現場に次の器具類を必要に応じて設置する。

- ・CO検出装置
- ・可燃性ガス検知器
- ・無酸素検知器
- ・消火器
- ・救命具
- ・排水ポンプ
- ・携帯用発電機
- ・保安施設一式
- ・通信ケーブル修理用具

(イ) 各工事現場に次の標示・標識等を設置する。

- ・作業員に周知し注意を喚起する必要がある場所（立入り禁止等）について標示・標識を設置する。
- ・特定の資機（器）材の置き場を設けた際は、その位置（消火器、危険物等）を明らかにするため、標示・標識を設置して注意を喚起する。

オ 工事現場の巡回、点検

(ア) 請負業者、監督員等の巡回、点検

請負業者が常時行う巡回、点検のほか、NTTも工事マネージャやサブマネージャが随時巡回し、特別の処置が必要と認めたときは、速やかに関係部

門に手配し、措置状況を確認する。

(イ) 安全衛生協議会によるパトロール

工事の安全対策、工事品質・施工状況、交通対策のほか、道路管理者との
占有協議（許可）条件、警察の指示事項、道路調整協議会における決定事項
等の励行状況を巡回、点検する。

(ウ) 事故防止月間の設定による点検、指導

年2回全請負業者を対象に次の総点検を指導している。

- ・災害防止に関する各社の施策の点検
- ・工事現場の点検
- ・安全講習会の実施
- ・専門の安全管理者による施工現場の安全指導

カ 応急用資機（器）材の確保

各現場の応急用資機（器）材については、必要に応じてその都度確保する。

キ 従業者に対する安全教育

各工事の着工前に必要な安全工法や作業について周知するほか、安全品質大会
等を開催し、危険予知活動、指差し呼称の指導、過去の事故事例研究等を通して
工事関係者全員の安全意識の高揚を図る。

2 鉄道地下工事

2-1 全管理体制

安全管理体制は次のとおりである。

- ・安全管理組織
- ・現場責任者の指定
- ・非常事態における緊急措置全般にわたる分担区分の確立
- ・その他

2-2 安全対策（事故防止対策）

安全対策は次のとおりである。

- ・各施工工事に係る安全対策、防護工法は、各埋設物管理者と協議を行い又は施
工承認を得る。
- ・ガス会社とは基本協定を締結し、その他の埋設物管理者とは、必要の都度、密
接に協議を行う。
- ・工事の内容により、同時施工や受委託施工の協定を行うほか、区域外の工事現
場とも事故防止対策等について資料交換を行い、常に連絡協調を図る。

- ・現場従業員、沿線住民に対し、異常事態の迅速な通報を行うため、警報装置（定置式拡声器、サイレン、ベル、携帯マイク等）を備える。
- ・消火器等の防災器具、その他各種標識類の設置を行う。
- ・工事現場の巡回・点検等を行う。
- ・現場付近に必要な応急処置資機（器）材等を準備するとともに、場所、数量を明示し、定期的に点検する。
- ・工事従業員に対する安全教育を行う。

3 地下工事（地下埋設物を含む。）の予防査察等

3-1 関東東北産業保安監督部

（1）ガス事業法による措置

関東東北産業保安監督部は、道路等に埋設した導管が、掘削により露出する場合の保安措置については、ガス事業法に基づく省令及び告示により次のとおり技術基準が定められているので、この基準により指導する。

ア 露出する導管の延長が一定の長さを超える場合には、一定の構造、材質、強度を有する吊り防護又は受け防護の措置を講ずること。

イ 印籠型接合による接合部にはおしわを掛けること。

ウ 曲管部等における印籠型接合等の接合部には、一定の材料・強度を有する抜け出し防止措置及び固定措置を講ずること。

エ 特定接合部やその他の接合による接合部が混在する露出導管には、一定の伸縮継手等の、導管の長さの変化を吸収、分散する措置を講ずること。

オ 露出部が100メートル以上の導管についてはガス緊急遮断装置を設けること。

カ 吊り防護の措置を講じている導管で、露出部分が15メートルを超えるものについては、一定の間隔に横振れ防止措置を講ずること。

※ ガス事業者以外の者が掘削により露出する場合上記のイ、ウ（抜け出し防止措置に限る。）エ（伸縮継手に限る。）及びオの措置は、ガス事業者が行うことになっており、それ以外の工事施工は当該掘削事業者が、責任を負うものとなっている。

（2）保安規程による措置

関東東北産業保安監督部は、ガス事業者が定めた保安規程に基づき、路線巡回の強化、点検及び漏えい検査の実施、緊急時の体制の確立等掘削によるガス導管の事故防止について指導している。

（3）立入検査の実施

関東東北産業保安監督部は、ガス事業法に定めるガス導管の保安措置の実施状況及び上記の保安規程による措置の実施状況を確認するため、立入検査等を適時に実施し、所要の指導を行う。

3-2 関東地方整備局

関東地方整備局は、管内の国道における地下占用物件の実態把握、道路工事の際の関係占用者の立会要請、占用許可条件の十分な審査、道路工事等の適切な監督等の推進を図る。

東京都内の国道の指定区間の管理は、東京国道事務所及び相武国道事務所が担当している。

なお、災害時には、当局においては、道路災害対策規程により、道路災害対策本部及び支部を設置することとしている。

3-3 東京都建設局

東京都建設局は、道路の構造保全と機能確保を図るため、常時道路パトロールによる工事現場等の監察を実施する。

道路占用工事現場の夜間監察を計画的に実施する。

3-4 警視庁

警視庁は、掘削を伴う路上工事の道路使用許可（協議）の際には、ガス管等が埋設されている可能性があることを念頭に、事故発生時の措置について指導する。

地下埋設道路における工事については、随時、工事現場の視察・パトロールを行い、許可（協議）条件が守られているか、事故発生の場合の対策が講じられているかどうかについて調査し、必要な指導・取締りを行う。

地下埋設道路において大規模工事が行われた場合は、関係機関と協力し、住民に対し事故発生時の措置について指導を行う。

3-5 東京消防庁

東京消防庁は、地下街工事、地下鉄工事、各種管路の埋設による大規模なずい道工事及び圧気を用いる工事を行う場合は、当該工事関係者に工事概要、設計図書、防火管理等についての資料を提出させ、出火防止、初期消火、避難、救助等必要な対策について指導する。

上記について、特に必要があると認められるとき又は工事関係者から要請があった場合は、現場確認を行って危険性の排除に努めるとともに、工事現場構内の実態を把握し、災害活動時の障害要因を除去する。

第6節 CBRNE災害対策

CBRNE災害とは、Chemical：化学、Biological：生物、Radiological：放射性物質、Nuclear：核、Explosive：爆発物の災害の総称である。

CBRNE災害等の被害を最小限にとどめるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的な危機管理体制の確立が必要である。

東京都ではこれまで、化学防護部隊（警視庁）及びNBCテロ捜査隊（警視庁）の発足や、特殊災害に対応する消防救助機動部隊及び化学機動中隊（東京消防庁）を配備してきた。

また、東京都保健医療局ではCBRNE災害に対し、傷病者の適切な治療の実施と医療施設での二次災害を予防するため、医療機関に除染設備等を引き続き整備する。

さらに、東京都総務局では関係防災機関と連絡を密にするとともに、東京都保健医療局・東京都保健所においても、地域関係機関との連絡会を設置するなど初動連絡体制を確保する。

市においても初動連絡体制の確保に努める。

1 警視庁

警視庁は、平常時から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに、自主防災体制の確立に向けた指導を行う。

各事業者に対し、非常時用資機（器）材、施設の警備措置及び施錠措置等の点検を随時実施させるとともに、自主防犯訓練の実施を奨励する。

化学防護部隊及びNBCテロ捜査隊は、関係機関との合同訓練等を実施して災害対応に万全を期している。

2 東京消防庁

東京消防庁は、各種防護服、測定機器、大型除染設備、テロ災害対応資機（器）材等を整備してCBRNE災害対応の充実強化を図っている。

3 東京都保健医療局

東京都保健医療局は、東京都災害拠点病院に対し、NBC災害の被害者の診断等に必要除染設備等の医療機器の整備を支援している。

4 自衛隊

自衛隊は、状況により、所要の部隊（機能）をもって支援を実施する。

5 市

市は、次のとおり体制の整備を行う。

- ・ 初動体制の確保
- ・ 関係機関との連絡、情報収集体制の確保
- ・ 市民への情報提供体制の確保
- ・ 避難指示、誘導體制の整備

第9章 火山噴火降灰対策

第1節 噴火による降灰

1 噴火による降灰

降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きい。特に交通への影響が大きく、鉄道は微量の降灰であっても地上路線の運行が停止する。降り積もった降灰により、道路では視界不良による安全運航困難、鉄道停止に伴う交通量増による速度低下や渋滞が発生する。

第2節 火山情報の伝達体制等

1 噴火警報等

1-1 噴火予報

居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表される。

1-2 噴火警報

火山活動が静穏(活火山であることに留意)な状態が予想される場合に発表される。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表される。

1-3 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や市民が取るべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものである。

市民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付けられている。

【噴火警戒レベル】

区分	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態
			レベル4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている。）状態
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命危険が及ぶ。）。

2 降灰予報

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 降灰予報	【東京管区気象台】

気象庁は、次の3種類の降灰予報を提供する。

（1）降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表
- ・噴火の発生にかかわらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表
- ・18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

（2）降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山に対して、直ちに発表
- ・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

(3) 降灰予報（詳細）

- ・ 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表
- ・ 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表
- ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市町村を明示して提供

【降灰量階級と降灰の厚さ】

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1ミリメートル以上
やや多量	0.1ミリメートル以上1ミリメートル未満
少量	0.1ミリメートル未満

第3節 予防対策

1 降灰に関する情報の発信

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 降灰に関する情報の発信	秘書広報課、防災危機管理課

市は、気象庁による降灰予報又は降灰の観測があった場合、直ちに、東京都と協力して降灰分布を把握する。また、東京管区气象台等から風向き・風速情報等の降灰に関連する気象情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を市民に周知する。

2 降灰に関する情報の伝達

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 降灰に関する情報の伝達	防災危機管理課

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、東京都災害情報システム等を用いて降灰の有無、堆積の状況等を東京都に伝達する。

3 降灰に伴う取るべき行動の周知

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 降灰に伴う取るべき行動の周知	秘書広報課、防災危機管理課

市は、気象庁により降灰予報があった場合には、降灰時に取るべき行動について発信する。

発信に当たっては、緊急速報メール、SNS等の即時性の高いメディアも活用する。

4 降灰対策

4-1 降灰による影響

火山灰を吸い込むと、直ちに生命に危険が及ぶことはないが、呼吸器系の疾患にかかりやすくなる等、健康被害のおそれがある。

火山灰による健康影響の典型的なものとして目の炎症がある。これは火山灰のかけらによって、目に痛みを伴う引っかき傷（角膜剥離）や結膜炎が生じるためである。コンタクトレンズを着用している人は、特にこの問題を認識しておく必要がある。

また、屋根に堆積した火山灰の重みにより、木造建築物等が倒壊する可能性があるため、除灰するか堅牢な建物への避難が必要になる。特に降雨により水分を含んだ場合は、倒壊の危険性が高まる。木造家屋等では、屋根に30センチ以上の火山灰の堆積により、屋根が抜けたり、建物が倒壊したりするおそれがある。

過去のいくつかの噴火で、火山灰の清掃中に屋根から落ちて死亡する事故も起きていることから注意が必要である。

堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空等の交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、状況によっては、その影響は広い範囲に及ぶ。

降灰後の降雨により、土砂災害の発生の可能性が高まる。

河川の上流域で多量の降灰があった場合、支流や溪流からの土砂の流入により本河川道の河床が上昇するため、洪水の危険性が高まる。

4-2 火山灰から身を守るために

(1) 自動車等の運転を控える

自動車が巻き上げる火山灰が視界不良やスリップ等の更なる運転条件悪化につながるため、原則として自動車の運転を控えることとし、どうしても運転しなければならない場合は、十分な車間距離を保って、徐行運転を心掛ける。

（２）家庭内の火山灰を減らす

可能な限り、常に全てのドアと窓を閉めておく。

（３）防護

清掃作業を行う人は、しっかりとした防じんマスクを常に着用することが必要である。

防じんマスク等がない場合は、衣類等から作った即席の布製マスクで、喉や目に痛みを起こす大きめの火山灰粒子を防ぐようにする。布を水で湿らせればより効果的である。

（４）目の防護

細かい火山灰が降る環境では、コンタクトレンズではなく、ゴーグルや眼鏡を掛けることで、目の痛みを防ぐことができる。

（５）清掃

堆積した火山灰を清掃するには、乾いたままだと、大量の火山灰を浴びることとなるので避けるべきである。

事前に水を掛けると作業はしやすくなるが、水を含むと重量が増すため、特に屋根の上での作業には注意が必要である。

（６）子供のための予防策

ア できるだけ子供を室内で遊ばせる。

イ 火山灰が巻き上がっているときは、かけっこや激しい運動をしないように、子供に助言する。

ウ 火山灰が降っているときに子供が外出する必要がある場合は、国際火山災害健康リスク評価ネットワークが推奨するものを装着すること。

エ 火山灰が深く堆積している場所で子供が遊ばないように、特に注意する。

5 施設の対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
5-1 道路	道路課、【道路管理者】
5-2 学校	教育部各課
5-3 その他の公共施設	施設所管課

道路、学校その他の公共施設は、住民が生活を行う上で重要な役割を担っており、これらが被災した場合、日常生活はもとより、救急救助、救援救護活動等に重大な支障を及ぼすことになる。このため、市は、これらの施設の被害の防止に努める。

5-1 道路

道路への降灰を予防することは困難であり、一度被害を受けた場合、災害時の緊急避難や応急物資の輸送に支障を来すことになる。このため、市は、平常時から降灰除去の体制を整備する必要がある。

5-2 学校

災害発生時における児童・生徒等の安全確保を図る。被災者の一時収容施設になるため、市は、校舎等の耐震化を進める。

5-3 その他の公共施設

市は、今後、文化センター、福祉施設等の公共施設を建設する場合には、できる限り耐震・耐火構造とする。

6 防災知識の普及・啓発

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
6 防災知識の普及・啓発	防災危機管理課

市は、火山災害について市民の正しい理解が進むよう、火山活動等に関する情報の提供や普及・啓発活動に努める。また、防火管理及び防災管理指導を通じて、事業所における火山対策や降灰対策などの防災知識の普及を図る。

第10章 災害医療体制の整備

第1節 初動医療体制の整備

1 初動医療体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 情報連絡体制等の確保	防災危機管理課、健康推進課
1-2 医療救護体制の整備	防災危機管理課、健康推進課
1-3 負傷者等の搬送体制の整備	防災危機管理課、健康推進課
1-4 防疫・動物救護体制の整備	環境政策課、健康推進課

1-1 情報連絡体制等の確保

市は、市内の医療機関及び地区医療救護班等との連絡体制を確立する。また、府中市医師会と連携し、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う府中市災害医療コーディネーター（以下「市災害医療コーディネーター」という。）を設置する。

市災害医療コーディネーターを中心とした二次保健医療圏（※）の医療拠点及び市管内の関係機関と市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

市災害医療コーディネーターが市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

市災害医療コーディネーターは、東京都地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターと連携し、広域的な視点で市内の医療体制を統括・調整する。

【災害医療コーディネーター】

名 称	説 明
市災害医療 コーディネーター	市内の医療救護活動を統括・調整するため、市に対して医学的な助言を行う市が指定する医師
地域災害医療 コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、東京都が指定する医師
東京都災害医療 コーディネーター	東京都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、東京都に対して医学的な助言を行う、東京都が指定する医師

※ 二次保健医療圏域

府中市は北多摩南部保健医療圏（府中市、武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井

市、狛江市）に属する。

1-2 医療救護体制の整備

市は、医療救護体制の整備のため、次のとおり対策を行う。

- ・地区医療救護班、地区歯科医療救護班及び地区薬剤師班等を編成できるよう府中市医師会、府中市歯科医師会及び府中市薬剤師会等と協定を締結する。
- ・急性期における医療救護所及び医療救護活動拠点の設置場所の確保に努める。
- ・医療救護活動拠点、緊急医療救護所及び避難所医療救護所の設置場所の確保に努める。
- ・災害拠点病院等の近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に、あらかじめ緊急医療救護所の設置場所を確保する。
- ・医療救護活動拠点において、市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。

【医療救護所等】

名 称	説 明
緊急医療救護所	市が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ（※）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
避難所医療救護所	市が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所
医療救護活動拠点	市が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

※ トリアージ

トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重要度に応じて、治療優先度を定めることである。

【緊急医療救護所設置場所】

地域	病院名等	所在地
東部	榊原記念病院	府中市朝日町3-16-1
中部	府中医王病院	府中市晴見町1-20
西部	東京都立多摩・小児総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29
	府中恵仁会病院	府中市住吉町5-21-1

市は、主に重症者の収容・治療を行う災害拠点病院（東京都立多摩・小児総合医療センター）における医療救護活動を円滑にするため、緊急医療救護所の設置など、対応し得る環境整備について継続的に検討する。

市は、市災害医療コーディネーターを中心とし、医療救護所（緊急医療救護所及び避難所医療救護所）や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行う、医療救護活動拠点を保健センターに設置する。

資料編「協定 11-1、11-2、11-5」

1-3 負傷者等の搬送体制の整備

市は、医療救護所（緊急医療救護所を含む。）における傷病者の搬送体制について、関係機関と連携し構築する。

市は、車両を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、さらに搬送手段の拡充を図る。

資料編「協定 13-2」

1-4 防疫・動物救護体制の整備

市は、東京都及び関係機関、団体等と連携し、避難所等における防疫体制及び動物救護活動への協力体制を整備する。

資料編「協定 11-3」

第2節 災害拠点病院等の指定

1 災害拠点病院等の指定

東京都は、災害時において、被災地の限られた医療資源を有効に活用し、傷病者に対して確実に医療を提供できるよう、全ての医療機関の役割分担を明確にし、災害拠点病院及び災害拠点連携病院を指定している。

災害拠点病院等は、災害時においても診療を継続できるよう事業継続計画（BCP）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。なお、医療品等の備蓄は3日分程度とする。

【災害拠点病院等】

指定区分	説 明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う東京都が指定する病院 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として東京都が指定する病院)
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う東京都が指定する病院 (救急告示を受けた病院等で東京都が指定する病院)
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、本計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)

【府中市内における災害拠点病院】

二次保健 医療圏	施設名	所在地	病床数	ヘリ 離着陸	東京都防 災行政無 線
北多摩南部	東京都立多摩・小児総合医療センター	府中市武蔵台 2-8-29	1,450	可	可

第11章 帰宅困難者の安全確保

第1節 主要駅周辺等における混乱防止

1 平常時からの連携強化

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 平常時からの連携強化	【府中警察署、鉄道事業者、バス事業者】

主要駅において、関係者が連携した対策を推進するため、地域、鉄道事業者、バス事業者、駅周辺事業者、府中警察署等が連携し、災害時における主要駅及び周辺での対応ルールや、情報受伝達マニュアル等の更新を行うとともに、定期的な防災訓練を実施するなど、平常時からの連携強化を図る。

2 関係者の役割

2-1 鉄道事業者の役割

鉄道事業者は、利用者の安全を確保するため、防災資機（器）材や災害備蓄品等の備蓄、事業継続計画（BCP）等の整備、代替輸送手段の確保等に努める。

また、事業所防災計画等において、あらかじめ当該施設内での待機に係る案内や安全な場所への誘導等を定めた利用者の保護に係る計画を策定し、従業員等への周知に努める。

【府中市内の鉄道の駅】

	駅名	住所	路線
1	北府中駅	晴見町2丁目	東日本旅客鉄道（ＪＲ東日本）武蔵野線
2	府中本町駅	本町1丁目	東日本旅客鉄道（ＪＲ東日本）武蔵野線・南武線
3	西府駅	本宿町1丁目	東日本旅客鉄道（ＪＲ東日本）南武線
4	分倍河原駅	片町2丁目	東日本旅客鉄道（ＪＲ東日本）南武線 京王電鉄京王線
5	多磨霊園駅	清水が丘3丁目	京王電鉄京王線
6	中河原駅	住吉町2丁目	京王電鉄京王線
7	東府中駅	清水が丘1丁目	京王電鉄京王線・競馬場線
8	府中駅	宮町1丁目	京王電鉄京王線
9	武蔵野台駅	白糸台4丁目	京王電鉄京王線
10	府中競馬正門前駅	八幡町1丁目	京王電鉄競馬場線
11	競艇場前駅	小柳町4丁目	西武鉄道多摩川線
12	是政駅	是政5丁目	西武鉄道多摩川線
13	白糸台駅	白糸台2丁目	西武鉄道多摩川線
14	多磨駅	紅葉丘3丁目	西武鉄道多摩川線

2-2 駅周辺事業者、バス施設の役割

事業者は、それぞれの組織対応を原則とし、従業員や顧客等の安全を確保するため、防災資機（器）材や災害備蓄品等の備蓄など、従業員等が安全に帰宅できるようになるまでの間、事業所内に待機できる環境整備に努める。

第2節 帰宅困難者等への支援体制の整備

1 帰宅困難者等への支援体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 情報提供体制の整備	防災危機管理課【東京都総務局、通信事業者】
1-2 一時滞在施設に係る取組	防災危機管理課【東京都総務局】

1-1 情報提供体制の整備

市、東京都及び関係機関は、帰宅困難者等への情報提供ガイドラインに基づき、帰

宅困難者等へ適時・適切な情報を提供できるよう、次のとおり体制を整備する。

- ・市は、事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知に努める。
- ・市及び東京都は、大規模事故災害時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。
- ・通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発に努めるとともに、防災訓練等において防災パンフレットの配布及び利用体験を実施する。

1-2 一時滞在施設に係る取組

(1) 市の取組

市は、所管する施設を一時滞在施設として指定し、周知するとともに、事業者に対して協力を要請する。

一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有する。

地元の事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう努める。

(2) 国、市及び東京都の取組

国、市及び東京都は、市民等に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発を行うほか、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防を始めとする各防災関係機関へ周知する。

一時滞在施設の運営に係る費用について、市は国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）に従うものとする。

民間施設の協力を得るためには、市は災害救助基金の活用等の必要な仕組みや補助等の支援策について事前に検討し、地域の実情に応じて支援策に努める。

第3節 徒歩帰宅者への支援

1 徒歩帰宅者への支援

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 徒歩帰宅者への支援体制の整備	防災危機管理課【東京都総務局、通信事業者】

市や東京都、各事業者等が連携し、混乱収拾後、外出者の帰宅を支援するため、鉄道の運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。

【機関別の役割】

機 関 名	対 策 内 容
市 東京都	・帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、市民・事業者等に周知 ・災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、市民・事業者等に周知 ・帰宅支援対象道路の沿道において帰宅支援を行う体制を整備
東京都	・東京都立学校を災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保 ・沿道の民間施設等を新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討 ・災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布 ・災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりの設置 ・帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備
通信事業者	・事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ・災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施
事業者等・学校	・混乱収拾後の帰宅方法・ルールについて事前策定 ・災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発 ・災害協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備

災害時帰宅支援ステーションとは、九都県市において取り組んでいる帰宅困難者対策

の一つである。災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、災害時に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援する施設で、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。

店舗の場合には、協定先から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。なお、店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

第12章 避難者対策の整備

第1節 避難場所及び避難所の指定

1 避難場所及び避難所の指定

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1－1 避難場所	防災危機管理課
1－2 避難所	防災危機管理課、高齢者支援課、介護保険課、 障害者福祉課
1－3 避難場所及び避難所の周知	防災危機管理課

住民が避難する際に活用するため、市は、次のとおり避難場所及び避難所を指定する。指定した避難場所、避難所の所在地等については、府中警察署、府中消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（D I S）への入力等により、東京都に報告する。

避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶ等、避難所の確保に努める。

災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所・指定避難所を指定する。また、指定避難所の指定に当たっては、指定避難所と指定福祉避難所を分けて指定する。

市は、避難場所、避難所等の安全性確保に努めるとともに、ハザードマップの配布などにより、指定緊急避難場所や避難路等の周知に努める。また、指定緊急避難場所は災害種別ごとに指定されることや指定緊急避難場所と指定避難所は役割が違うこと、指定福祉避難所は受入対象者が特定されていることなどについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

資料編「2－28、2－29、2－30」

1－1 避難場所

大規模事故災害等の発生後、建物等から一時的に離れ、身の安全を守るために集合するスペースをいう。また、自治会・家族等の間で安否確認を行うためにも活用する。なお、避難場所への避難後、火災などの危険がなく、家に被害がない場合は、そのまま帰宅する。

用途ごとに地域避難場所、指定緊急避難場所、広域避難場所という名称を用いる。

市は、避難場所の指定に当たっては、被害想定を考慮し、安全を確保できるように選定する。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の区市町の協力を得て、避難場所を近隣区市町に設けるものとする。

避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示した上で、標識の見方に関する周知に努める。

（１）地域避難場所

自宅付近の公園、神社の境内など、市民自身が地域の実情を考慮して選定する。

（２）指定緊急避難場所

市が指定する市立小・中学校、東京都立高校、明星学苑を活用する。用途は基本的に地域避難場所と同様であるが、市等からの情報提供、状況に応じた避難誘導等の対応が想定されている場所である。

（３）広域避難場所

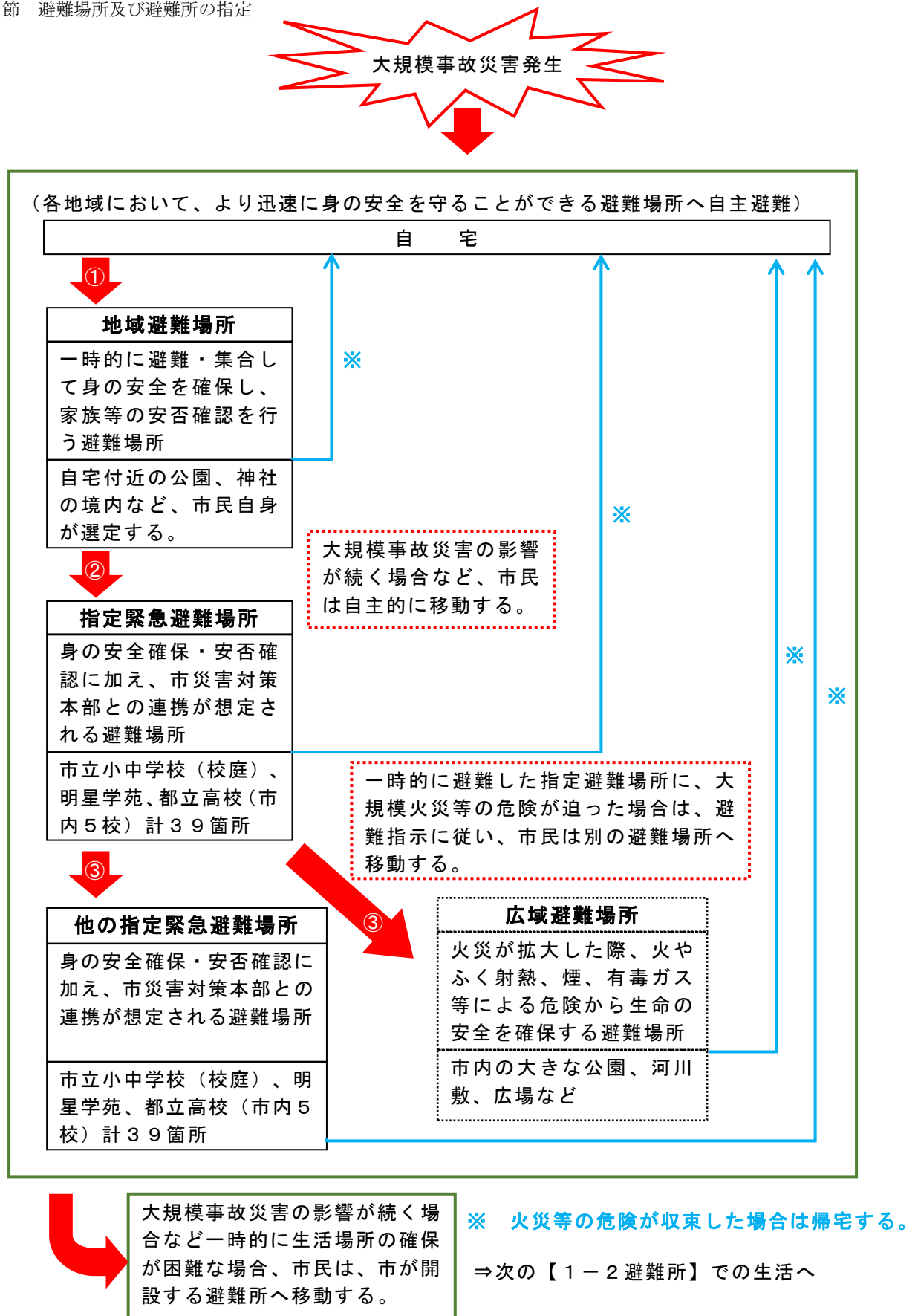
市が指定する、特に大規模火災等からの避難を想定した広大なスペースをいう。市及び警察関係機関、消防関係機関等からの広報活動、避難誘導に基づく避難を原則とする。

広域避難場所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

- ・ 周辺市街地の大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- ・ 大規模事故災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、スペース内に存在しないこと。
- ・ 想定収容人員に対して、スペース内の建物、道路、池等を除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1平方メートルを確保できること。

【避難場所及び避難所の考え方】

名称		活用する期間	場所	活用内容
避難場所 ・身の安全 ・安否確認	地域避難場所	大規模災害の発生から、身の危険を及ぼす事象が収束するまでの期間	市民自身が、地域の実情を考慮し選定する。	・身の安全を守る。 ・自治会、家族等の間で安否確認をする。
	指定緊急避難場所	大規模災害の発生から、身の危険を及ぼす事象が収束するまでの期間	・市立小・中学校（校庭） ・明星学苑 ・東京都立高校（市内5校）	・身の安全を守る。 ・自治会、家族等の間で安否確認をする。 ・市等による情報提供、状況に応じた避難誘導を受ける。
	広域避難場所	特に大規模火災等、地域避難場所及び指定避難場所でも身の安全を守ることが困難な事象が収束するまでの期間	基準に適合する、市が指定する避難スペース	・大規模火災等、広範囲にわたる危険から身の安全を守る。
避難所 ・避難生活	一次避難所	自宅損壊等により、一時的に、生活場所の確保が困難な市民が多く存在している期間	・市立小・中学校（施設） ・郷土の森総合体育館	・自宅損壊等により生活できない市民が共同生活をする。
	二次避難所	避難生活の長期化が明らかで、一次避難所における生活に支障がある方が多く存在している期間	・文化センター ・ルミエール府中 ・生涯学習センター	・主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者など、一次避難所での生活に支障のある方が生活をする。
	福祉避難所	避難生活の長期化が明らかで、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援を必要とする方が多く存在している期間	・市内福祉施設	・主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者など、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援が必要な方が生活をする。



【避難行動の流れ】

1-2 避難所

避難所とは、大規模事故災害等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する市立小・中学校、文化センター等の建物をいう。用途ごとに一次避難所、二次避難所、福祉避難所という名称を用いる。

なお、指定に当たっては、当該施設が、政令等で定める指定基準に適合するよう留意することが必要である。

避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

- ・避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（市立小・中学校、文化センター等）とする。
- ・避難所に指定した建物については、消防用設備等の点検を確実に行う等、計画的に安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえてプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。
- ・自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定しておく。

（１）一次避難所

大規模事故災害等による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために活用する。

市立小・中学校の体育館等、郷土の森総合体育館を指定する。避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3平方メートル当たり2人とする。ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを参考にする等、避難所が過密にならないよう努めるものとする。

また、備蓄物資及び寄託物資、支援物資の配給場所としても活用する。

資料編「2-29」

（２）二次避難所

一次避難所での生活に支障がある要配慮者（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）を一時的に受け入れ、保護するために活用する。

文化センター等の市施設を指定する。

耐震・耐火・鉄筋構造に加えて、要配慮者の特性を踏まえ、バリアフリーを備えた建物を利用するよう努める。

（３）福祉避難所

一次避難所での生活に支障があり、更に医療や介護等のサービスを必要とする要配

慮者を一時的に受け入れ、保護するために活用する。

市は、福祉施設等との協定締結により福祉避難所を確保する。

福祉避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

- ・福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を利用する。
- ・福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要なスペースが可能な限り確保されるものを指定する。

資料編「協定5－4」

（４）公共施設以外の避難所

避難所が不足する場合に備え、東京都や国の施設、ホテル・旅館、民間施設等の活用など、避難所等の確保に努める。

新たな感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等も含めて検討するよう努めるものとする。

1－3 避難場所及び避難所の周知

市は、避難場所及び避難所の位置、利用方法等について、地震防災マップや防災ハンドブック等で周知するとともに、地域防災訓練等の機会を捉え、市民への周知を図る。

緊急時に活用する避難場所として、災害の種類ごとに指定することが求められる指定緊急避難場所については、政令等で定める指定基準に適合したスペースの指定を検討し、指定した場合は、市民への周知を図る。

なお、この指定緊急避難場所は、指定の対象となる施設が、避難所の指定基準に適合している場合は、両者を兼ねることができる。

第13章 訓練及び防災知識の普及

第1節 防災訓練の充実

大規模事故発生時における防災活動の円滑な実施を期するため、防災関係機関は訓練を実施する。

1 警備訓練

警視庁は、突発的事故等各種災害警備に関する各級幹部の指揮能力の向上と一般部隊及び特殊部隊の技能向上を目的として、次のとおり各種警備訓練を実施する。

(1) 参加部隊等

- ・警察署
- ・機動隊（特殊技能部隊を含む。）
- ・関係機関

(2) 訓練科目

- ・初動措置
- ・警戒区域の設定
- ・救出救助
- ・交通規制
- ・避難誘導
- ・広報活動
- ・被害調査
- ・関係機関との連携

2 消防訓練

東京消防庁は、突発的に発生する事故等に対処するため、事故等の規模及び事象に応じた実戦的な訓練想定に基づき、次のとおり消防活動技術の習熟を図る。

- ・東京消防庁職員の訓練

(1) 消防活動訓練

- ア 状況判断及び指揮活動訓練
- イ 小隊による消防活動訓練
- ウ 部隊の集結及び連携活動訓練
- エ 各種資機（器）材の活用訓練

(2) 救出救助訓練

- ア 各種救助事象別の救出訓練

イ 救助資機（器）材の活用訓練

（3）救急訓練

ア 現場救護所の設置訓練

イ 傷病者の緊急度に応じた分類、救急処置並びに搬送訓練

ウ 救急資機（器）材の活用訓練

（4）総合訓練

ア 本部運営訓練

イ 状況判断及び部隊運用訓練

ウ 関係防災機関との連携訓練

エ 関係医療機関及び東京DMATとの連携訓練

オ 救助・救急活動訓練

カ 給食、燃料、資機（器）材の補給要領訓練

・消防団の訓練

消防団の訓練は、消防団長が計画を作成し実施する。

・事業所、地域住民等の防災訓練指導

事業所、町会等が実施する出火防止、初期消火、応急救護処置及び避難等の訓練について、計画段階から消防署において指導する。

・大規模危険物施設の訓練

事業所の相互応援協定に基づく事業所間の連携体制の確保及び消防活動技術の向上を図るため、消防機関も含めた訓練を充実するとともに、その他の危険物施設にあっては、予防規程、防災計画等に基づく地域社会との連携を考慮した消防訓練の促進を図る。

3 航空機事故訓練

東京都港湾局は、東京都営空港における航空機事故に対処するため、警察・消防及び関係機関の協力を得て訓練を行う。

東京空港事務所は、東京国際空港における航空機事故の発生に際し、情報伝達、航空機火災の消火、人命救助、救急医療活動並びに各種規制等を適切かつ迅速に実施するため、空港内外の各関係機関とともに航空機事故対処総合訓練を定期的に実施する。

北関東防衛局は、米軍機及び自衛隊機による航空機事故に対処するため、東京都、区市町村、警視庁、東京消防庁、東京海上保安部及び自衛隊の協力を得て訓練を行う。

4 鉄道事故訓練

4-1 東日本旅客鉄道(株)

東日本旅客鉄道(株)は、次のとおり防災訓練を行う。

- ・防災訓練
 - ア 消防機関等の協力を得て、建物火災消火訓練や列車脱線復旧訓練等を実施する。
 - イ 訓練項目は次のとおりである。
 - 通報連絡、初期消火、避難誘導、救出救護、列車防護、応急復旧
- ・非常参集訓練
 - ア 管内の機関（支社を含む。）ごとに、事故発生を想定して、年1回以上非常参集訓練及び情報伝達訓練を実施する。
 - イ 訓練内容は、事故発生 of 想定に基づき社員の各勤務箇所又は事故現場までの所要時間の確認を実施する。
- ・安否確認訓練
 - 安否確認メールシステムを活用し、社員・家族の安否確認訓練を実施する。

4-2 日本貨物鉄道(株)

日本貨物鉄道(株)は、9月1日の防災の日に総合防災訓練を実施するとともに、関係鉄道会社及び関連会社等との合同訓練を実施して必要な知識の習得を図る。

また、関係消防機関の協力を得て、次の建物及び車両火災消火訓練を実施する。

- ・情報伝達訓練
- ・非常参集訓練
- ・初期消火訓練
- ・復旧体制訓練及び災害復旧訓練
- ・その他の必要な訓練

4-3 京王電鉄(株)

京王電鉄(株)は、職場ごとに復旧訓練を行うとともに、年1回鉄道事業本部・各部署合同の事故復旧訓練及び防災訓練を実施している。

- (1) 事故復旧訓練
 - ・情報収集・伝達訓練
 - ・避難誘導案内訓練
 - ・救出・教護活動訓練
 - ・脱線復旧訓練 ほか
- (2) 防災訓練（防災週間等）

- ・ 予知対応型訓練
- ・ 発災対応型訓練

4-4 西武鉄道㈱

西武鉄道㈱は、発災を想定した防災訓練を年1回実施するとともに、各部業務に必要な訓練を次のとおり実施する。

- ・ 通信訓練
- ・ 減速運転訓練
- ・ 非常招集訓練
- ・ 情報伝達訓練
- ・ 退避誘導訓練
- ・ 車両脱線復旧訓練
- ・ 踏切遮断機倒壊復旧訓練

5 道路事故訓練

中日本高速道路㈱は、次のとおり防災教育、防災訓練を行う。

- ・ 社員等の防災に関する知識の習得、及び災害時における迅速かつ的確な対応能力の向上を図るため、防災に関する研修の充実と推進を図るとともに、国、自治体等関係機関が実施する講習会等に積極的に参加する。
- ・ 国、機構、自治体等と連携を強化し、大規模災害を想定した防災訓練を、原則として年1回以上実施する。
- ・ 訓練を行うに当たっては、災害の想定を明らかにするとともに、非常参集訓練、情報の収集・情報伝達、災害対策本部設置運営訓練、災害応急対策訓練等、実践的な訓練を実施する。
- ・ また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善や訓練の充実を図るものとする。

6 ガス事故訓練

東京ガスグループは、次のとおり工事関係者に対する安全教育、防災訓練を実施する。

- ・ 毎年教育計画を作成し、工事関係者等に対して工事及び保安についての教育及び訓練を行っている。
- ・ 関係官庁が行う防災訓練、地下街等の合同防災訓練等に参加して、年1回以上訓練を行っている。

関東東北産業保安監督部は、高圧ガスの運送上の災害に対処するため、関係機関との連携を図りながら自主的な災害予防対策を確立させるとともに、災害時の連絡通報応急

措置等の訓練を推進する。

東京都環境局及び東京都高圧ガス地域防災協議会は、警視庁、東京消防庁、日本赤十字社の協力を得て、共同で高圧ガス防災訓練を実施し、災害の未然防止及び被害発生時の措置の徹底を図る。

(1) 参加機関

- ・東京都環境局
- ・東京都高圧ガス地域防災協議会
- ・東京都高圧ガス保安協会
- ・東京都LPガス協会
- ・東京都LPガススタンド協会
- ・警視庁、東京消防庁等

(2) 訓練項目

ア 基礎訓練

ガスの種別に応じ、消火訓練等実践的な訓練を行う。

イ 総合訓練

各関係機関の協力を得て総合的な対応訓練を行う。

(3) 訓練回数等

毎年1回実施するほか、東京都高圧ガス地域防災協議会の各支部で実施している。

7 放射性同位元素（R I）事故訓練

東京都保健医療局は、医療施設の事故等に備え、保健所等にR I 管理測定班を設置している。

この業務の円滑な遂行に関し、必要な技術等の習熟のための訓練を行う。

第2節 防災知識の普及

1 東京消防庁

1-1 防災広報の充実

東京消防庁は、チラシ、回覧板、ポスター等の広報印刷物を利用し、事前広報の実施及び防災知識・応急救護知識の普及を図るほか、各消防署単位で防火、防災に関する講話、DVD上映、スライド等により防災知識・応急救護知識を普及する。

また、不特定多数を収容する施設や大規模な危険物製造所等に対して講習会・研究会を実施するとともに、消防相談所を通じて防災知識・応急救護知識の向上に努める。

各報道機関等に対しては、防災対策、災害時の心構え等について、随時、発表及び資料提供を行い、防災知識・応急救護知識の普及を図る。

デジタルサイネージ、ホームページ、アプリを活用して、事前広報の実施及び防災知識・応急救護知識の普及を図る。

1－2 防災教育の充実

東京消防庁は、学校と連携し、児童・生徒の発達段階に応じて、各種災害に対する防災意識及び防災行動力の向上を目的とした総合防災教育を実施するとともに、はたらく消防の写生会等の開催を通じて、防災思想の普及を図る。

地域住民に対しては、町会・自治会等を単位とした防火防災訓練、講演会・座談会等を開催し、防災意識の啓発を図る。

市民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。

女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。

2 警視庁

警視庁は、警察署ごとに座談会、講習会等を開くとともに、警察関係の協力団体や商店会、町会等に依頼して災害及び防災に関する知識の普及を図る。

3 鉄道事業者

鉄道事業者は、春・秋の火災予防運動期間中、立て看板、ポスター等を駅に掲出して火災予防について周知を図る。

事故等の発生に伴い予想される駅等の混乱を防止するため、車内放送、駅放送、駅掲示等により随時広報に努める。

4 ガス事業者

ガス事業者は、ガスの使用者に対してガス漏れ等の緊急時におけるガス栓、メーターガス栓の閉鎖、ガス機器の取扱い、使用上の注意、安全型ガス機器等について、ホームページ、テレビ・ラジオ・新聞・パンフレット等によって、平常時から周知に努める。このほか、消防・警察・報道機関などと連絡の上、ガス設備の注意事項について一般への周知を図る。

5 東京都環境局

東京都環境局は、高圧ガス関係事業所に対してポスター、標語等を配布し、保安意識の向上を図るほか、テレビ・ラジオ等を通じ、L Pガスの一般消費者に対して正しい使い方を周知する。

6 東京労働局

東京労働局は、局及び管下の各労働基準監督署において開催する製造業、建設業等の業種別の安全講習会、研究会、協議会等において、爆発火災、土砂災害、風水害等による災害防止の徹底に努めるとともに、事業場における災害防止の意識の高揚を図る。

爆発災害の危険のある化学工場等化学設備を有する事業場、風水害等のおそれのある土木工事等の建設工事現場の災害防止を図るため監督指導等を行う。

7 日本赤十字社

日本赤十字社東京支部は、赤十字防災セミナーの講演・赤十字講習会を開催し、次のとおり防災知識の普及を行う。

ア 赤十字防災セミナー

災害に備え、自分の大切な人を守るために必要な知識と技術を東京都民に普及する。

イ 赤十字救急法

心肺蘇生や応急手当の知識と技術を都民に普及する。

ウ 赤十字健康生活支援講習

避難所生活に役立つ知識と技術を東京都民に普及する。

エ 赤十字災害救護セミナー

災害時に赤十字の行う医療救護活動などに参加する赤十字救護ボランティアを養成する。

オ ホームページなどによる情報提供

赤十字奉仕団主催の講演会や防災訓練への支援を行う。

催事等における救援物資のサンプルやパネルなどの展示、パンフレットの配布を行う。

第 3 部 災害応急・復旧計画

第1章 初動体制

第1節 市災害対策本部の設置

1 初動体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 初動体制	秘書広報課、防災危機管理課

市は、市内で大規模事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災関係機関として、法令、東京都地域防災計画及び本計画の定めるところにより、東京都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに市内の公共的団体(※)及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

また、これらの責務を遂行するために必要があるときは、市災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。

市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに、都知事にその旨を報告するとともに、府中警察署、府中消防署等の関係機関に通知する。

市災害対策本部に関する組織を整備し、市災害対策本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定める。これらは、災害対策基本法、府中市災害対策本部条例、府中市災害対策本部条例施行規則、及び府中市災害対策本部運営要領等の定めるところによる。

市災害対策本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、市災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

市に災害救助法が適用されたときは、市長は、都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

また、夜間・休日等の勤務時間外の大規模事故災害発生に備え、情報連絡体制を確保する。

※ 公共的団体

府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会、府中市赤十字奉仕団、J A マインズ、むさし府中商工会議所等をいう。

資料編「1-6、1-7、1-8、1-9」

2 市災害対策本部の設置

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 市災害対策本部の組織及び所掌事務	政策課、秘書広報課、行政経営課、職員課、法制文書課、防災危機管理課
2-4 市災害対策本部設置の通知等	防災危機管理課

2-1 市災害対策本部の組織及び所掌事務

(1) 組織

市災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

- ・市災害対策本部に本部長室及び部を置く。
- ・本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- ・部に部長を置く。
- ・本部長室及び部に属すべき本部の職員は、別に市長が定める。
- ・本部長室及び部並びに部相互間の連絡調整を図るため、部に本部連絡員を置く。
- ・本部連絡員は、部の職員のうちから部長が指名する。
- ・本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地対策本部を置く。
- ・総務管理部危機管理監は、災害の状況に応じて本部又は現地対策本部に本部応援員を招集する。
- ・市長は、初動班を任命する。

【本部長室の組織】

役職	職務に当たる者	主な職務
本部長	市長	・本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。
副本部長	副市長及び教育長	・本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	市部長職及び東京消防庁府中消防署長又はその指定する消防吏員	・本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
本部連絡員	本部員の属する部の課長職	・本部連絡員は、原則として本部員に属する課長職とし、あらかじめ指名される。 ・本部が設置されている間交替で勤務する。 ・その勤務を交替したときは、直ちに総務管理部危機管理監に報告する。
本部応援員	指名された職員	・市災害対策本部の運営を円滑かつ迅速に遂行するため、必要に応じて指名され、本部又は現地対策本部に召集して、本部運営に必要となる情報収集、分析及び庶務を行う。 ・本部が設置されている間交替で勤務する。 ・その勤務を交替したときは、直ちに総務管理部危機管理監に報告する。
初動班	市内又は近隣市に居住する職員のうちから任命	・市内の被害状況等の情報連絡及び避難所の開設・運営の準備活動等を行う。

(2) 本部長室の所掌事務

本部長室は、次の事項について市災害対策本部の基本方針を審議・策定する。

- ・市災害対策本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- ・重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ・避難の指示等に関すること。
- ・東京都、関係防災機関等に対する応援の要請に関すること。
- ・隣接区市との相互応援に関すること。
- ・災害救助法の適用要請及び自衛隊の派遣要請に関すること。
- ・災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- ・上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

2-2 市災害対策本部の設置基準

市長は、災害時においては、法令、東京都地域防災計画及び本計画の定めるところにより、東京都、隣接市及び防災関係機関並びに市民等の協力を得て、応急対策を実施する責務を有する。

市長は、市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、市災害対策本部を設置する。

2-3 市災害対策本部の設置場所

市災害対策本部の本部長室の設置場所は、市における災害等の情報収集や連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う拠点施設である中央防災センターとする。

中央防災センターは、次の機能を有する。

- ・情報収集、分析、伝達機能
- ・審議、決定、調整機能
- ・指揮、命令、連絡機能

損壊等により、中央防災センターに本部の設置が困難な場合は、矢崎町防災公園会議室又は水防・防災ステーションを一時的な本部設置場所とする。

2-4 市災害対策本部設置の通知等

総務管理部危機管理監は、市災害対策本部が設置されたときは直ちに、次に掲げる者のうち、必要と認めた者に市災害対策本部の設置を通知する。

- ・副本部長・本部員
- ・東京都知事
- ・警視庁府中警察署長
- ・東京消防庁府中消防署長
- ・府中市消防団長
- ・関係防災機関の長又は代表者
- ・隣接区市長
- ・その他必要と認める関係機関の長又は代表者

本部員は、市災害対策本部設置の通知を受けた場合、その旨を所属職員に周知徹底する。市は、市災害対策本部が設置されたときは、その旨を市民や報道機関に発表する。

2-5 市災害対策本部の標示の掲出

市災害対策本部が設置された場合は、設置場所に「市災害対策本部」の標示を掲出する。

第2節 市災害対策本部の廃止・縮小

1 市災害対策本部の廃止・縮小

本部長は、市内で災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市災害対策本部を廃止する。

市災害対策本部の廃止の通知等は、市災害対策本部の設置の通知等に準じて処理する。

第3節 市災害対策本部の運営

1 市災害対策本部の態勢

1-1 非常配備態勢

本部長は、災害の発生等の状況に応じ、次表に定める非常配備態勢を発令する。職員は、次の非常配備態勢に応じて参集する。参集先は、次のとおりとする。

- ・本部員、本部連絡員、本部応援員は、本部設置場所へ参集する。
- ・初動班は、第三非常配備態勢及び第四非常配備態勢の場合は、指定された避難所へ参集する。

【非常配備態勢】

種別	状況	態勢	職員態勢	
			平日 (勤務時間内)	休日夜間
第一非常配備態勢	大規模事故災害が起こり得る危険が迫っているとき。 その他の状況により本部長が必要と認めたとき。	被害の発生を防ぐための措置を強化し、必要な準備を開始するほか通信情報活動を主とする態勢	・防災危機管理課職員	・防災危機管理課当番職員（※） ※自宅待機（出動の準備）
第二非常配備態勢	大規模事故災害が市内で局地的に発生したとき。 その他の状況により本部長が必要と認めたとき。	第一非常配備態勢を強化するとともに局地災害に直ちに対処できる態勢	・防災危機管理課職員 ・関係課職員	・防災危機管理課当番職員 ・防災危機管理課の管理職を含む指定職員 ・総務管理部危機管理監が必要と認める部課の職員
第三非常配備態勢	大規模事故災害が市内の広範囲にわたり発生したとき。 その他の状況により本部長が必要と認めたとき。	市内の災害に直ちに対処できる態勢	・第三非常配備態勢要員 ・本部員 ・本部連絡員 ・初動班 ・本部長が必要と認める部課の全職員	（平日の態勢に準ずる。）
第四非常配備態勢	大規模事故災害が市外へ広範囲にわたり発生したとき。 その他の状況により本部長が必要と認めたとき。	災害応急対策活動に従事することができる全職員による態勢	・第四非常配備態勢要員（※） ※全職員が対象	（平日の態勢に準ずる。）

（１）非常配備態勢の特例

本部長は、災害及びその他の状況により必要があると認めたときは、特定の部に対して非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の

指令を発することができる。

（２）消防団の活動

消防団は別に定める要綱に基づき直ちに活動する。

（３）関係機関の協力

本計画に定める指定防災関係機関は、市内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが場合は、直ちに連絡体制を確認するとともに、連携して被害の対処に当たるものとする。

（４）職員の配置

本部員は、あらかじめ非常配備態勢時の各部の編成により、配備態勢の種別に応じた職員の配置を所属職員に周知徹底させるとともに、職員の非常時における参集の方法を定めておかなければならない。

また、本部員は、非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応ずる次の措置をとらなければならない。

- ・ 参集状況に応じて、職員を指定の部署に配置すること。
- ・ 報告及び連絡の方法並びに職員の交替方法を周知徹底させること。

（５）職員の服務

市災害対策本部が設置された場合、全ての職員は、市災害対策本部体制下の指示に基づき行動し、次の事項を遵守して、総力をもって災害対策を実施しなければならない。

- ・ 常に災害に関する情報及び市災害対策本部関係の指示に注意すること。
- ・ 不急の行事、会議、又は出張を中止すること。
- ・ 正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと。
- ・ 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡を取ること。
- ・ 非常配備態勢が発令されたときは、万難を排して参集すること。

1－2 特別非常配備態勢（勤務時間外の態勢）

本来であれば、市災害対策本部の設置及び本部長からの指令を待ち、災害対応に当たる非常配備態勢を構築するものであるが、休日、夜間においては、指令を待つまでに多くの時間を要してしまい、初動対応の遅れを招くことが想定される。

そのため、市では、あらかじめ発令要件を設定し、職員が自発的に、指令を待たずとも即座に第三非常配備態勢又は第四非常配備態勢に準ずる態勢を構築することとし、

もって災害に対する初動対応の迅速化を図るものとする。この態勢を、特別非常配備態勢という。

（１）発令要件

休日、夜間等の勤務時間外に大規模事故災害が発生したとき、又はこれに準ずる災害が発生したとき。

（２）参集場所

原則として、自己の勤務場所とする。ただし、事前の計画に基づいて勤務場所以外の指定場所に参集する者は除く。

（３）特別非常配備態勢における初動要員

市長は、第三非常配備態勢職員の中から、市内及び近隣に在住する職員を初動要員として本部応援員、初動班に指名する。名簿は別に定める。

ア 本部応援員

- ・ 出動体制：市において、大規模事故災害の発生を感知又は知ったときには、速やかに中央防災センターに出動し、所定の活動を行う。
- ・ 活動内容：市災害対策本部設置前における情報収集、伝達活動、市災害対策本部設置の準備等を行う。

イ 初動班

- ・ 出動体制：市において、大規模事故災害の発生を感知又は知ったときには、速やかに指定避難所に出動し、所定の活動を行う。
- ・ 活動内容：指定避難所の状況及び市街地の被災状況を確認し、市災害対策本部との連絡体制の確保、避難誘導、避難所の開設準備等を行う。

（４）参集時の留意事項

ア 参集時の服装及び携行品

職員は、災害対策服を着用し、ヘルメット及び軽食・飲料水等を携行する。

イ 被害状況の報告

職員は、参集途上に知り得た状況又は災害情報を参集場所の指揮者に報告し、指揮者は市災害対策本部に報告する。

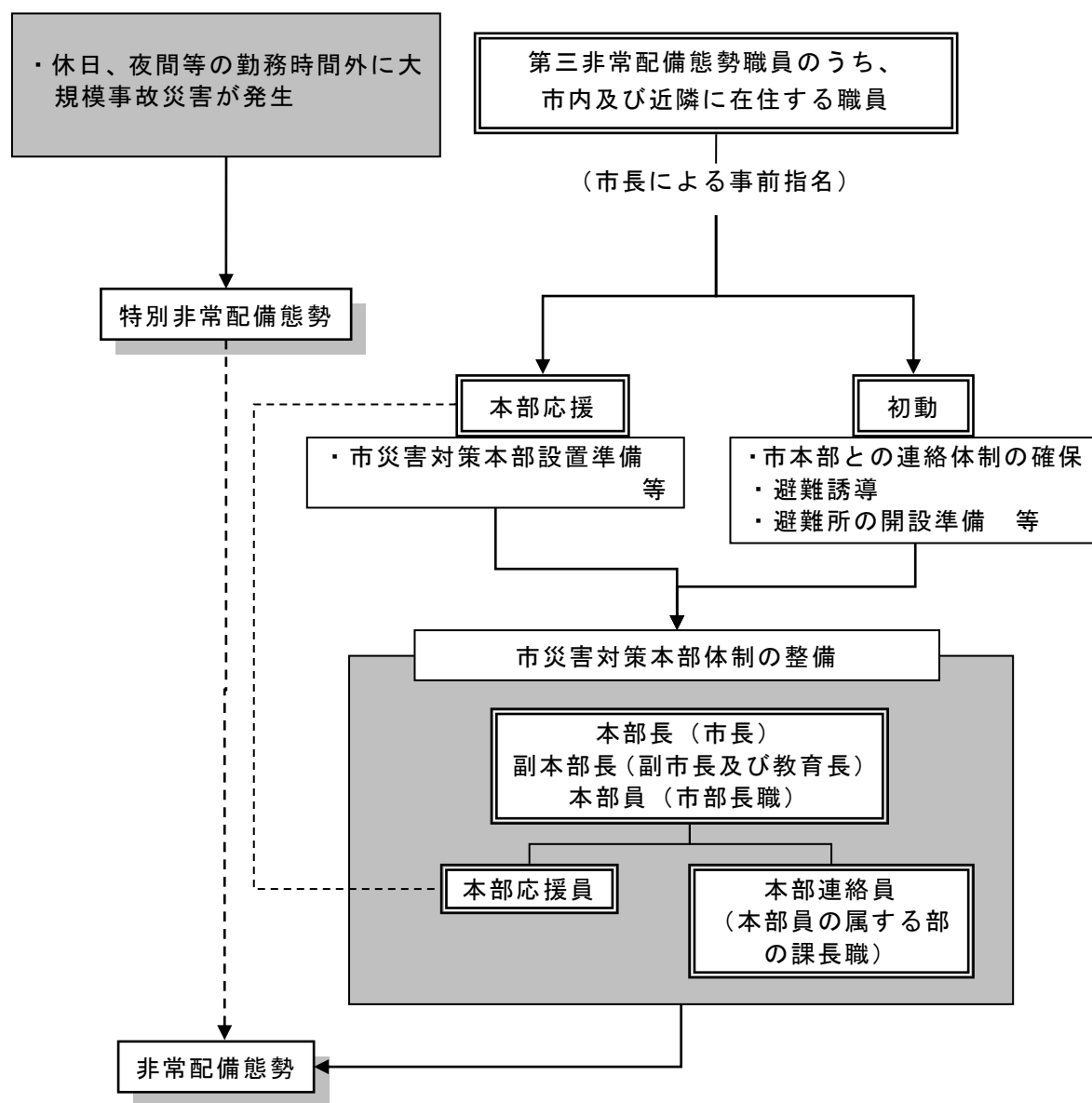
ウ その他

職員は、あらかじめ定められた大規模事故災害時における配置態勢及び自己の任務を十分習熟しておく。

職員は、災害応急対策を遂行するため、徒歩又は自転車等あらゆる手段を講じて出動する。万一、被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても定められた配置部署につくのが不可能な場合は、通信連絡により所属長又は市災害対策本部の指示を受ける。

(5) 市災害対策本部への移行

特別非常配備態勢は、市災害対策本部の態勢が整ったとき、市対策本部運営要領に基づく非常配備態勢に移行する。



【特別非常配備態勢から非常配備態勢への移行】

2 市災害対策本部の運営

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 市災害対策本部の運営	政策課、秘書広報課、行政経営課、職員課、法制文書課、防災危機管理課

2-1 本部長室の運営

(1) 本部長室の開設

総務管理部危機管理監は、市災害対策本部が設置されたとき、原則として中央防災センターに直ちに本部長室を開設する。

また、本部長室の機能を確保するため、情報通信機器の保全等に必要な措置を行う。

本部長室開設後は、総務管理部危機管理監が運営を統括し、市災害対策本部を構成する部及び防災関係機関の総合調整を行う。

(2) 本部長室の審議

本部長は、所掌事務について審議する必要があるときは、本部員を招集するほか、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者の出席を求める。

本部員は、付議すべき事項があるときは、速やかに本部長室の審議に付議しなければならない。

(3) 本部連絡員調整会議

総務管理部危機管理監は、部相互間の連絡調整を図る必要があると認めたとき、又は本部員、本部連絡員から要請があったときは、本部連絡員調整会議を招集するものとする。

(4) 対策調整会議

総務管理部危機管理監は、災害対策活動の実施について総合調整を図る必要があると認めたときは、関係する部その他防災関係機関を構成員とする対策調整会議を開催する。

2-2 現地対策本部の運営

本部長は、災害応急対策のために必要と認める場合は、災害現場に現地災害対策本部を設置する。

（１）構成

- ・ 現地対策本部長は、本部長が指名する副本部長又は本部員とする。
- ・ 同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。
- ・ 現地対策本部員は、本部長が指名する者とする。
- ・ 現地対策本部派遣員は、防災関係機関の長が指名する職員とする。

（２）分掌事務

- ・ 被害及び復旧状況の情報分析に関すること。
- ・ 東京都及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること。
- ・ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること。
- ・ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること。
- ・ 各種相談業務の実施に関すること。
- ・ その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。

２－３ 東京都の現地対策本部との連携

東京都の現地対策本部が設置された場合、市災害対策本部は東京都の現地対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図るものとする。

（１）市災害対策本部と報道機関との連絡

市災害対策本部の報道発表は、府中市政記者クラブに対して行う。

（２）本部の通信

市災害対策本部の通信の運用管理は、総務管理部危機管理監が運営を統括する。
本部員は、市災害対策本部が設置されたときは、直ちに通信連絡体制の確保を図る。

（３）本部長への措置状況等の報告

部長及び本部員は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。

- ・ 調査、把握した被害状況等
- ・ 実施した応急措置の概要
- ・ 今後実施しようとする応急措置の内容
- ・ 本部長から特に指示された事項
- ・ その他必要と認められる事項

（４）庶務

本部長室の庶務は、防災危機管理課が行う。

3 現地連絡調整所

市は、大規模事故等発生時に現地活動機関からの要請がある場合又は各関係機関と現地において連携確保の必要がある場合には、東京都と連携し現地連絡調整所を設置する。

また、既に東京都等により現地連絡調整所等が設置されている場合は、連絡員となる現地対応職員を配置する。なお、各種大規模事故災害の担当課は、事故発生時に災害状況に応じて、市災害対策本部が協議の上、決定する。

第4節 初動期における応急対策活動

1 初動期における応急対策活動

市は、発災直後は、救助活動、消火、医療救護、輸送路の確保等人命に係る応急対策活動に重点を置く。

被災現場での応急対策活動を機動的に実施するため、非常配備態勢を編成する。非常配備態勢では、避難所の開設・運営、要配慮者の保護等、人命・人身に係る応急対策業務を優先して行うとともに、被害情報の収集や市各部が実施する応急対策業務の応援、被災者の救援等を行う。

活動拠点となる市施設については、防災行政無線等応急対策活動の実施に必要な資機(器)材を整備する。

休日、夜間等の勤務時間外に大規模事故災害が発生したときは、緊急の初動体制を確保し、応急対策活動を実施する。

1-1 市の役割

市は、災害対策に当たるための初動体制を整える。第一次的防災機関として、東京都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに市内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

必要があるときは市災害対策本部を設置するとともに、直ちに、都知事にその旨を報告するほか、警察署、消防署等の関係機関に通報する。また、市施設から市内の被害情報等を収集する。

被害情報等から医療救護所の設置を判断し、府中市医師会等に応急救護に対する協力を要請する。負傷者の医療救護所への搬送体制を確立する。

市に災害救助法が適用されたときは、市長は、都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

夜間・休日等の勤務時間外の大規模事故災害発生に備え、情報連絡体制を確保する。
人命救助活動の円滑化を図るため、東京都へ安否不明者の氏名等の情報提供を行う。

1-2 市民及び自主防災組織の役割

火災発見者は、身の安全を踏まえて、市内に設置してある街頭消火器等、各種消火

用資機（器）材により初期消火を実施する。

初期消火は、火災の拡大防止に主眼を置き、消防隊や消防団の到着後は、その指示に従う。

地域の防災倉庫にある資機（器）材を活用し、建物倒壊等による二次災害を防止しつつ、負傷者の救出救助活動を実施する。

1－3 府中警察署の役割

府中警察署は、府中消防署、自衛消防組織等と連携協力した救助活動を実施するとともに、府中消防署や消防団等、各機関による迅速な活動を確保するため、交通規制を実施する。

救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。救出した負傷者は、速やかに医療救護所等引き継ぐ。救出救助活動に当たっては、重機類等装備資機（器）材等を有効に活用する。

1－4 府中消防署の役割

府中消防署は、災害の規模等に応じて所定の計画に基づく部隊を運用し、限られた消防力を最大限に活用して消火活動を実施する。

特別救助隊及び救急隊と連携し、組織的な人命救助・救急活動を行う。通常対応では困難な救助事象に対しては、即応対処部隊及び消防救助機動部隊を投入する。

府中警察署、自衛隊、東京DMA T、消防団、自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。

所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行うとともに、市災害対策本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行う。

消防ヘリコプター等を活用し、情報収集、部隊投入、救助活動等の各種活動を行う。

1－5 消防団の役割

消防団は、発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼び掛けを行う。

携帯無線機等を活用し、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行う。

消防隊との連携を強化するとともに、消火活動及び避難道路の確認を独自に、又は消防隊と連携して行う。

簡易救助器具を活用し、住民と一体となった救助活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行う。

1－6 事業所の役割

事業者は、来訪者や従業員の安全を確保し、出火防止、初期消火を速やかに実施する。

事業所での初期対応完了後、地域の消火、救助活動を実施する。

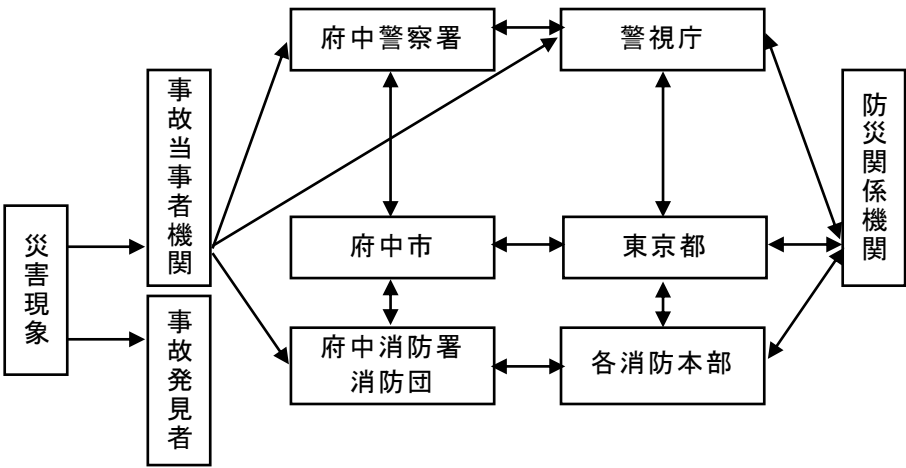
第2章 情報の収集・伝達

第1節 情報連絡体制

1 通信連絡系統

項目	担当する主な機関【防災関係機関】
1 通信連絡系統	防災危機管理課

大規模事故等発生の際の災害対策については、事業者、施設管理者等の当事者機関による対応を原則とするが、大規模災害対策として、広域的、総合的な災害応急対策が必要と考えられる場合の情報連絡体制については、次のとおりとする。



【大規模事故等に係る通報経路図】

C B R N E 災害等に対しては、関係防災機関との連携を密にし、情報連絡を行う。
また、東京都保健医療局では、医療などの初動体制を確立するため東京都総務局からの通報に基づき、医療関係防災機関や災害拠点病院等に対し通報する。

市内で航空機事故が発生した場合は、上記通報経路図に準じて連絡通報を行うが、米軍又は自衛隊の航空機事故等による場合は、米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱のとおりとする。

2 情報連絡体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 情報連絡体制	防災危機管理課

市は、東京都防災行政無線を使用し、東京都災害対策本部に連絡する。

災害の状況により東京都災害対策本部に連絡することができない場合は、災害対策基本法に基づき東京都庁第一本庁舎5階大会議場に設置される政府の緊急災害現地対策本部又は国（総務省消防庁）に対して直接連絡する。

市内にある防災関係機関及びその他重要な施設の管理者等との間では、地域防災行政無線又はその他の手段により通信を確保する。

2-1 通信連絡体制の確立

東京都、市及び防災関係機関は通信連絡体制を、次のとおり確立する。

- ・東京都災害対策本部、東京都各局、市及び防災関係機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として、正副各1名の通信連絡責任者を選任する。

また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。

- ・市及び防災関係機関は、夜間、休日を含め、常時、東京都と通信連絡が開始できるような必要な人員を配置する。

通信連絡の方法は、原則として、東京都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用して行うほか、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の活用も図る。

2-2 通信手段

市は、次の手段を使用し、東京都及び各防災関係機関と連絡を取る。

【情報通信手段】

機関名	連携先		情報通信手段
市	広域連携	国	・全国瞬時警報システム（Jアラート） 【気象庁、総務省消防庁】 ・緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t） 【官邸】
		東京都及び他区市町村	・東京都防災行政無線 ・東京都災害情報システム（D I S） ・地震計ネットワークシステム
	市内における連携	市職員	・職員緊急参集システム
		市職員、消防団、その他関係機関	・府中市消防団緊急招集メール配信システム 【消防団、府中消防署】 ・府中市防災行政無線

資料編「2-27」

第2節 災害予警報等の伝達

1 災害予警報等の伝達

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 火災気象通報	【東京管区气象台】
1-2 火災警報	【東京消防庁】
1-3 噴火警報・降灰予報等	【東京管区气象台】
1-4 気象情報の収集及び伝達	秘書広報課、防災危機管理課

1-1 火災気象通報

火災気象通報は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに、気象庁大気海洋部予報課が東京都知事に対して通報し、東京都総務局及び東京消防庁を通じて市や府中消防署等に伝達される。

【火災気象通報の実施基準】

区域	実施基準
東京都（大島支庁、三宅支庁、八丈支庁及び小笠原支庁管内を除く。）	1 実効湿度50パーセント以下で最小湿度25パーセント以下になると予想されるとき 2 平均風速が13メートル以上吹くと予想されるとき（降雨、降雪中は通報しないこともある。） 3 実効湿度60パーセント以下で最小湿度30パーセント以下となり、平均風速が10メートル以上吹くと予想されるとき

1-2 火災警報

（1）発令

東京消防庁は、気象庁からの気象情報に基づき、気象の状況等から火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大きいと認める場合に火災警報を発令する。

（2）伝達

東京消防庁は、火災警報を発令したときは、東京都総務局、気象庁、府中消防署、消防団及び防災関係機関に通報するとともに、報道機関を通じて警報の発令を都民に周知する。また、府中消防署は、あらかじめ定めた場所への掲示、官公署等への通報及び巡回・広報等を行う。

1-3 噴火警報・降灰予報等

（1）発令

気象庁は、噴火災害軽減のため、観測・監視・評価の結果に基づき噴火警報・予報、降灰予報を発表する。

（2）伝達

気象庁は、噴火警報・予報、降灰予報を発令したときは、日本放送協会、その他報道機関、携帯電話事業者、警視庁、消防庁、東日本電信電話㈱、東京都、東京海上保安部、防災関係機関に通報する。

1-4 気象情報の収集及び伝達

市は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、その発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに東京都総務局及び気象庁に通報する。

災害原因に関する重要な情報について、東京都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに市内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等及び市民等に周知する。

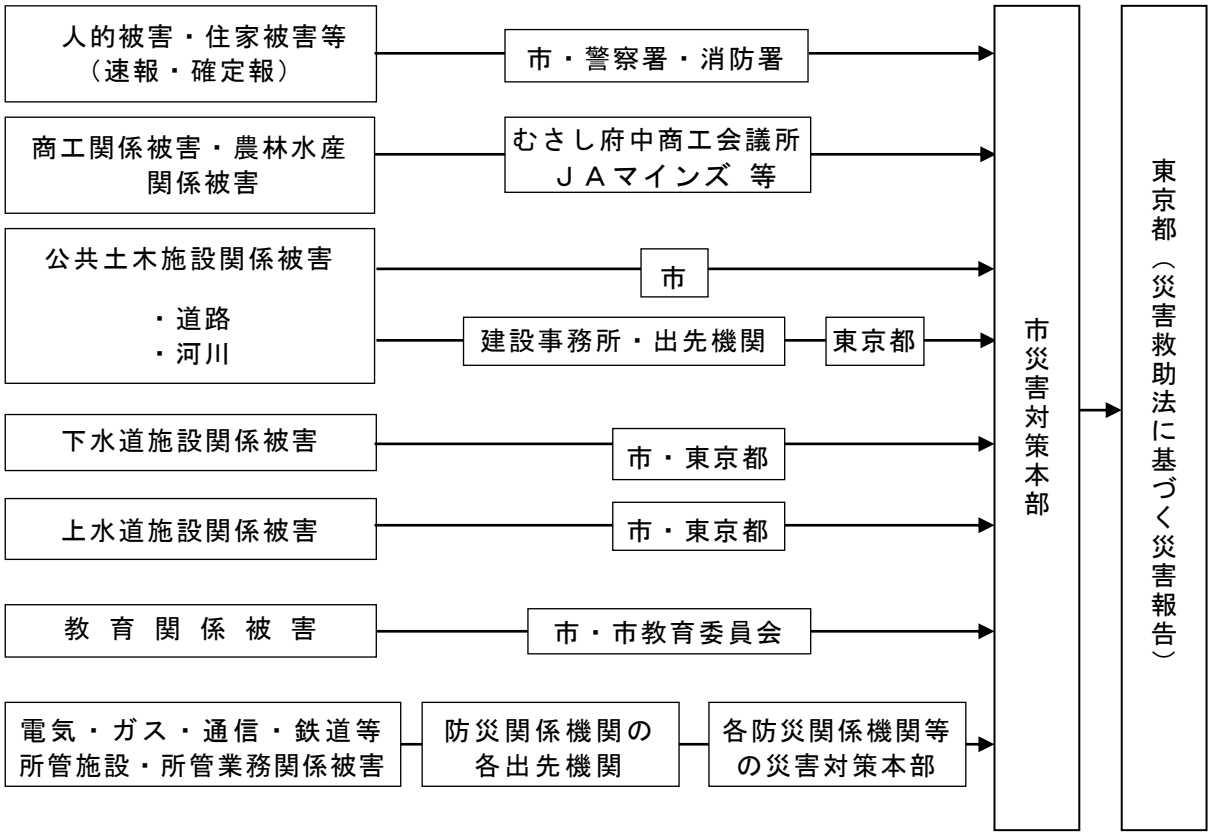
警報及び重要な注意報について、関係機関からの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに市内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、東京都政策企画局等の協力を得て、市民に周知する。

第3節 被害状況等の報告体制

1 被害状況等の報告体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1－1 被害状況の調査報告体制	防災危機管理課
1－2 被害状況等の報告	防災危機管理課

市は、次のとおり被害情報の報告を行う。



【被害状況の報告・伝達系統】

1－1 被害状況の調査報告体制

市は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により東京都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害

が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を東京都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

1-2 被害状況等の報告

市災害対策本部は、市各部及び防災関係機関からの被害状況等を取りまとめ、次の要領により東京都に報告する。

（1）報告すべき事項

- ・ 災害の原因
- ・ 災害が発生した日時
- ・ 災害が発生した場所及び地域
- ・ 被害状況（被害程度の認定基準に基づき報告する）
- ・ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
- ・ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ・ その他必要な事項

資料編「2-32」

（2）東京都への報告の方法

原則として、災害情報システムへの入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX等あらゆる手段により報告する。）。

【報告の種類・期限等】

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時及び東京都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報	災害確定報告	応確急対策を終了した後20日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同上	被害箇所報告
災害年報		4月20日	被害数値報告

資料編「3-1、3-2、3-3」

(3) 災害救助法に基づく報告

ア 災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告する。

イ 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する必要がある。

第4節 災害時の広報及び公聴活動

1 広報活動

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 広報活動	秘書広報課、防災危機管理課

市は、市内で大規模な事故が発生し、状況により広報活動を実施する必要があると考えられる場合は、直ちに府中警察署、府中消防署、その他の関係機関と密接な連絡の下、広報を行う。

市は、市災害対策本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、市民等に対しマスコミと連携した避難指示等に関する情報提供を行うなどの災害対応を実施する。

市は、東京都及び放送事業者各社と協力し、避難指示等に関する情報の提供を行う。伝達する情報は次のとおりとする。

- ・高齢者等避難
- ・避難指示
- ・警戒区域の設定

2 公聴活動

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 公聴活動	広聴相談課

市は、被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、その解決を図るほか、公聴内容を防災関係機関に連絡する。

第5節 災害時の放送要請、報道要請

1 災害時の放送要請、報道要請

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 放送機関への報道協力	秘書広報課

市は、市民への広報について、災害時における放送等に関する協定書に基づき、(株)ジェイコム東京に放送を要請する。

資料編「協定12-3」

第3章 応援協力・派遣要請

第1節 応援協力

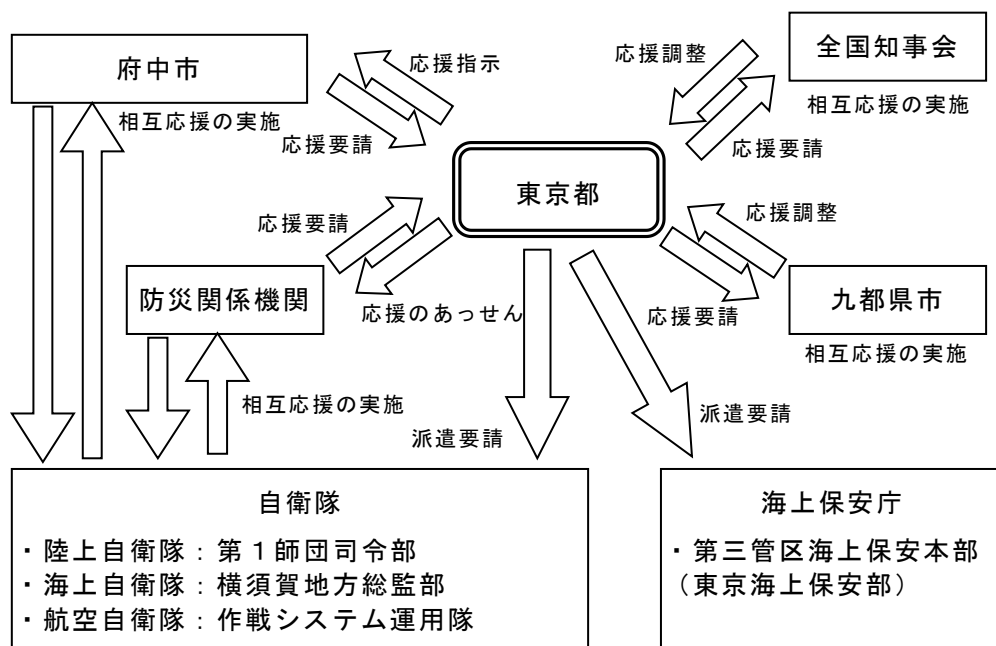
1 応援協力

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 応援協力	政策課、秘書広報課、行政経営課、職員課、法制文書課、防災危機管理課、ボートレース企業局総務課

災害が発生した場合には、各防災関係機関は、あらかじめ定めてある所掌事務又は業務に従って応急対策を実施する。

被害が広範囲に及ぶなど、市内の防災関係機関だけでは対応が困難な場合は、東京都及び被災していない他市区町村、関係機関等に協力を依頼し、災害対策を実施する。

市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めたときは、自衛隊への災害派遣を要請するよう都知事に対して応援要請する。受援応援体制の整備や、関係の団体との間で応援・協力に関する協定をあらかじめ締結する等、応援体制のネットワーク化を図るとともに、新たな災害で得た教訓や社会環境の変化への対応を図りつつ、災害対策活動体制を強化・充実させていく。



【応援協力・派遣要請のフロー】

1-1 応援協力

(1) 東京都との相互協力

市長は、都知事に応援又は応援のあつせんを求める等して災害対策に万全を期する。

都知事は、災害を受けた市が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の市に対し応援すべきことを指示し、又は防災関係機関の応援をあつせんする。

市長が都知事に応援又は応援のあつせんを求める場合、東京都災害対策本部に対し、次に掲げる事項について、まず口頭又は電話等をもって要請し、後日、市受援応援計画に基づき、文書により改めて処理する。

- ・ 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由）
- ・ 応援を希望する機関名
- ・ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ・ 応援を必要とする場所、期間
- ・ 応援を必要とする活動内容
- ・ その他必要な事項

資料編「協定4-1、4-7」

(2) 他自治体との相互協力

市は、市受援応援計画に基づく受援体制を整備するとともに、他自治体と相互に協力し、災害対応に当たる。

- ・ 災害対策基本法第67条の規定に基づき、市が他自治体に対し応援を求め、又は応援する場合、その事務が円滑に行われるよう、あらかじめ応援の種類、手続等必要な事項について、相互応援の協定を締結する。
- ・ 市は、協定等を活用し協力・補完体制を構築するため、協定内容の見直しを実施する。

資料編「協定4-1、4-2、4-3、4-4、4-7、4-8」

(3) 公共的団体等との相互協力

市は、次のとおり整備した体制により、公共的団体等と相互に協力し、災害対応に当たる。

ア 市は、市内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を大規模事故災害時に十分発揮できるよう態勢を整備する。

イ 市は、町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である自主防災組織、事業所の防災組織等に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。これらの団体の協力業務及び協力方法については、本計画の中で明確化し、

災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。

ウ これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりとする。

- ・異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること。
- ・災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- ・大規模事故災害時における広報公聴活動に協力すること。
- ・大規模事故災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- ・避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- ・被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- ・被災状況の調査に協力すること。
- ・被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ・り災証明書交付事務に協力すること。
- ・その他の災害応急対策業務に協力すること。

（４）防災関係機関との相互協力

市は、次のとおり整備した体制により、防災関係機関と相互に協力し、災害対応に当たる。

- ・市は、災害応急対策の円滑な実施を期するため、平常時から防災関係機関と連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておく。
- ・市及び防災関係機関は、市災害対策本部が設置された場合は、情報の収集、交換等連絡を密にし、迅速かつ適切な応急措置を取るため、連絡員の派遣等の措置を講ずる。
- ・市は、各々の所掌事務に関し、関係する団体とあらかじめ協議しておき、これら団体の市に対する協力事務、協力方法、責任区分等を明らかにしておき、災害時に積極的な協力が得られるよう準備しておく。

（５）各機関の経費負担

国や他府県から市又は東京都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による（災害対策基本法施行令第18条）。

第2節 派遣要請

1 派遣要請

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 自衛隊への災害派遣要請	政策課、秘書広報課、行政経営課、職員課、法制文書課、防災危機管理課

第3部
第3章

1-1 自衛隊への災害派遣要請

(1) 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に応じて、次のような方法がある。

資料編「2-31」

ア 都知事の要請による災害派遣

- ・災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ・災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

イ 都知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

- ・災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、区市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ・災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、各関係部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ・災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ・災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- ・災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合

- ・庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

（２）災害派遣要請の手続

市長は、災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊の災害派遣を都知事に要請する。

市内で災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接連絡を取ることが可能な部隊に要請する。この場合、事後において速やかに都知事に通知する。

（３）災害派遣部隊の受入体制

都知事及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合・重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

各防災関係機関の長は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）について、派遣要請を行うのか、平常時から計画しておくとともに、必要な資機（器）材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得ておく。

救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は、東京都は解体業者等の協力を得て、確保に努める。

都知事及び各防災関係機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、その候補地を平常時から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、市等関係機関と協議の上、使用調整を実施し部隊に通報する。

（４）経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

これにより難しい場合には、都知事は、陸上自衛隊第１師団長、海上自衛隊横須賀地方総監、航空自衛隊防空指揮群司令等と協定を締結する。

- ・派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機（器）材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、えい船等の使用及び借上料
- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- ・天幕等の管理換（※）に伴う修理費
- ・島しょ部に係る輸送料等
- ・その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊

と派遣を受けた機関が協議

その他救援活動の実施に要する経費についても、原則として派遣を受けた機関が負担するが、疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

※ 管理換とは、物品管理官の間において物品の所属を移すことをいう。

（５）宿泊施設等

市長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう宿泊施設等必要な設備を可能な限り配慮すること。

第4章 消防活動

第1節 活動方針

1 市の活動方針

市は、地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、及びこれらの災害による被害の軽減を図るため、関係機関との連携の下に消防活動を実施する。

2 東京消防庁の活動方針

東京消防庁は、大規模な事故等が発生した場合において、それらの事象から生命、身体及び財産を保護するため、関係機関と連携の下、東京消防庁の機能を十分に発揮して消防部隊等を運用し、災害等による被害の軽減を図るとともに、人命救助及び救急活動を実施する。

第2節 活動体制

1 本部の構成

東京消防庁は、災害活動組織の総括として本庁に警防本部、第八消防方面本部に方面隊本部、府中消防署に署隊本部をそれぞれ常設し、災害に即応できる体制を確保している。

大規模な火災等が発生したときは、東京消防庁消防部隊運用規程等により消防部隊を運用し消火活動等を行う。

2 部隊の運用等

東京消防庁は、地下街及び高層ビル等における火災に対しては、個別に計画を作成し、計画に応じて特別消火中隊などを運用するとともに、災害の様相及び規模により消防救助機動部隊や消防ヘリコプター機動部隊などの特別な消防部隊を運用し、火災等に対処している。

また、東京消防庁は、大規模な火災、テロ災害、事故、自然災害等により、多数の要救助者や負傷者が発生している場合において、各出場計画等の運用では対応に混乱、遅延、支障等が発生し、迅速な救出救助体制や搬送体制を構築する必要があるときに理事を部隊長とする統合機動部隊を運用する。

第5章 大規模火災事故の応急対策

第1節 初動体制

1 初動体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 初動体制	防災危機管理課

市は、火災の状況に応じて速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、大規模な火災が発生した場合に必要なと認めるときは、市災害対策本部を設置し、速やかに東京都に対し設置状況等を報告するとともに、東京都、防災関係機関等との連携の下、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

第2節 交通規制

1 交通規制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 交通規制	地域安全対策課、【府中警察署】

市は、府中警察署と連携し、大規模火災発生地域への車両などの流入を抑制するとともに、隣接市町村に通ずる国道その他の幹線道路については、隣接警察本部と連携を密にし、一般車両のう回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。

府中警察署は、危険箇所の標示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、大規模火災発生地及びその周辺における円滑な交通と安全確保に努める。

2 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	防災危機管理課、地域安全対策課

市は、東京都と連携し、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

第3節 応急活動

1 消火活動

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 消火活動	【府中消防署】

府中消防署及び施設管理者等は、火災の状況、施設等の情報を速やかに把握するとともに、速やかに消火活動を行う。

府中消防署は、大規模火災発生時には、市民の生命及び身体 の安全確保のため、必要に応じ消防法第28条第1項に基づく消防警戒区域の設定等の措置を行う。

消防団は、消防署隊と連携し、現場の状況に応じて必要な任務を遂行する。

2 救助・救急活動

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 救助・救急活動	【府中消防署】

市及び府中消防署は、関係機関と協力し、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、人命救助が必要なときは救出救助活動を行い、救出された被災者を医療機関へ搬送する。

3 高層建築物関係者の応急対策

3-1 通報

火災時の通報連絡は、119番通報による。

また、建物内の通報は、非常放送設備により一斉に通報し、避難誘導體制をとる。

3-2 初期消火活動等

当該消防対象物の関係者等は、消防隊等が火災の現場に到着するまで、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行うものとする。

3-3 情報の提供

建物・施設等の管理者・防火管理者等は、消防隊等が現場到着した場合は、次の情報を積極的に提供するものとする。

- ・出火点の状況
- ・初期消火の状況
- ・人命危険、避難の状況

- ・ 消防用設備の作動状況
- ・ 危険物等の状況
- ・ その他消防活動上必要な事項

3－4 避難誘導

管理者等は、非常放送設備を活用し、館内滞留者及び従業員に対し災害の状況を放送し、併せて自衛消防隊の避難誘導を担当する従業員による安全な誘導を行わせるものとする。

第6章 危険物事故の応急対策

第1節 初動体制

1 初動体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 初動体制	防災危機管理課

市は、大規模事故災害の状況に応じて速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、必要と認めるときは、市災害対策本部を設置し、速やかに東京都に対し設置状況等を報告するとともに、東京都、防災関係機関等との連携の下、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

第2節 交通規制

1 交通規制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 交通規制	地域安全対策課、【府中警察署】

市は、府中警察署と連携し、危険物事故発生地域への車両などの流入を抑制するとともに、隣接市町村に通ずる国道その他の幹線道路については、隣接警察本部と連携を密にし、一般車両のう回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。

府中警察署は、危険箇所の標示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、危険物事故地及びその周辺における円滑かつ安全な交通に努める。

2 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	防災危機管理課、地域安全対策課

市は、東京都と連携し、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

第3節 応急活動

1 救助・救急活動

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 救助・救急活動	【府中消防署】

府中消防署は、防災関係機関と協力し、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、人命救助が必要なときは救助・救急活動を行い、救出された被災者を医療機関へ搬送する。

2 消火活動

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 消火活動	【府中消防署、府中市消防団】

府中消防署及び施設管理者等は、危険物等の災害に係る火災の状況、施設等の情報及び危険物の性状を速やかに把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

市は、大規模火災発生時には、市民の生命及び身体 の安全確保に努めるため、必要に応じ消防法第28条第1項に基づく消防警戒区域の設定等の措置を講ずる。

消防団は、消防署隊と連携し、現場の状況に応じて必要な任務を遂行する。

3 危険物等の応急措置

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物 取扱い施設等の応急措置	防災危機管理課、【府中警察署、府中消防署】
3-2 危険物輸送車両等の応急対策	【日本貨物鉄道(株)、運送事業者】
3-3 危険動物逸走時の応急対策	【府中消防署、府中警察署】

3-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱い施設等の応急措置

市は、府中消防署及び府中警察署と連携し、必要に応じて、次のとおり各施設における応急措置を実施する。

- ・住民に対する避難の指示
- ・住民の避難誘導
- ・避難所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡調整

府中消防署は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講ずるよう指導する。

ア 危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 初期消火活動要領に基づく混触発火等による火災の防止措置、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

府中警察署は、市長からの要求等により避難を指示し、避難区域内への車両の交通規制を行う。また、避難者の避難行動に応じた避難路の確保及び避難誘導を実施する。

事業者は、危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置を実施する。

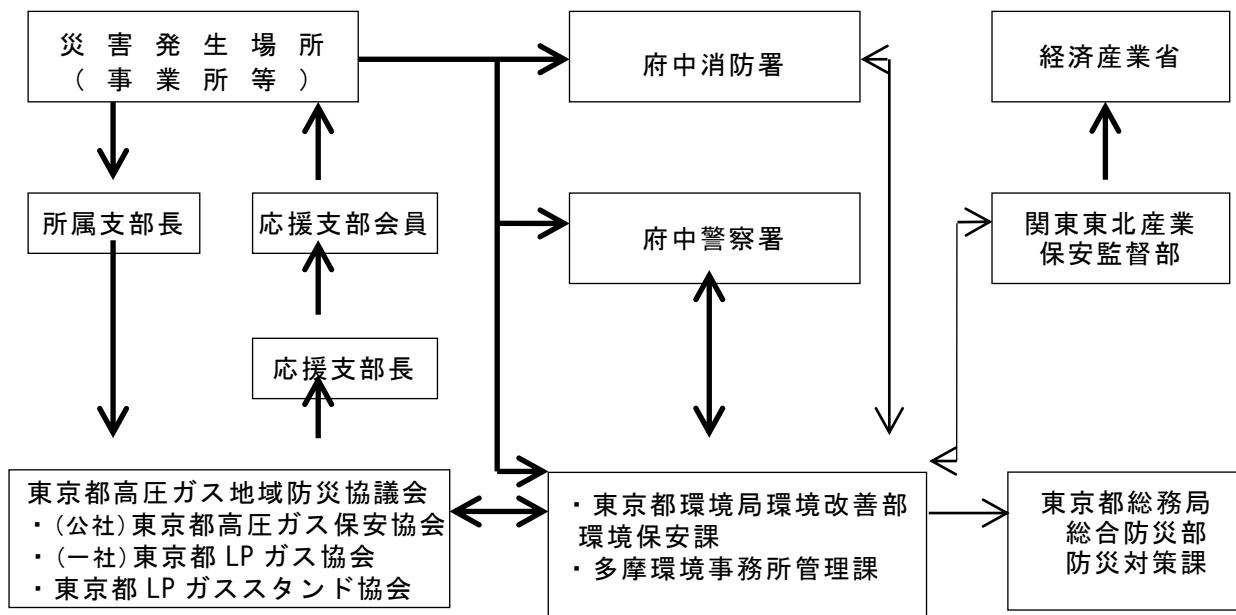
(1) 危険物施設、液化石油ガス消費施設、火薬類保管施設の応急措置

各施設の管理者は、各施設における危機管理マニュアル等に基づき、迅速な応急措置を実施する。

(2) 高圧ガス保管施設の応急措置

施設の管理者は、危機管理マニュアル等に基づき、迅速な応急措置を実施する。

高圧ガス保管施設における、災害発生時応援連絡体制は次のとおりである。



注1 太線は応援出動体制を示す。

【災害発生時応援連絡体制】

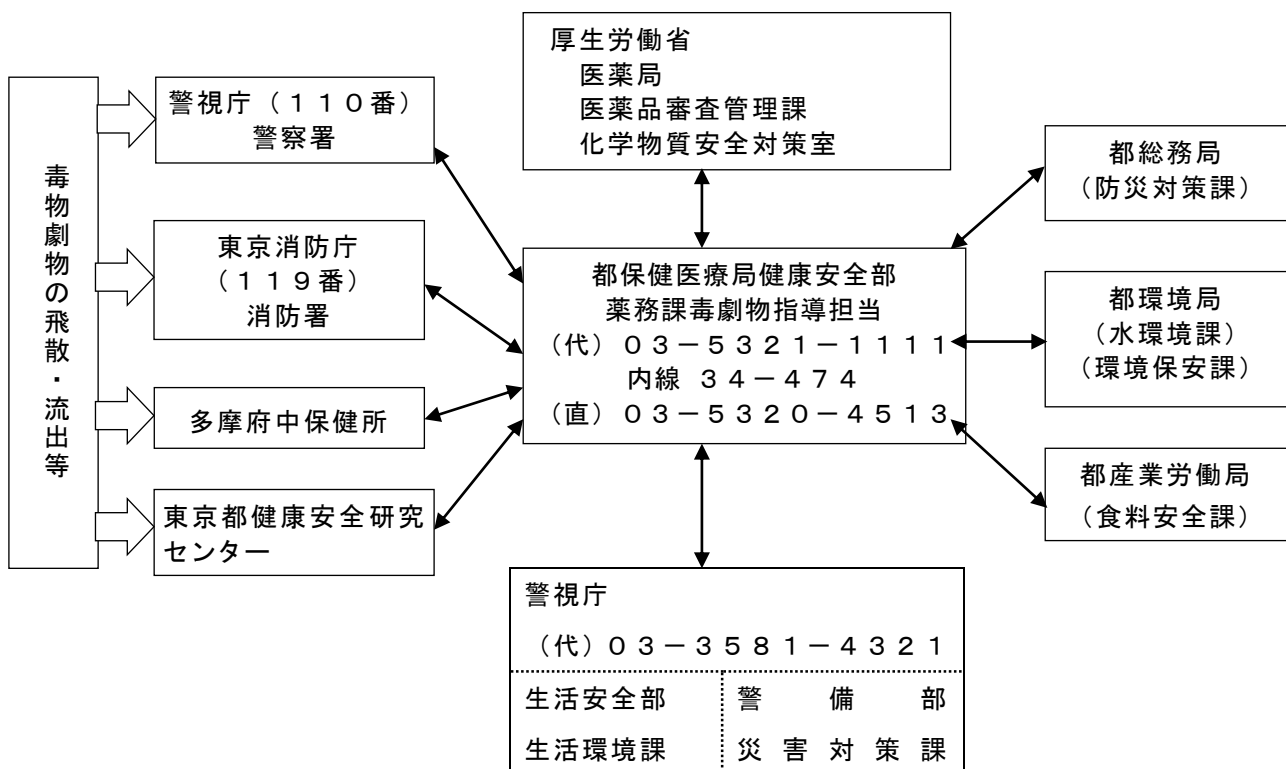
(3) 毒物・劇物取扱い施設の応急措置

施設の管理者は、危機管理マニュアル等に基づき、迅速な応急措置を実施する。

東京都は、事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。

東京都は、関係機関との連絡を密にし、有害物質等に関わる災害情報の収集、伝達に努める。

毒物・劇物取扱施設における、災害発生時応援連絡体制は次のとおりである。



第3部
第6章

【災害発生時応援連絡体制】

(4) 化学物質関連施設の応急措置

ア 化学物質対策

市は、府中消防署及び府中警察署と連携して事故に関する情報を収集し、必要に応じて、同事業者に応急措置を実施するよう指示、関係機関に情報を提供する。

事業者は、事故により危険が想定される場合は、速やかに市及び関係機関に連絡し応急措置を実施する。

イ PCB(※)対策

市は、事故に関する情報を収集し、必要に応じて、同事業者等に破損、漏えいしている機器の調査・確認を行うこと、応急措置の実施及びPCB汚染状況を表

示することを指示するとともに、関係機関に情報を提供する。

事業者は、発災によりPCB機器が破損・漏えいしている場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

※ PCB

ポリ塩化ビフェニルの略称。化学的にも安定な性質を有し、幅広い分野で用いられたが、脂肪組織に蓄積しやすく、発がん性があるなど生体に対する毒性が高いことが分かっている。

（５）放射線等使用施設災害時の応急活動

市は、放射性物質の漏えい等による事故の状況に応じ、東京都の体制に準じた体制をとるとともに、国・東京都と十分連携し、その指導・助言・協力を受け、必要に応じ、次の応急対策を実施する。

- ・医療救護活動
- ・周辺住民等に対する災害広報
- ・警戒区域の設定
- ・周辺住民等に対する屋内退避、避難指示、避難誘導
- ・避難所の開設、運営管理
- ・その他必要な措置

災害や事故、テロ活動などにより、放射性同位元素（RI）又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生、又は発生する可能性がある場合は、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告を行う。

原子力規制委員会は、その必要を認めた際、放射性同位元素使用者等に対し放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

放射性同位元素を使用する病院又は診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故、テロ活動等により放射線障害が発生又は発生する可能性がある場合は、直ちにその旨を多摩府中保健所、府中市警察署、府中市消防署その他関係機関に通報するとともに、放射線障害の防止に努める。

【機関別対応措置】

機関名	対応措置
東京消防庁	・ R I 等の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう取扱者を指導する。 1 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 2 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
東京都保健医療局	・ R I 使用病院での被害が発生した場合、その被害状況を的確に把握し、住民に対する被害を最小限にとどめるため、4人を1班とする R I 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置、住民の不安の除去等に努める。

3-2 危険物輸送車両等の応急対策

3-1 に準じ、市及び府中消防署、府中警察署は対策を講じる。

(1) 危険物輸送車両の応急対策

日本貨物鉄道(株)及び輸送事業者は、事故の拡大等防止のため、早急に立入禁止等の措置を行い、東京消防庁、警視庁等の関係機関に通報する。

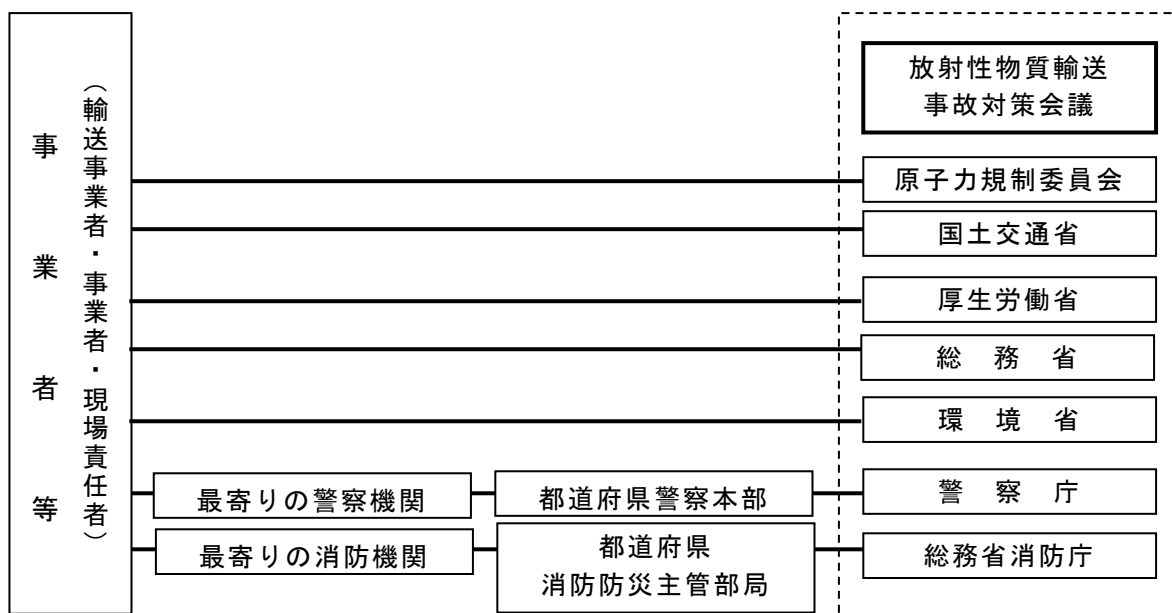
(2) 核燃料物質輸送車両等の応急対策

府中消防署は、事故の通報を受けた旨を東京消防庁警防本部に通報する。また、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

事故の状況把握及び市民等に対して広報し、施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示する。また、関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置を実施する。

事業者等は、関係機関への通報等、応急の措置を実施する。なお、警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施する。

応急対策に係る連携のイメージ図は次のとおりである。



【応急対策に係る連携のイメージ】

3-3 危険動物逸走時の応急対策

住民等が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係機関が連携し、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

危険動物逸走時には、必要に応じて、次の措置を実施する。

- ・ 住民に対する避難の勧告又は指示
- ・ 住民の避難誘導
- ・ 避難所の開設、避難住民の保護
- ・ 情報提供、関係機関との連絡

府中警察署は、情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法に基づく措置）を行う。

府中消防署は、情報連絡体制の確保及び被災者の救助並びに搬送を行う。

第7章 大規模事故の応急対策

第1節 初動体制

1 初動体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 初動体制	防災危機管理課

市は、災害の状況に応じて速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、必要と認めるときは、市災害対策本部を設置し、速やかに東京都に対し設置状況等を報告するとともに、東京都、防災関係機関等との連携の下、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

第2節 交通規制

1 交通規制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 交通規制	地域安全対策課、【府中警察署】

市は、府中警察署と連携し、大規模事故発生地域への車両などの流入を抑制するとともに、近隣区市町に通ずる国道その他の幹線道路については、隣接警察本部と連携を密にし、一般車両のう回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。

府中警察署は、危険箇所の標示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、危険物事故地及びその周辺における円滑かつ安全な交通に努める。

2 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	防災危機管理課、地域安全対策課

市は、東京都と連携し、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

第3節 応急活動

1 救助・救急活動

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 救助・救急活動	【府中消防署】

府中消防署は、防災関係機関と協力し、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、人命救助が必要なときは救助・救急活動を行い、救出された被災者を医療機関へ搬送する。

2 消火活動

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 消火活動	防災危機管理課、【府中消防署、府中市消防団】

府中消防署及び施設管理者等は、大規模事故に係る火災の状況を速やかに把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

市は、大規模火災発生時には、市民の生命及び身体 の安全確保に努めるため、必要に応じて消防法第28条第1項に基づく消防警戒区域の設定等の措置を講じる。

消防団は、消防署隊と連携し現場の状況に応じて必要な任務を遂行する。

3 航空機事故

航空機事故時、各関係機関は、被災者の救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。

3-1 東京消防庁

東京国際空港外（市街地等）の事故の場合、東京消防庁の大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。

3-2 東京都及び防災関係機関

米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、関係防災機関は、米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱により活動を行う。

事故・災害時の応急連絡は、次のとおりである。

(1) 緊急連絡通報

航空機事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。

- ・事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- ・事故発生の日時、場所
- ・事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- ・その他必要事項

(2) 現地連絡所等の設置

航空機事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により現地連絡所等を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。

米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。

この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

資料編「1－15」

4 鉄道事故

鉄道事故時、鉄道事業者は、被災者の救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。

4－1 東日本旅客鉄道㈱

(1) 本部等の設置・運営

事故等が発生した場合、災害に対応するための本部等防災組織を、本局、本社等に設置し、また、事故発生現場においても、公設消防隊の設置する現場指揮本部に組織的に参加、協力していくものとする。

(2) 応急措置

鉄道施設において事故等が発生したときの応急措置は、次のとおりとする。

ア 情報の収集

発災時においては、的確な情報の収集を行うとともに、収集した情報を関係機関に提供するものとする。

イ 消防機関等への出動要請

事故等を覚知したときは、事故の態様等を確認し、速やかに消防機関等に対し、救急・消火活動について出動要請を行うものとする。

ウ 後続列車等の停止措置

二次的被害を防止するため、後続列車等について適切な停止措置を行い、また、輸送指令長、運輸司令長、運転司令長等に連絡するものとする。

エ 自衛消防隊による応急活動

消防機関等の到着以前にあつては、自衛消防隊等により応急救急及び初期消火活動を行うものとする。なお、自衛消防隊は、消防機関の到着後その指導により、応急活動を行うものとする。

オ 乗客等の避難誘導

乗客等の避難については、対向列車等の進行、架線の切断箇所等注意到意し、安全な場所に誘導するものとする。

カ 乗客等に対する広報等

乗客等に対し、事故の態様、被害の状況、今後とすべき措置等の広報を行い、動揺、混乱等の発生を防止する。

キ 運行中の火災等発生時の留意事項

運行中に火災等の発生を覚知したときは、乗務員は速やかに停止措置をとるものとするが、トンネル内、橋りょう上等の場合は、できる限り安全な場所まで走行し、停車させるものとする。

4-2 日本貨物鉄道㈱

危険品積タンク車等の緊急措置は、危険品貨物異常時応急処理ハンドブックによって行うものとする。そのほか、日本貨物鉄道㈱の管轄現業機関の長は、危険品積タンク車の事故が発生し、貨物の漏えいその他による火災、爆発、中毒又はそのおそれのあるとき、次の措置をとる。

(1) 通報

速報、連絡系統図によって府中消防署、府中警視署に通報するとともに関係業務機関及び協力化学企業等に対して速やかに次の事項を通報する。

- ・事故発生場所及び発生の時刻
- ・貨車種別及び危険品の品名、数、容量
- ・事故車両の状況、危険品の流出、噴出、火災、爆発、中毒の発生危険の有無、又は発生の状況
- ・事故発生場所付近の状況、延焼危険及び住民避難の必要の有無
- ・死傷者発生の状況

(2) 救護

関係の駅区長は、医師及び看護師からなる救護班と救急車の出動を要請するとともに、負傷者を安全な場所に収容して応急手当に当たる。

（３）出火防止

引火性液体、石油類等が流出したときは、土砂等をもって下水及び低地への流入を防止し、周辺の火気使用を禁じるとともに、消火設備を整えて出火に備える。

タンク車が横転又は亀裂などが生じ化成品の流出のおそれがあるときは直ちに連結車両を切り離して安全な箇所に移す。

事故タンク車に残留油のある場合は、消火対策に万全の手配をした後、速やかにタンクローリー車に移し替える等の措置をとる。

（４）避難

可燃性ガス、有毒ガス等が噴出して周辺、風下等に危険発生のおそれあるときは、直ちに危険範囲にある関係者及び住民の避難指示を行う。

（５）危険品の収容措置

危険品積タンク車に事故が発生したときは、出荷企業又は関係者に通報して速やかに応急の措置を講ずるよう要請する。

（６）初期消火

駅区長は、危険品積タンク車その他の事故により火災が発生したときは、自衛消防隊を指揮して流出防止の措置と併せて、公設消防隊が到着するまで消火器、乾燥砂等によって初期消火作業を行うものとする。

（７）隔離

災害を発生した危険品積タンク車両等が運行可能の場合は、切り離して他の安全な場所に隔離する等の措置をとる。

（８）立入の禁止

緊急措置要員のほかは、全て立入りを禁止する。

4－3 京王電鉄㈱

京王電鉄㈱は、大規模事故が発生した場合は、速やかに事故対策本部を設置するとともに、あらかじめ定められている事故連絡体制、動員体制に基づき、人命救助を第一に、被害を最小限に食い止めるよう努める。

速やかに事故状況を把握し、最も安全な方法によって、旅客の避難誘導を行い、死傷者がある場合は、迅速に救出するとともに、輸送（代替、振替を含む。）の確立を図る。

なお、事故発生時に、復旧の迅速を期するため、平常時から応急資機（器）材の整備及び緊急自動車、衛星電話機の配備を行っている。

4－4 西武鉄道㈱

西武鉄道㈱は、事故が発生した場合は、死傷者の救護を最優先に行うとともに、続発事故の防止に万全の措置をとる。

救急措置及び復旧については、迅速かつ的確に対処し、必要と認めたときは、本社に災害対策本部、事故現場に現地復旧部を設置して応急活動に当たる。

5 道路・橋りょう事故

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
5 市	道路課

道路事故時、各道路管理者は、被災者の救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。

5－1 市

市は、所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。

また、事故状況に応じ、東京都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。

事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、東京都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。

5－2 関東地方整備局

関東地方整備局は、所管する道路に関する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。

- ・関係機関への連絡
- ・応急措置・復旧体制の確保
- ・応急・復旧措置の実施

また、事故状況に応じ、東京都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。

5-3 東京都建設局

東京都建設局は、所管する道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講ずる。

- ・関係機関への連絡、調整
- ・応急措置の実施
- ・被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施

5-4 中日本高速道路㈱

中日本高速道路㈱は、所管する道路に関する災害・事故が発生又は発生が予想される場合、中日本高速道路㈱防災業務計画に定める災害応急対策に基づき対策を実施するとともに、関係機関と緊密な情報交換を行うものとする。

6 地下工事事故（ガス工事事故）

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
6-3 市	防災危機管理課

第3部
第7章

ガス工事事故時、各関係機関は、被災者の救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。

6-1 東京ガスグループ

（1）通報連絡等

通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、直ちにガスライト24並びに消防、警察、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況、発生場所、その他必要事項とする。

（2）非常災害対策組織

ガス導管等の事故発生時の体制は、あらかじめ定めた組織による。

なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、ガスライト24では24時間の緊急出動体制を確立している。

（3）事故時の応急措置

消防機関及び警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。

- ・人身災害が発生したときは、直ちに医師又は消防機関に連絡し、適切な措置をとる。
- ・ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。
- ・状況に応じ、メーターガス栓、しゃ断装置等によりガスの供給を停止する。
- ・状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。
- ・状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。ここでは、状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。
- ・復旧のための調査、連絡、修理等を行う。

6-2 警視庁

警視庁は、ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡・通報を行う。

市長が避難の指示をすることができないと認めたとき又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。

避難区域内への車両の交通規制を行う。

避難路の確保及び避難誘導を行う。

6-3 市

市は、事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にするため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。

また、事故状況に応じ、東京都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。

事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼などの被害の拡大により、市民の避難が必要な際は、東京都、警視庁、東京消防庁と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。

7 CBRNE災害

CBRNE災害等の被害を最小限にとどめるため、第2部第8章第6節「CBRNE災害」で定めた計画に基づき、関係防災機関が連携して応急対策を行う。

なお、東京都総務局においては関係防災機関と情報連絡を密に行うとともに、多摩府中保健所においても地域関係機関と現地調整所を設置し、関係機関と連携して応急対策を実施する。

第8章 火山噴火降灰による応急対策

第1節 初動体制

1 初動体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 初動体制	防災危機管理課

市は、火山災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行い、動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講ずる。

第2節 交通規制

1 交通規制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 交通規制	地域安全対策課、【府中警察署】

降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等の急増が予想されることから、市及び府中警察署は、降灰による視界不良が解消されるまでの間、道路交通の安全を確保するため交通規制を実施する。

2 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	防災危機管理課、地域安全対策課、道路課

市は、東京都と連携し、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

また、緊急輸送路の降灰を優先的に撤去する。

第3節 応急活動

1 災害情報の収集・連絡

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 災害情報の収集・連絡	秘書広報課、防災危機管理課

市は、火山災害発生と同時に、的確な情報収集を速やかに行い、市民に対して、必要な安全対策の措置等について広報を実施する。

2 災害発生による被害情報の収集・連絡

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 災害発生による被害情報の収集・連絡	防災危機管理課、東京都市整備部各課

市は、火山災害が発生したときは、人的被害の状況、建築物等の被害、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに東京都へ報告する。

3 応急対策活動情報の連絡

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 応急対策活動情報の連絡	防災危機管理課

市は、東京都に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

4 東京都への報告

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
4 東京都への報告	防災危機管理課

市は、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム（DIS）等を利用し、東京都に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行う。

5 交通機関の応急活動

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
5－1 道路	道路課、【道路管理者】
5－2 鉄道	【鉄道事業者】

5－1 道路

降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は、速やかに被害状況を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

5－2 鉄道

降灰により、鉄軌道、踏切、その他の鉄道施設が被害を受けた場合、鉄道事業者は、速やかに被害状況を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

6 火山灰の収集及び運搬

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
6 火山灰の収集及び運搬	道路課

火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとする。

火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努める。

宅地等に降った火山灰は、市が運搬し、宅地以外に降った火山灰の収集及び運搬については、各施設管理者が行うものとする。

第9章 避難者対策

第1節 避難指示

1 避難指示

避難のための立ち退き指示の基準は、原則として次のとおりとする。

- ・火災が拡大するおそれがあるとき。
- ・爆発のおそれがあるとき。
- ・危険物、高圧ガス等の流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき。
- ・その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき。

【避難指示者】

機関名	内容
市	・市内及び市外近隣域において危険が切迫した場合には、市長は、避難対象地域、避難先を定めて避難の指示を行う。この場合、市長は速やかに都知事に報告する。 ・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
東京都	・都知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。
警視庁	・現地において、著しく危険が迫っており、市長が避難の指示を発するいとまがないと認めるとき、又は市長から要請があった場合は、警察官が直接市民に避難を指示する。この場合警察官は府中警察署を通じ、直ちに市長に通知する。

第2節 避難誘導

1 市の役割

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 市の役割	防災危機管理課

市は、避難の指示をした場合、市は、府中警察署、府中消防署の協力を得て、避難所に誘導する。

この場合、市は避難所等に職員を派遣し、又は避難所等の管理責任者と連絡を密にして避難所等の開設を円滑に行えるようにする。

2 府中警察署の役割

避難の指示が出された場合に、府中警察署は、市に協力して避難所に誘導し、収容する。避難路等の要点に誘導員を配置するなどして避難誘導に当たる。また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。避難の指示に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。

第3節 指定緊急避難所等の確保・周知

1 指定緊急避難場所等の確保・周知

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 指定緊急避難場所等の確保・周知	防災危機管理課

市は、次のとおり指定緊急避難場所の確保、周知に努める。

- ・災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定
- ・指定緊急避難場所等の住民への周知
- ・指定緊急避難場所等の安全性確保
- ・指定緊急避難場所等使用に関する他の区市町村との調整
- ・災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、市民等に対して周知徹底を図るものとする。
- ・指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

第4節 避難所の開設・運営

1 避難所の開設等

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 避難所の事前指定	防災危機管理課
1-2 避難所の開設	地域コミュニティ課、文化スポーツ部各課、教育部各課
1-3 福祉避難所の開設	高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課

1-1 避難所の事前指定

市は、次のとおり避難所を事前に指定する。

ア 本計画において、あらかじめ避難所（福祉避難所を含む。）を指定し、市民に周知しておく。

イ 指定した避難所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、東京都に報告する。

ウ 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

- ・耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（市立小・中学校、文化センター等）を利用する。
- ・災害対策基本法施行令第20条の6に掲げる指定避難所の基準に沿ったものとする。

エ 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、また、消防用設備等の点検を確実に行う等、計画的に安全を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。

オ 地域内の市立小・中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資機（器）材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。

カ 新たな感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携しておくとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

キ 避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

1-2 避難所の開設

市は、次のとおり避難所を開設する。

- ・避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、東京都福祉局及び府中警察署、府中消防署等関係機関に報告する。

- ・東京都福祉局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。
- ・避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- ・管理責任者は、管理運営に際して、多様な性の在り方、要配慮者の視点に配慮する。
- ・避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。
- ・避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入施設を開設する。
- ・野外に受入施設を開設した場合の東京都福祉局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- ・野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、東京都福祉局に調達を依頼する。
- ・野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅等が供与されるまでの間とする。

1-3 福祉避難所の開設

市は、次のとおり福祉避難所を開設する。

- ・自宅や避難所で生活している要配慮者（高齢者・障害者・難病患者・妊産婦・乳幼児等）に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定しておく。
- ・福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えてバリアフリーを備えた建物を利用する。
- ・福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、東京都福祉局及び府中警察署、府中消防署等の関係機関に連絡する。
- ・福祉避難所、社会福祉施設において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。

2 避難所の管理運営

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 避難所の管理運営	地域コミュニティ課、文化スポーツ部各課、福祉保健部各課、教育部各課

市は、次のとおり避難所の管理運営を行う。

- ・避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に避難所管理運営マニュアルを作成する。
- ・可能な限り町会又は自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成し、受け入れる。
- ・避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット・FAX等の整備を行う。
- ・避難所の運営に当たって、ボランティアの協力が必要な場合、東京都にボランティア派遣を要請する。
- ・避難所の生活環境の確保に当たって、衛生管理を適切に実施するため、必要な措置を講ずる。
- ・被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

3 避難者の他地区への移送

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 避難者の他地区への移送	防災危機管理課

市は、必要と認めるときは、次のとおり被災者を他地区へ移送する。

- ・市長は、避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（東京都災害対策本部）に要請する。
- ・市長は、被災者の他地区への移送を要請した場合、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。
- ・市長は、東京都から被災者の受入れを指示された場合、受入体制を整備する。
- ・移送された被災者の避難所の運営は、原則として受入側の区市町村が行い、移送元である市は運営に積極的に協力する。

4 衛生管理

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
4-1 飲料水の安全確保	地域コミュニティ課、文化スポーツ部各課、福祉保健部各課、教育部各課
4-2 食品の安全確保	地域コミュニティ課、文化スポーツ部各課、福祉保健部各課、教育部各課
4-3 衛生管理対策支援	【東京都福祉局、東京都保健医療局】
4-4 公衆浴場等の確保	防災危機管理課

4-1 飲料水の安全確保

避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて、飲用に供する水の消毒を行う。

市は、環境衛生指導班を編成し、それ以後の消毒について、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

4-2 食品の安全確保

市は、多摩府中保健所と連携し、必要に応じて、食品衛生指導班を編成するなどして、特に避難所における食中毒の発生を防止するとともに食料等の安全確保を図る。また、東京都と連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

- ・避難所における食品取扱管理者の設置・促進等、食品衛生管理体制の確立
- ・食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- ・手洗いの励行
- ・調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- ・残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- ・情報提供
- ・殺菌及び消毒剤の適切な使用
- ・乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

4-3 衛生管理対策支援

東京都は、避難所の過密状況や衛生状態等に関する情報を集約し、市に提供することにより、避難所間及び各区市町村間の適切な受入体制等が確保できるよう支援する。

また、市に対して、避難所内外におけるごみ保管場所等の適正管理、飲料水の衛生及び衛生的な室内環境の保持等に関する具体的な方法や衛生管理体制についての助

言・指導を行う。

4-4 公衆浴場等の確保

市は、保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。

避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め、避難所の衛生管理を支援する。

第5節 要配慮者の安全確保

高齢者・障害者・難病患者・乳幼児・妊産婦等の要配慮者の安全確保については、市の防災担当部門と福祉・保健担当部門、東京消防庁が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実などに努める。

東京都は、広域的な立場から要配慮者の安全体制の確保、社会福祉施設等の安全対策等、要配慮者の安全確保を図る。

市は、要配慮者への避難支援対策と、高齢者等避難及び避難指示の迅速・確実な伝達体制を整備する。

1 地域における安全体制の確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 要配慮者対策の普及啓発	防災危機管理課、高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課、【東京都福祉局】
1-2 避難支援の取組の強化	防災危機管理課、高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課、健康推進課、保育支援課、児童青少年課、【東京都福祉局】
1-3 防災行動力の向上	防災危機管理課
1-4 避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導体制の整備	防災危機管理課、高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課

1-1 要配慮者対策の普及啓発

東京都は、要配慮者対策に係る指針を作成・改訂するなど、市と連携した要配慮者の安全確保に努める。

市は、東京都の作成した指針を参考に、地域の実情に応じたマニュアルを作成し、防災知識等の普及啓発に努める。

1-2 避難支援の取組の強化

東京都は、要配慮者対策に係る指針に基づき、要配慮者の把握や個別避難計画の作成、避難生活等における要配慮者等のニーズに対応した対策を働き掛けるなど、市における要配慮者対策の強化を支援する。

特に在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針などを活用し、区市町村における災害時個別支援計画の作成を支援するなど、災害時対策の強化を図る。

1-3 防災行動力の向上

市は、東京都と協働して、自主防災組織を中心とした要配慮者に対する災害対応訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

1-4 避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導体制の整備

市長は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、避難行動要支援者名簿を作成することが義務付けられた。市は次の記載事項を踏まえ、避難行動要支援者名簿を作成する。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・避難支援等の実施に関し区市町村長が必要と認める事項

避難行動要支援者名簿の作成及び活用に当たっては、内閣府が作成した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を参考にし、迅速かつ円滑な避難誘導体制の整備を推進する。

作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、本計画の定めるところにより、消防署、警察署、民生委員等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、措置を講ずる。

2 要配慮者の安全対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 福祉避難所の活用	防災危機管理課、高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課
2-2 医療等の体制	防災危機管理課、健康推進課
2-3 食料等の確保	防災危機管理課
2-4 福祉機器等の確保	防災危機管理課、【東京都福祉局】

2-1 福祉避難所の活用

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

2-2 医療等の体制

透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、東京都は、情報の収集や提供を行い、東京都内の市町村、関係機関及び近県等との連携による医療体制の強化に努める。

市の編成する保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、東京都災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）によるメンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

2-3 食料等の確保

市は、クラッカー、アルファ化米（五目ごはん等）のほか、おかゆ（アルファ化米）やアレルギー対応食等を確保し、要配慮者等に配慮した食料の供給を図る。

被災乳幼児（2歳未満）用として必要な粉ミルクについて、災害発生後の最初の3日分は市で対応し、東京都は広域的見地から区市町村を補完するため、以後の4日分を備蓄する。

2-4 福祉機器等の確保

市は、要配慮者が避難所等で生活する上で必要な福祉機器の確保に努める。

東京都は、福祉機器の調達先及び輸送体制等について、連絡調整を図る。

第10章 帰宅困難者対策

第1節 基本的方針

1 基本的方針

大規模事故災害が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設など、市内において混乱が予想される。一方、帰宅困難者による混乱が最も懸念される発災直後は、救出救助活動や人命救助活動等を最優先として市の資源を振り向けていく必要がある。

また、大勢が一斉に動くことによる群集事故や、新たな事故等による二次災害の危険性など、帰宅困難者自身の安全が脅かされるおそれと考えられる。

このようなことから、公助に限らず民間事業者や学校などにおいて、自助と共助が連携した総合的な取組が必要になる。

例えば、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者自身の安全を確保しながら社会としての混乱を防止する必要がある。

本章では、大規模事故災害が発生した場合における帰宅困難者についての対策を示すとともに、行政機関だけではなく市民、事業者、学校など社会全体で連携して取組を進めることにより、駅周辺を始めとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現することを目標とする。

第2節 事業所等における帰宅困難者対策

1 事業所等における帰宅困難者対策

項目	担当する主な機関【防災関係機関】
1－1 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ	防災危機管理課
1－6 学校等における対策	教育部各課

1－1 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

市は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設等や市の一時滞在施設に対して開設要請を行う。

施設の開設要請後は、施設管理者又は市が、東京都災害情報システム（DIS）又は帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告する。

施設管理者は、発災時の国や東京都の一斉帰宅抑制の呼び掛け、あるいは所在地の区市町村からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行

政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。

また、公表されている一時滞在施設の開設が困難な場合は、施設管理者は、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

1-2 事業所による従業員等の施設内待機

従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。

国や東京都の一斉帰宅抑制の呼び掛け等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。

来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

1-3 施設内に待機できない場合の対応

建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設、避難所等の開設情報等を基に、一時滞在施設、避難所等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

1-4 防災活動への参加

事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。

1-5 情報提供体制の確保

事業所は、発災時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、市、東京都、国は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携・協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

1-6 学校等における対策

学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて、備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定めてある手段により保護者へ連絡する。

第3節 大規模集客施設や駅等における利用者保護

1 初動対応

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 初動対応	秘書広報課、防災危機管理課

市は、発災直後から、東京都内の滞留者に対し報道機関やSNS等を活用するなどして、なるべく迅速に安全確保のための行動を呼び掛ける。

東京都内滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜東京都災害情報システム（DIS）等で共有する。

公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や東京都、区市町村や交通事業者が連携して情報を共有し、市内滞留者へ適切に発信する。

2 集客施設及び駅等における利用者保護

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-3 駅利用者に対する情報提供	秘書広報課

2-1 施設の安全性の確認

事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。

国や東京都の一斉帰宅抑制の呼び掛け等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。

安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。

2-2 一時滞在施設への誘導等

（1）事業者等による案内又は誘導

保護した利用者については、市や関係機関との連携の下、事業者等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。

（2）一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合

災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、市や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ、可能な限り待機中の施設又は隣接

施設の協力を得て、帰宅が可能になるまでの間、当該施設が一時滞在施設となることも想定する。さらに、利用者を保護した施設が一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受入れについても検討する。

（３）建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応

事業者は、建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。

（４）要配慮者への対応

利用者保護に当たって、事業者は、市や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者のニーズに対応する。

（５）利用者に対する情報提供

事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特性や状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行う。

2-3 駅利用者に対する情報提供

発災時に、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人々が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の公助には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る必要がある。

市は、あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築する。また、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNSなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。適宜、報道機関とも連携して取り組む。

鉄道事業者は、駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から安全な場所までの情報を提供する。また、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。

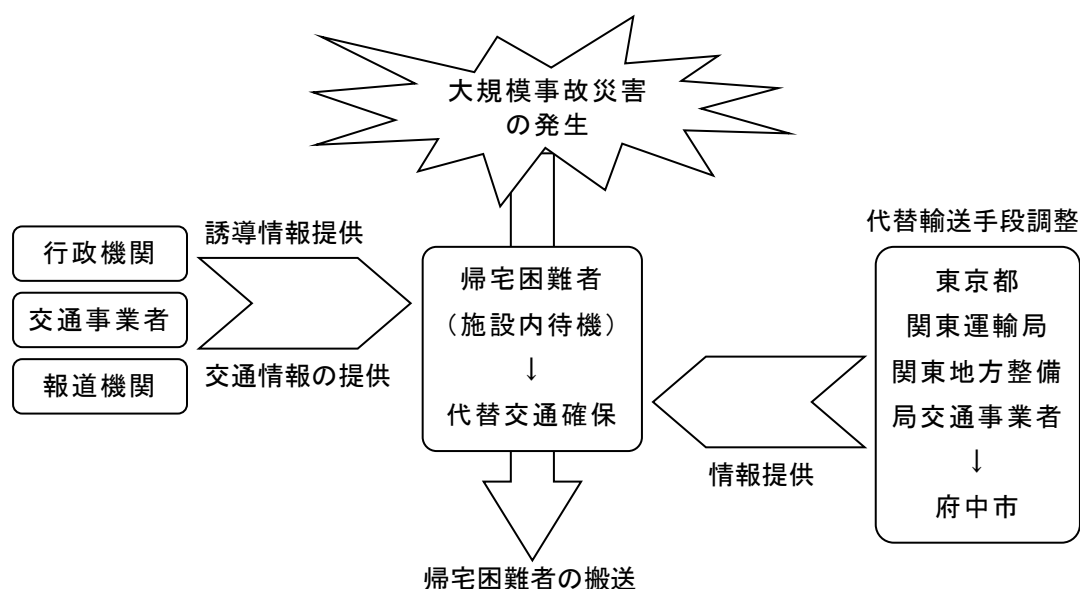
第4節 徒歩帰宅者への支援

1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-2 鉄道運行状況等の提供	【鉄道事業者、バス事業者、放送事業者】
1-3 代替輸送手段の確保	防災危機管理課、計画課、【東京都総務局】

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、大規模事故災害発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後、順次帰宅することを想定している。一方、混乱が収拾して鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、とどまっていた帰宅困難者が駅などに集中し、再度混乱が生じさせるおそれがある。

こうした帰宅の集中を避けるため、関係機関や事業者が連携して情報を収集し、安全な帰宅が実現できるよう対応する必要がある。さらに、混乱が収拾して帰宅が可能な状況になったとしても、特に長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者等に対しては、優先的に代替輸送機関による搬送が必要となる可能性がある。



【安全な帰宅のための業務手順】

1-1 帰宅ルールの周知・運用

事業者は、従業員を帰宅させるに際しては、様々な災害関連情報を従業員に提供し、事前に策定した従業員の安全な帰宅のためのルールに基づき実施するよう留意する。特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず少しずつ分散させるなど呼び掛けるようにする。

事業所防災リーダーは、事業所防災リーダーシステムを通じて東京都から発信される情報等も参考に、帰宅方法を従業員等に周知する。

1-2 鉄道運行状況等の提供

市は、東京都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を東京都や報道機関に提供する。国土交通省の大阪北部地震における運転再開等に係る対応に関する連絡会議の結果を踏まえ、運転再開までの対応や利用者への情報提供などについて検討し、見直しが必要な事項については、各事業者の防災計画を改訂するなどして対応する。

バス事業者は、運行状況、鉄道への乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を東京都や報道機関に提供する。

報道機関は、行政機関や交通機関等からの情報について、市民・事業者に提供する。

1-3 代替輸送手段の確保

市は、東京都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導して、帰宅を支援する。

東京都は、バスによる代替輸送手段を確保する。

バス事業者は、運行状況、鉄道への乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を東京都や報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。

2 徒歩帰宅者の支援

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 徒歩帰宅者の支援	秘書広報課、防災危機管理課

帰宅困難者が帰宅するに当たって、交通機関の輸送力には限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。

市は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。

府中警察署は、交通規制資機（器）材を活用した誘導路の確保等を行うとともに、被

害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。

事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から段階的に帰宅させることも検討する。

事業者等においては、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

資料編「11-7」

第11章 緊急輸送道路・主要道の交通対策

第1節 交通情報の収集・広報

1 交通情報の収集・広報

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 交通情報の収集・広報	防災危機管理課、地域安全対策課、道路課、【東京都建設局、府中警察署、中日本高速道路㈱】

市、東京都、府中警察署、中日本高速道路㈱は、消防、救急活動、市内の交通秩序の維持のため、大規模事故災害の種別、規模、人命の危険及び有害物質の発生の有無、交通規制等の情報を収集する。

また、二次災害の防止や緊急輸送道路の確保のために実施した交通規制等の情報について、整備する手段を用いて迅速かつ正確に広報を行う。

第2節 輸送路の確保

1 交通規制等

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 交通規制等	財産活用課、防災危機管理課、地域安全対策課、道路課、【警視庁、府中警察署】

警視庁は、大規模事故による被災状況に応じて、人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員・物資輸送を優先するための交通規制を行う。

また、発災直後は道路交通法に基づく第一次交通規制を実施し、その後、災害対策基本法に基づく第二次交通規制を実施するほか、緊急通行車両の確認を行う。

市及び府中警察署は、大規模事故災害により交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合、又は市内の緊急輸送道路を確保する場合は、必要な交通規制を行う。

2 道路障害物の除去

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 道路障害物の除去	道路課、【道路管理者】

市、東京都、中日本高速道路㈱等の道路管理者は、道路の被災状況や通行可能道路の情報を収集し、降灰等の道路上の障害物の除去等を実施する。

第3節 輸送体制の確保

1 車両の確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 車両の確保	防災危機管理課

市は、大規模事故災害発生時において、被災者の避難のための輸送並びに救助の実施に必要な人員及び救助物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、車両を確保する。

市が所有する車両の全面的な活用を行うとともに、協定を結んでいる輸送業者等に協力を依頼し、輸送力の確保を図る。

2 緊急輸送車両の確認

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 緊急輸送車両の確認	【東京都財務局、警視庁】

交通規制が行われたときは、指定された通行禁止区域、通行制限区域及び緊急交通路において、緊急通行車両及び緊急輸送車両以外の一般の車両の通行が禁止・制限される。

災害応急対策に従事する車両については、災害発生前において、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行（輸送）車両確認証明書の交付を受けた車両を使用する。

3 ヘリコプター離発着場の確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 ヘリコプター離発着場の確保	【東京都総務局】

市は、東京都が指定した医療機関に近接するヘリコプター緊急離着陸場及び災害時臨時離着陸場候補地を確保する。

第12章 救助・救急

第1節 救助・救急体制

事故災害時に人命を守るため、平常時から体制を整備し、発災後には迅速な救助・救急を実施する。事故災害規模等により応援が必要な場合には、自衛隊、広域緊急援助隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）等に要請する。

機関別の活動体制・活動内容は次のとおりである。

1 警視庁

救出・救護は他の活動に優先して行う。

救助した負傷者は、応急措置を施したのち現場救護所や医療機関に引き継ぐ。

救出救助に当たっては、保有する装備資機（器）材を有効に活用するほか、東京都、東京消防庁等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救護の万全を期する。

2 東京消防庁

2-1 活動方針

広域災害又は局地的大災害により多数の負傷者が発生した場合は、初動体制の確立及び関係機関との活動開始後の協力体制を確保し、迅速な救助・救急活動を行う。

2-2 活動体制・内容

災害に対応した救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。

建設資機（器）材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な調達を行う。

活動に当たっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療機関、東京DMAT等と連携し、高度救急資機（器）材を有効に活用して、傷病者の救護に当たる。

救急救命士等の実施するトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。

搬送に際しては、患者等搬送事業者等との連携を図る。

第13章 医療救護対策

第1節 災害医療

1 初動期の医療救護活動

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 初動期の医療救護活動	防災危機管理課、健康推進課
1-2 医療情報の収集伝達体制	防災危機管理課、健康推進課
1-3 医療救護体制	防災危機管理課、健康推進課、【府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会、府中市助産師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部】

1-1 初動期の医療救護活動

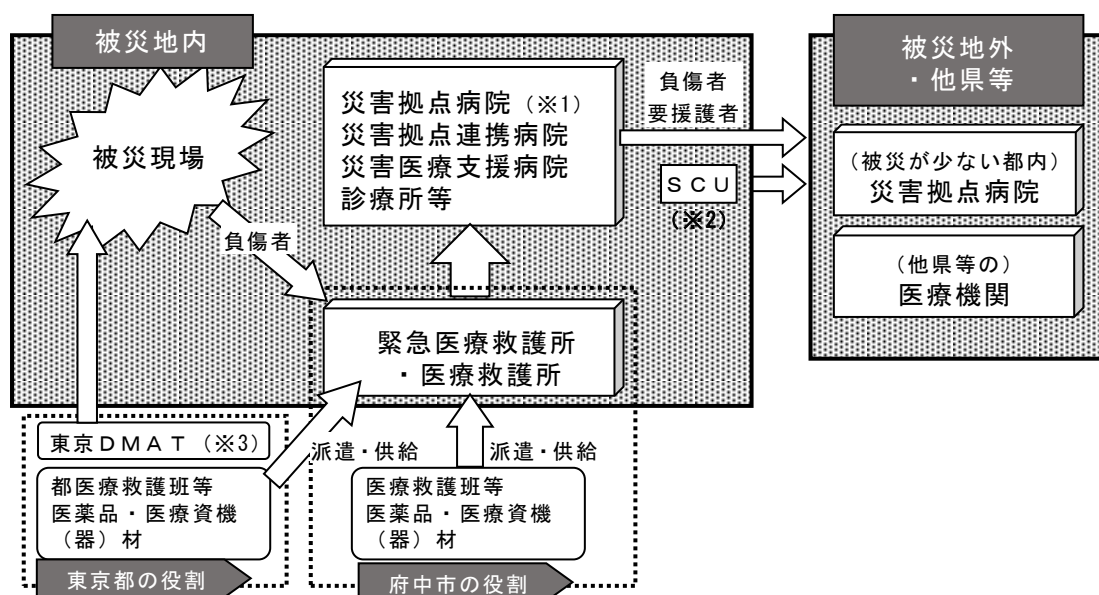
市は、市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整する。避難所等に医療救護所を設置するとともに、災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営する。また、災害薬事センターを設置し、府中市災害薬事コーディネーター（以下「市災害薬事コーディネーター」という。）の管理の下、医薬品供給や薬剤師班派遣を調整する。

その後の状況に応じて、医療救護活動拠点を設置し、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整する。また避難所等において、定点・巡回診療も実施する。

なお、医療救護体制が不足する場合など、市長が必要と認めたときは、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める。

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況



※1 災害拠点病院・災害拠点連携病院・災害医療支援病院

災害拠点病院は、重症者を受け入れる。

災害拠点連携病院は主に中等症者を受け入れる。

災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

※2 航空搬送拠点臨時医療施設 (SCU: エスシーユー)

Staging Care Unitの略で、広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。

※3 東京DMAT (東京Disaster Medical Assistance Team: ディーマット)

大規模事故などの都市型災害が発生した場合や大規模地震などの自然災害時に出場し、災害現場で東京消防庁と連携して多数傷病者等に対する救命処置等を行う災害医療派遣チームである。

【災害時医療救護の流れ】

1-2 医療情報の収集伝達体制

(1) 機関別活動

市は、医療救護活動拠点において、府中市医師会、市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、東京都が設置する東京都立多摩総合医療センター内に設置される医療対策拠点（※）に報告する。

※ 医療対策拠点

東京都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等に設置し、圏域内の区市町村から情報収集を行い、東京都地域災害医療コーディネーターと共に医療救護活動の統括・調整を行う場所である。

【機関別の情報収集方法】

区分	収集方法
災害拠点病院	市及び医療対策拠点が、東京都防災行政無線及び広域災害救急医療情報システム等により収集する。
上記以外の病院	市が、広域災害救急医療情報システム等を用いながら、医師会等の協力を得て収集する。
診療所、歯科診療所及び薬局	市が、保健所、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等の協力を得て収集する。

（２）市民への情報提供

医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を市民に広報する。

東京都保健医療情報センター（ひまわり）の体制・機能を活用し、市が医療機関の被災状況を踏まえた医療機関案内等の問合せに、電話等により対応する。

1－3 医療救護体制

（１）医療救護班の派遣要請

市は、災害時の医療救護が必要な場合には、災害時の医療救護活動についての協定に基づき、府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会及び東京都柔道整復師会武蔵野支部に、医療救護班の派遣を要請する。

資料編「協定 11－1、11－2、11－4、11－5」

（２）医療救護対策本部の設置

府中市医師会及び府中市歯科医師会は、市から医療救護班の派遣要請があった場合、これに対応するため、市災害医療コーディネーターと連携し、速やかに医療救護対策本部（以下「救護本部」という。）を医師会館内に設置する。

（３）医療救護班の出動

救護本部長は、災害の規模に応じて、医療救護班を編成・出動させる。

医療救護班は、交通が途絶状態にあるときでも、可能な方法を用いて迅速に出動し、市が設置した医療救護所等において医療救護活動を実施する。被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地な

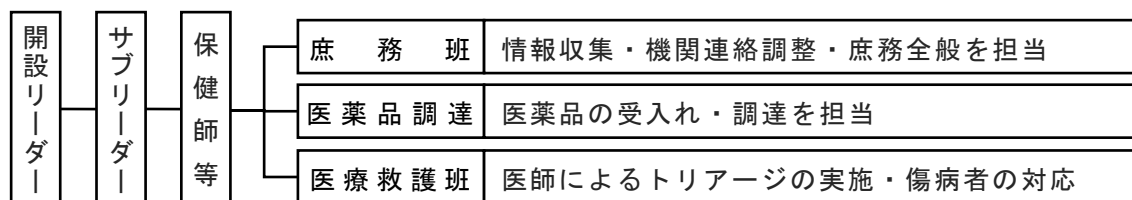
どに設置する緊急医療救護所を中心とし、その後は、避難所等における医療救護所を中心とする。

【機関別の医療救護活動の内容】

区分	活動場所	内 容
医師会 現場救護班	・緊急医療救護所	・傷病者に対するトリアージ ・傷病者に対する応急処置 ・災害拠点病院等への転送の可否及び転送順位の決定（※） ※ 重傷者は直接救急車により災害拠点病院等へ搬送、中等症者は災害拠点連携病院等へ搬送、軽症者は原則として緊急医療救護所へ誘導する。 ・搬送困難な患者、軽症患者等に対する医療 ・死亡の確認及び遺体の検案への協力
医師会 助産師会 避難所医療救護所救護班	・避難所医療救護所	・傷病者に対するトリアージ ・傷病者に対する応急処置 ・負傷者等の確認、カルテ作成 ・災害拠点連携病院、災害拠点病院への転送可否の決定 ・必要な記録の調整 ・助産救護 ・精神相談
歯科医師会 救護班	・緊急医療救護所 ・避難所医療救護所	・医師会と連携した傷病者に対するトリアージの協力、傷病者に対する応急処置 ・歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ・災害拠点病院等への転送の可否及び転送順位の決定 ・避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ・検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師会 救護班	・災害薬事センター (府中市保健センター) ・避難所医療救護所	・避難所医療救護所及び災害薬事センター（府中市保健センター）等における医薬品の仕分け、管理及び受発注 ・避難所医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ・医師会と連携した傷病者に対するトリアージの協力 ・一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ・避難所の衛生管理・防疫対策への協力

（４）避難所医療救護所の設置

府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会、府中市助産師会及び東京都柔道整復師会武蔵野支部は、医療救護班の派遣体制が整い次第、避難所、文化センター及び保健センターから設置場所を選定し、避難所医療救護所を設置する。



【避難所医療救護所の構成イメージ】

2 負傷者等の搬送体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2－1 負傷者の搬送	防災危機管理課、健康推進課、【府中消防署】
2－2 医療スタッフの搬送	防災危機管理課、健康推進課

2－1 負傷者の搬送

負傷者の搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは市が対応し、医療救護所から災害拠点病院等の医療機関までは東京都及び市が対応する。

医療救護所の開設リーダーは、負傷者等のうち災害拠点病院等の医療機関に収容する必要のあるものが発生した場合は、市に搬送を要請する。医療機関や医療救護所で対応できない重症者は、日本DMATなどの医療従事者による医療搬送を中心とする。

- ・市は、府中消防署に搬送を要請する。府中消防署は被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確保する。負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、東京都保健医療局と連携して行う。
- ・市は、道路事情等により陸上輸送が困難な場合は、警察関係機関に道路啓開措置を要請するほか、状況に応じて、市有車両又は医療救護班の車両、担架の使用を検討する。

2－2 医療スタッフの搬送

市が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が対応する。東京都医療救護班等の搬送に当たっては、既に締結している関係機関との協定に基づき、

バス、船舶、トラック等を活用する。

3 医薬品・医療資機（器）材の確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3－1 使用する医薬品等の調達	防災危機管理課、健康推進課
3－2 災害薬事センターの設置	防災危機管理課、健康推進課
3－3 災害薬事コーディネーターの業務	【府中市薬剤師会】
3－4 医薬品等の搬送	健康推進課

3－1 使用する医薬品等の調達

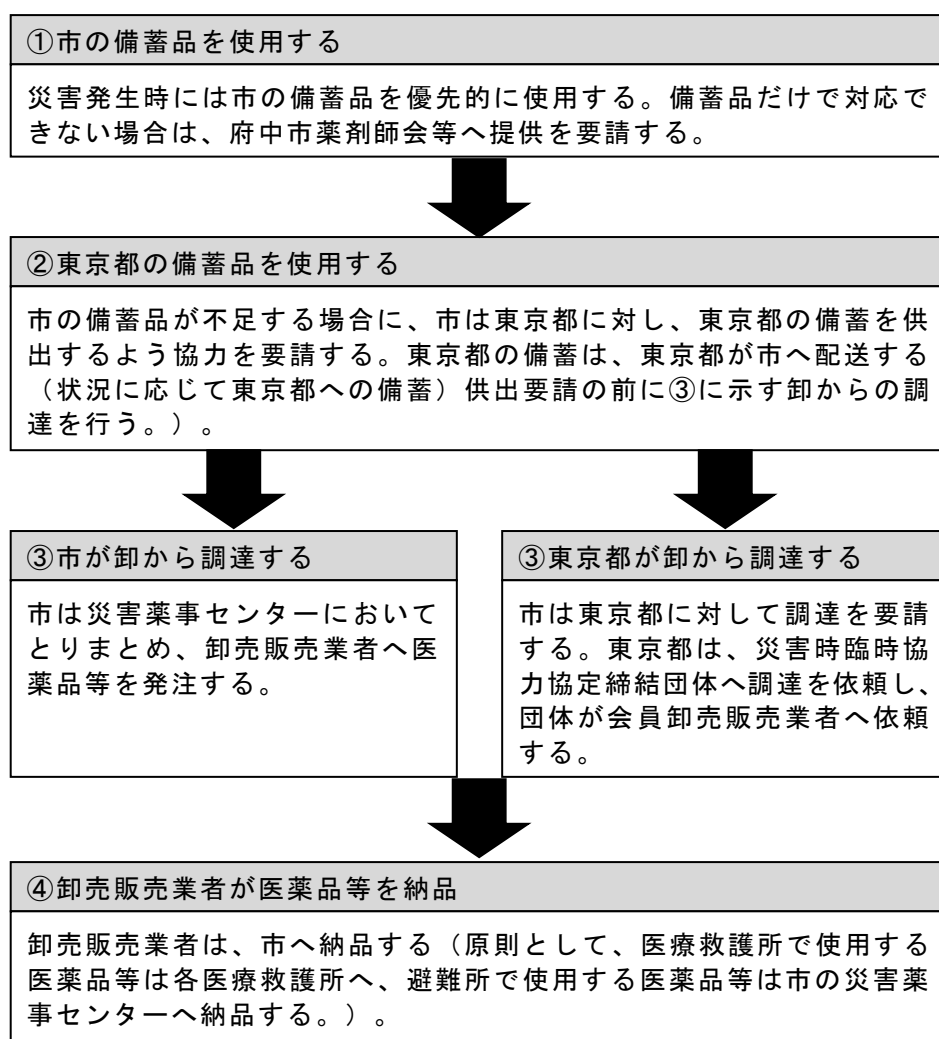
医療・助産救護に要する医薬品、医療資機（器）材は、市の備蓄する医薬品等（市と医師会、薬剤師会等が協議し選定した物等）を使用し救護活動を行う。

医療救護所や避難所等において、市の備蓄が不足する場合には、災害時における応急医薬品等の調達に関する協定に基づき、市は、府中市薬剤師会に対し調達を要請する。それでもなお不足する場合は、東京都に対し、東京都の備蓄を供出するよう協力を要請する。その際、東京都の備蓄は、東京都から市に配送される。

また、市及び東京都の備蓄及び府中市薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、地区薬剤師会と協議の上、医薬品等の卸売販売業者に発注して調達する。市が自ら調達を行うことが不可能な場合には、東京都保健医療局へ調達を要請する。

医療救護班が使用する医薬品等の備蓄量は初動期の分とし、それ以降は災害薬事センターの設置による供給体制を確保する等、医薬品等の備蓄・供給体制の充実強化を図る。

資料編「協定 11－5」



【市が使用する医薬品等の調達手順】

3-2 災害薬事センターの設置

災害薬事センターは、被災地内における医薬品、医療器具、衛生材料等の供給拠点として、医薬品等に関する情報の収集及び発信を行うとともに、各医療救護所等からの要請に基づき、卸売販売業者へ発注を行い、医薬品等を迅速に供給する。

市は、府中市薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる災害薬事センターを発災後速やかに保健センターに設置する。

市災害薬事コーディネーターは、市薬剤師会から選任し、市災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

3-3 災害薬事コーディネーターの業務

市災害薬事コーディネーターは、市災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。

- ・医薬品等の管理に関する調整業務：救護所等で必要になる医薬品等の需給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等
- ・薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等
- ・薬事関係者の調整業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握、薬事関係者の調整等

3-4 医薬品等の搬送

医薬品等の市内搬送は、医療救護所の開設時又は医療救護班から搬送要請があったときに、市が関係機関との連携により行う。

第2節 防疫、保健衛生及び動物愛護

1 防疫体制の確立

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 防疫体制の確立	健康推進課

市は、多摩府中保健所と連携して、所属職員や他自治体の応援職員等の中から、必要に応じ、防疫班、消毒班、保健活動班、食品衛生指導班及び環境衛生指導班を編成（又は担当者を配置）して、生活衛生を保全するための防疫活動を実施する。

【班別役割分担】

班名	担当	役割
防疫班	市	・健康調査及び健康相談 ・避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 ・感染症予防のための広報及び健康指導 ・避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
消毒班	市	・患者発生時の消毒（指導） ・避難所の消毒の実施及び指導
保健活動班	市	・健康調査及び健康相談の実施 ・広報及び健康指導
食品衛生指導班	保健所 市	・炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ・食品集積所の衛生確保 ・避難所の食品衛生指導 ・その他食品に起因する危害発生の防止 ・食中毒発生時の対応 ・避難所における食品取扱管理者の設置・設置促進等の食品衛生管理体制の確立 ・食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ・手洗いの励行 ・調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ・残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ・情報提供 ・殺菌、消毒剤の調整
環境衛生指導班	保健所 市	・飲料水の塩素による消毒の確認 ・市民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ・市民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 ・避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 ・避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ・避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導

2 感染症対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 感染症対策	防災危機管理課、健康推進課、【多摩府中保健所】

一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、東京都保健医療局と東京都保健所、特別区保健所及び政令市保健所の連携により、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保が行われる。

市は、多摩府中保健所と連携して、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。また、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

市は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

3 保健衛生体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3-1 保健活動	防災危機管理課、健康推進課、【多摩府中保健所】
3-2 精神保健医療の確保	健康推進課、【多摩府中保健所】

3-1 保健活動

市は、巡回健康相談等を行うため、保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。市単独では対応が困難な場合は、東京都に応援要請を行うほか、各区市町村が独自に他道府県市等と結ぶ応援協定に基づき、保健活動班の派遣を要請する。

保健活動班は、環境衛生指導班や食品衛生指導班、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行うほか、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動等を行う。

市は、多摩府中保健所と連携して、派遣職員の受入れ、活動拠点及び移動手段の確保を図る。

3-2 精神保健医療の確保

市は、必要に応じて、電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

市は、被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に入れて、多摩府中

保健所とも連携しながら精神保健医療の確保を図り、被災の状況に即して活動する。

精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

4 被災動物に係る対応

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
4 被災動物に係る対応	環境政策課、【東京都保健医療局】

市は、東京都保健医療局が関係団体等と協力して設置する動物救援本部と連携し、被災動物を保護する。

第14章 公共施設等の応急・復旧対策

第1節 電気施設

1 活動体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 活動体制	【電気事業者】

1-1 非常災害対策本部の設置

東京電力グループは、災害が発生したとき、非常災害対策本部を設置する。

夜間・休日等の緊急呼集及び交通機関、通信の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出動方法等について検討し、適切な活動組織を編成する。

施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾン（※）は、相互に連携し活動する。

※ リエゾンとは、災害対策現地情報連絡員のことをいう。

1-2 要員の確保

災害が発生したとき、非常災害対策本部長は、情勢に応じた非常体制を発令する。

非常災害対策本部長は、当該本部編成のため必要とする要員について、その出動を指示する。その他の社員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常の業務に従事する。

非常体制が発令された場合、非常災害対策本部は協力会社に対し、その旨を連絡し、必要があれば直ちに応援を求める。

1-3 情報連絡活動

本部は、現地の実態を速やかに把握するため、第一線機関の動員などにより、確実な被害状況の収集に努める。

2 応急対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 応急対策	【電気事業者】

2-1 資材の調達・輸送

(1) 資材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

- ・第一線機関等相互の流用
- ・本社本部に対する応急資材の請求

(2) 資機（器）材の輸送

非常災害対策用資機（器）材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている輸送会社の車両、船艇等により行う。

輸送力が不足する場合には、他の輸送会社から車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。

(3) 災害時における危険の際の予防措置

事故災害の拡大、二次災害の波及等に伴い防災活動の支障のおそれがあり、警察や消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 災害時における応援の組織・運営

本社本部及び店所本部は、被害が多大な被災地の店所本部及び第一線機関支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他店所本部、支部及び協力会社に、被害、復旧状況を勘案した上、必要な応援要員を要請する。

(5) 応急工事

応急工事の実施に当たっては、原則的に人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる官公庁（署）、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど、災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。

(6) 災害時における電力の融通

各電力会社が策定した災害時連携計画及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、

緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

（７）その他

災害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊が必要と判断した場合には、本社対策本部は自衛隊の派遣を要請する。

なお、この場合の要請は東京都本部を経由して行う。

3 復旧対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 復旧対策	【電気事業者】

本復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないものについては、仮復旧工事を施す。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた復旧順位により実施する。

第2節 ガス施設

1 活動体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 活動体制	【ガス事業者】

東京ガスグループは、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

東京ガスグループ以外の各社も、各社の規定に基づき体制を整える。

2 応急対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 応急対策	【ガス事業者】

2-1 災害時の初動措置

災害時の初動措置は次のとおり行う。

- ・官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報収集

- ・事業所設備等の点検
- ・製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
- ・ガス導管網の地域ブロック化及び被害地区における供給操作
- ・その他、状況に応じた措置

2-2 応急措置

非常事態対策本部の指示に基づき、各社内事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。

施設を点検し、機能及び安全を確認するとともに、必要に応じて調整・修理する。

供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

その他現場の状況により適切な措置を行う。

2-3 資機（器）材等の調達

復旧用の資機（器）材を確認し、調達が必要な場合は、次のいずれかの方法により確保する。

- ・取引先やメーカー等からの調達
- ・各支部間の流用
- ・他ガス事業者からの融通

2-4 車両の確保

本社地区に、緊急車及び工作車を配備しており、常時稼動可能な体制にある。

3 復旧対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 復旧対策	【ガス事業者】

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

第3節 水道施設

1 浄水施設

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 浄水施設	【東京都水道局】

東京都水道局は、復旧に当たり、他施設からのバックアップや配水調整等により、断水区域を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧に努める。

2 配水施設

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 配水施設	【東京都水道局】

東京都水道局は、復旧に当たり、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位を基に、被害の程度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

第4節 下水道施設

1 活動体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 活動体制	下水道課

市は、被害の状況に応じて職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急・復旧活動を行う。

被害が大規模で、復旧に緊急を要する場合に協力を得ることができるよう、市は、府中市管工事協会と応急復旧業務に関する協定を締結している。

2 応急・復旧対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 応急・復旧対策	下水道課

2-1 災害復旧用資機（器）材の整備

市は、迅速に応急措置活動を実施するため、災害復旧用資機（器）材を備蓄する。

また、災害時の応急復旧に関する協定を締結している府中市管工事協会に対し、資機（器）材の備蓄について協力を求める。

2-2 管きょ

市は、管きょの被害に対しては、汚水・雨水の流下及び処理に支障のないよう、迅速に応急措置を講ずる。

工事中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機（器）材の補給を行わせる。

3 復旧計画

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 復旧計画	下水道課

被害が発生したときは主要施設から速やかに復旧を図る。

復旧順序については、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

4 東京都下水道局との協力

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
4 東京都下水道局との協力	下水道課、【東京都下水道局】

東京都下水道局は、必要に応じて市町村への技術支援を実施する。

第5節 通信施設

1 活動体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 活動体制	【通信事業者】

通信事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。

各社の災害対策本部は、被害状況や、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保して応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。

また、東京都本部や国等の関係防災機関との連絡・調整を行う。

2 応急対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 応急対策	【通信事業者】

通信事業者は、災害対策本部の指示の下、災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

3 復旧対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 復旧対策	【通信事業者】

通信事業者は、被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。

応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

第6節 道路交通施設

車両火災等の大規模事故が発生した場合、各道路管理者等は被害状況の調査を行った上、

関係機関と協力し、焼失車両の除去及び道路施設の復旧対策を実施して、交通の回復を図る。

各道路管理者が実施する応急・復旧対策は、次のとおりである。

1 市

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 市	道路課

市は、東京都と連携し、道路の障害物除去及び搬出、応急復旧等を行う。その際は事前に締結した協定を活用し、効率的な復旧に努める。

2 関東地方整備局

関東地方整備局は、パトロールによる巡視結果等を基に、被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能確保に努める。

3 東京都建設局

東京都建設局は、所管する道路において大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講ずる。

- ・関係機関への連絡、調整
- ・応急措置の実施
- ・被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施

4 中日本高速道路㈱

中日本高速道路㈱は、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。

通行止めを実施しているときは、少なくとも、上下車線が分離されている道路にあっては上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあっては1車線を、走行可能な状態に速やかに復旧させる。

第7節 鉄道施設

1 鉄道施設

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
鉄道施設	【鉄道事業者】

衝突、脱線、列車火災等の大規模事故が発生した場合、迅速な復旧対策を実施し、輸送力の早期回復を図る。

鉄道事業者が実施する応急・復旧対策は、次のとおりである。

- ・各鉄道事業者の運行基準に従い、速度規制又は運転中止を行う。
- ・各鉄道事業者は、災害対策本部を設置し、旅客の安全及び運輸の確保に努める。
- ・各鉄道事業者は、負傷者の救護を優先的に行い、必要に応じ、警察及び消防署に出動要請する。
- ・各鉄道事業者は、被害状況を調査し、必要に応じ、迅速かつ適切に復旧作業を行う。

第8節 社会公共施設等

1 各医療機関

施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期す。

2 社会福祉施設等

社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。

利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

施設独自での復旧が困難である場合は、市の福祉関係部署に連絡し援助を要請する。

被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、利用者の安全を確保する。

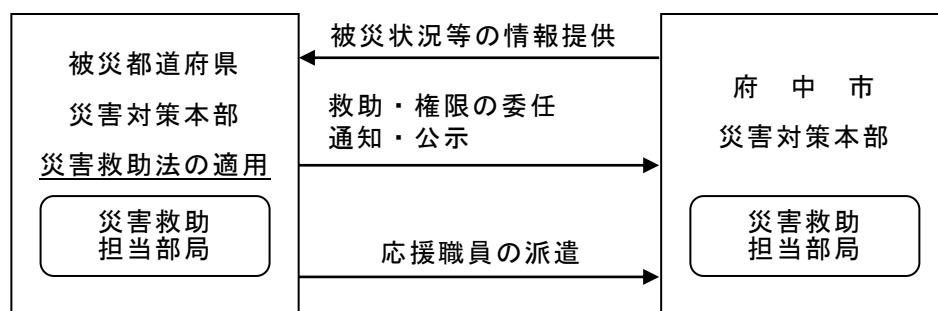
第15章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用

1 基本方針

市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を都知事に報告する。また、災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受ける。

なお、災害救助法に基づき都知事が救助に着手したときは都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。



【災害救助法等の適用手順】

2 災害救助法の適用基準

2-1 災害が発生した段階の適用

災害救助法の適用基準は災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、東京都においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法を適用する。

- ・区市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第1に定める数以上であること。
- ・東京都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第2に定める数以上あって、区市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第3に定める数以上であること。
- ・東京都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第4に定める数以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害に遭った者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- ・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

資料編「2-37」

2-2 災害が発生するおそれがある段階での適用

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、東京都が当該本部の所管区域として告示されたときに、東京都の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用する。

2-3 滅失世帯の算定基準

滅失世帯の算定基準は、次に示すとおりである。

【滅失世帯の算定基準】

滅失世帯の算定	住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。	
住家の滅失等の認定	ア 住家が滅失したもの	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70パーセント以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のもの
	イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの	住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上50パーセント未満のもの。 このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50パーセント以上70パーセント未満、またはその住家の損害割合が40パーセント以上50パーセント未満のものを大規模半壊とし、損壊部分がその住家の延床面積の30パーセント以上50パーセント未満、またはその住家の損害割合が30パーセント以上40パーセント未満のものを中規模半壊とする。
	ウ 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの	損壊部分がその住家の延床面積の10パーセント以上20パーセント未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10パーセント以上20パーセント未満のもの。
	エ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	上記ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
世帯及び住家の単位	・世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 ・住家とは、現実に住居するため使用している者がいる建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。	

3 災害救助法等の適用手続

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 災害救助法等の適用手続	防災危機管理課

3-1 救助の実施機関

市内に災害が発生し、災害救助法の適用基準を越える被害が生じた場合、市長は速やかに災害発生の日時及び場所、並びに災害の原因及び被害の概況を都知事に報告するとともに、災害救助法の適用を要請し、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。

災害救助法で定める救助の実施は都知事が当たることになっているが、都知事がその職権の一部を委任した救助の実施については市長が行う。

3-2 適用手続

(1) 適用要請

災害に際し、市における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を都知事に報告し、災害救助法の適用を都知事に要請する。

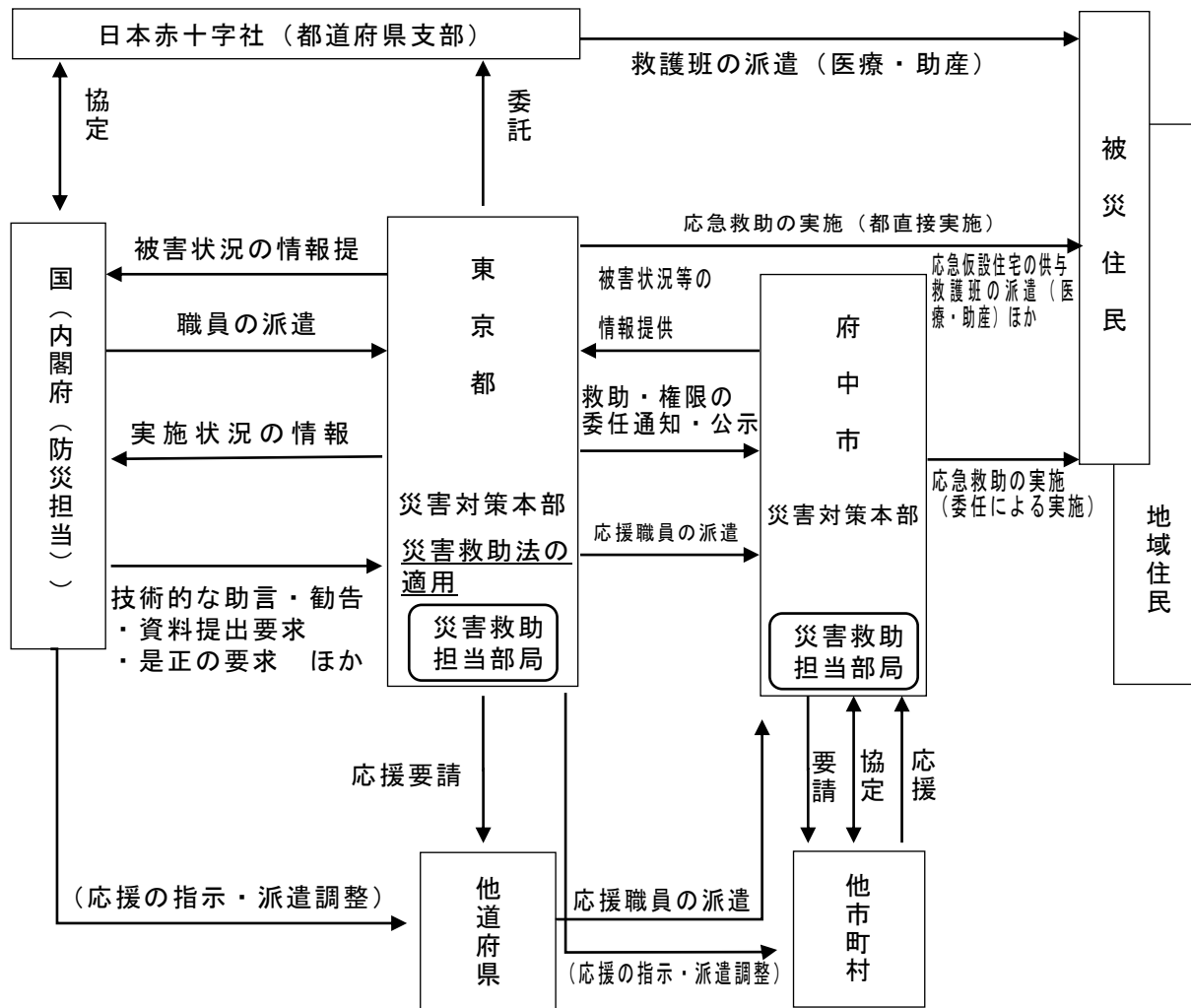
災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指示を受ける。

(2) 要請手続

市長が災害救助法の適用を都知事に要請する場合は、東京都（総合防災部）に対し、次に掲げる事項について要請する。

- ・災害発生の日時及び場所
- ・災害の原因及び被害状況
- ・適用を要請する理由
- ・必要な救助の種類
- ・適用を必要とする期間
- ・既に取った救助措置及び取ろうとする救助措置
- ・その他の必要な事項

市からの報告又は要請に基づき、東京都は、災害救助法の適用を決定し、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施する。



【災害救助法の運用手順】

市は、災害の発生により受けた被害に対して、災害救助に要する経費の財源に充て
ることを目的に、災害救助基金を積み立てている。